

**第3期桜川市子ども・子育て支援事業計画
ーさくらがわスマイル子どもプランー
【令和7年度～令和11年度】**

(案)

本計画書に記載された数値や内容は、令和7年2月時点のものであり、今後の策定過程において、数値や文章の内容が変更される可能性があります。

【令和7年2月時点】

桜川市

目 次

◆ 第1章 計画の概要.....	1
❖ 第1節 計画の目的・背景.....	1
❖ 第2節 計画の位置づけ.....	2
❖ 第3節 計画の期間.....	4
❖ 第4節 計画の策定方法.....	4
❖ 第5節 計画の基本的な視点.....	5
❖ 第6節 子ども・子育て支援新制度による取り組みの推進.....	7
◆ 第2章 子ども・子育て支援の現状.....	9
❖ 第1節 子ども・子育てを取り巻く桜川市の概況.....	9
❖ 第2節 教育・保育の状況.....	46
◆ 第3章 計画の基本的な考え方.....	55
❖ 第1節 総合計画の基本構想.....	55
❖ 第2節 計画の基本理念.....	56
❖ 第3節 基本目標.....	57
◆ 第4章 次世代育成支援行動計画.....	58
❖ 第1節 第2次桜川市次世代育成支援行動計画（後期計画）の進捗状況.....	58
❖ 第2節 第3次桜川市次世代育成支援行動計画.....	82
◆ 第5章 子ども・子育て支援事業計画.....	107
❖ 第1節 年少人口の今後の推計.....	107
❖ 第2節 定期的な教育・保育の量の見込みと確保の方策.....	108
❖ 第3節 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の方策.....	111
◆ 第6章 計画の推進に向けて.....	122
❖ 第1節 計画の推進体制.....	122
❖ 第2節 計画の点検・評価.....	122
❖ 第3節 地域・市民との連携.....	123
❖ 第4節 国・県との連携.....	123

◆ 第1章 計画の概要

❖ 第1節 計画の目的・背景

国では少子化対策として、次代を担う子どもを育成する家庭を社会全体で支援するため、地方公共団体や企業に計画的な取組を促進する「次世代育成支援対策推進法」を平成15年に制定し、桜川市では、平成17年度に「次世代育成支援行動計画」を、平成22年度からはこれを引き継ぐ「次世代育成支援行動計画（後期計画）」をそれぞれ策定し、子育て支援を実施してきました。

しかし、急速な少子化が継続する一方で、都市部ではいわゆる待機児童が多く確認されるなど、子育てをめぐる様々な課題がみられることから、これらの解決をめざして、国では平成24年度に新たに「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法を成立させ、これらに基づく「子ども・子育て支援新制度」をスタートさせました。

本市においては、「子ども・子育て支援新制度」に基づき、平成27年3月に「桜川市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子どもの健やかな成長を地域全体で支える社会づくりを目指してきました。

また、全国的な少子高齢化の進展、核家族化の進行、地域コミュニティの希薄化など子育てをめぐる環境はますます厳しい状況から、「次世代育成支援対策推進法」が平成27年度から10年間延長され、本市においても、市民が希望通りに働き、又、結婚・出産・子育てを実現することができる環境を整えるために「第2次桜川市次世代育成支援行動計画（前期計画）－さくらがわスマイル子どもプラン－」を策定し、結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援、多様な子育てニーズに対応した総合的な子育て支援に取り組み、令和2年に後期計画を策定しました。

その後、令和元年度には、幼児教育・保育の無償化や総合的な放課後児童対策の推進、母子保健の充実、児童虐待防止対策など、新たな課題に対する政策を含めた第2期計画として「第2期桜川市子ども・子育て支援事業計画－さくらがわスマイル子どもプラン－」を策定しました。

近年、国では「こどもまんなか社会」の実現に向けた様々な政策が推進されています。それらの施策は子どもを社会の中心に据え、誰もが健やかに成長できる環境を整えることを目的としています。

本市においても、国の「こどもまんなか実行計画」に対応しながら、市独自の子ども・子育て支援策を推進しています。

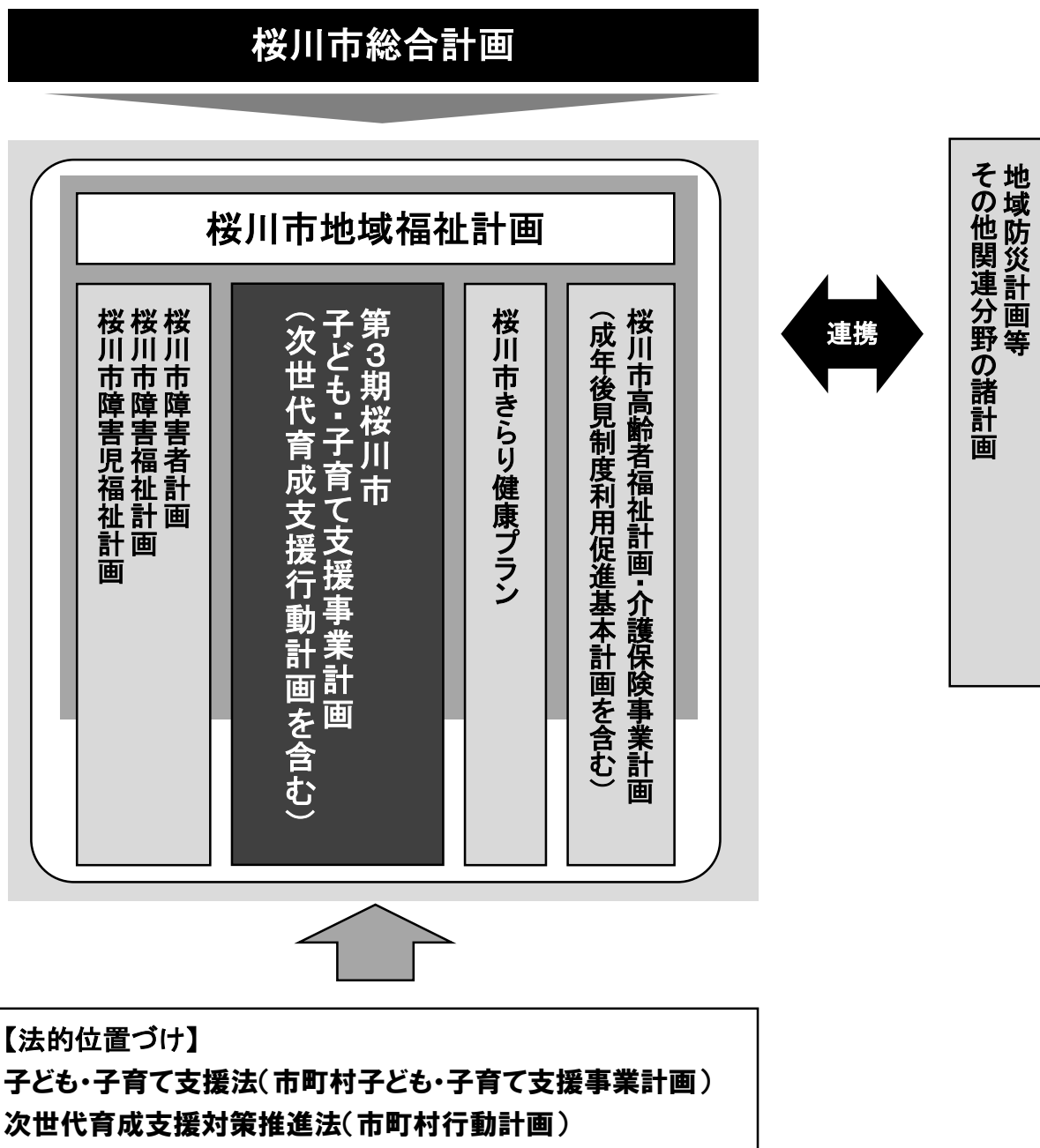
その一環としてこれまで個別で計画策定していた「子ども・子育て支援事業計画」と「次世代育成支援行動計画」を、本計画から一体的に策定することにより、各計画の異なる分野の施策の連携、また包括的な支援体制の構築による関係者との連携や施策の促進などを目的とし、基本理念である『子どもの元気な笑顔あふれる子育てのまち 桜川市』の実現のために、子どもを産み育てるといふ人々の希望がかなえられ、全ての子どもが健やかに成長できる社会を実現する考えに基づき、第3期計画として「桜川市子ども・子育て支援事業計画」（以下「計画」）を策定します。

❖ 第2節 計画の位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条の「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び次世代育成支援対策推進法第8条の「市町村行動計画」として位置づけられます。

なお、本計画の策定にあたっては市の最上位計画である「桜川市総合計画」をはじめ、健康・福祉分野等の個別計画との整合性を図ります。

<計画の位置づけ・関連計画>



＜本市の子ども・子育て分野の計画策定の流れ＞

平成 22 年～

桜川市次世代育成支援行動計画
(後期計画) (平成 22 年度～26 年度)

平成 27 年～

**桜川市子ども・子育て支援事業計画
ーさくらがわスマイル子どもプランー**
(平成 27 年度～令和元年度)

第 2 次桜川市次世代育成支援行動計画
(前期計画) (平成 27 年度～令和元年
度)

令和 2 年～

**第 2 期
桜川市子ども・子育て支援事業計画
ーさくらがわスマイル子どもプランー**
(令和 2 年度～令和 6 年度)

第 2 次桜川市次世代育成支援行動計画
(後期計画) (令和 2 年度～令和 6 年度)

「子ども・子育て支援事業計画」の特徴

- ① 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の
量の見込みと確保方策を定める
- ② 幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援を
総合的に推進する
- ③ 子ども・子育て会議等の意見を聴いて策定する

「次世代育成支援行動計画」の特徴

- ① 地域における子育て支援、母性及び乳幼児の健
康の確保・増進、教育環境の整備等幅広い分野
を対象とする
- ② 市町村の実情に応じて柔軟に策定できる
- ③ 住民の意見を反映させるための措置を講じる

一体化

第 3 期 桜川市子ども・子育て支援事業計画
(令和 7 年度～令和 11 年度)

❖ 第3節 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。また、今後の制度改正といった国の動向等により、計画期間内においても必要に応じて見直しを行うこととします。

令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
第2期桜川市 子ども・子育て支援事業計画									
				見直し	第3期桜川市 子ども・子育て支援事業計画				
					必要に応じて見直し				見直し

❖ 第4節 計画の策定方法

1. 計画の対象

本計画の対象は、子どもとその家庭を中心に、地域や事業所、関係団体、行政機関等、地域を構成するすべての個人と団体です。

2. 計画の策定方法

計画の策定にあたっては、法の規定及び国の方針に基づく手続きを行い策定します。また、本計画は地域の特性に応じた計画を策定するために、「学識経験者」、「福祉、保健、医療、教育等次世代育成支援対策に関係する者」、その他市長が必要と認める者により構成される、子ども・子育て支援法第77条第1項に基づく「桜川市子ども・子育て会議」において意見聴取や審議、進行管理を行い策定しました。計画案については、パブリックコメントによる意見公募を行い、専門的な視点や住民の意見を反映し、計画策定を行いました。

❖ 第5節 計画の基本的な視点

安心して子どもを生み、育てることができるまちの実現に向け、仕事と子育て等を両立しやすい環境づくりに配慮しながら、これまでの取組における成果を検証し、次に掲げる事項等について計画を策定します。

（１）子どもの視点

子どもの幸せを第一に考え、子どもの最善の利益が最大限に尊重されるよう配慮することが必要です。特に、子育ては男女が協力して行うべきものとの視点に立った取組が重要です。

（２）次代の親の育成という視点

子どもは次代の親となるものとの認識の下に、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取組を進めることが必要です。

（３）支援サービス利用者の視点

子育て家庭の生活実態や子育て支援に係る利用者のニーズは多様化しており、これらのニーズに柔軟に対応できるように、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的な取組が重要です。

（４）社会全体による支援の視点

次世代育成支援対策は、行政はもとより、企業や地域社会を含めた社会全体で協力して取り組むべき課題であり、様々な担い手の協働の下に対策を進めていくことが必要です。

（５）仕事と生活の調和の実現の視点

働き方の見直しを進め、仕事と生活の調和を実現することは、結婚や子育てに関する希望を実現するための取組の一つとして、少子化対策の観点からも重要です。

地域においても、行政や企業をはじめとする関係者が連携して進め、創意工夫の下に、地域の実情に応じた展開を図ることが重要です。

（６）結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の視点

「子育て支援」、「働き方改革」、「結婚・妊娠・出産支援」など、結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援について、創意工夫の下、地域の実情に応じた展開を図ることが重要です。

（７）全ての子どもと家庭への支援の視点

次世代育成支援対策は、広く全ての子どもと家庭への支援という観点から推進することが必要です。社会的養護を必要とする子どもの増加や虐待等の子どもの抱える背景の多様化等の状況に十分対応できるよう、社会的養護体制について質・量ともに整備を進めるとし、家庭的な養護の推進、自立支援策の強化という観点も十分踏まえて取組を進めることが重要です。

（８）地域の担い手や社会資源の効果的な活用の視点

地域においては、地域活動団体、社会福祉協議会、民間事業者や児童委員等が活動するとともに、地域への貢献を希望する地域人材も多く、このような地域の担い手や社会資源を十分かつ効果的に活用することが必要です。その際には、地域と学校が連携・協働し、地域全体で子どもの成長を支えていくという視点が重要です。

（９）支援サービスの質の視点

サービスの質を評価し、向上させていくといった視点から、人材の資質の向上を図るとともに、情報公開やサービス評価等の取組を進めることが重要です。

（１０）地域特性の視点

地域の特性は様々であり、利用者のニーズ及び必要とされる支援策も異なることから、次世代育成支援対策においては、各々の特性を踏まえて主体的な取組を進めていくことが必要です。

❖ 第6節 子ども・子育て支援新制度による取り組みの推進

(1) 子ども・子育て支援新制度について

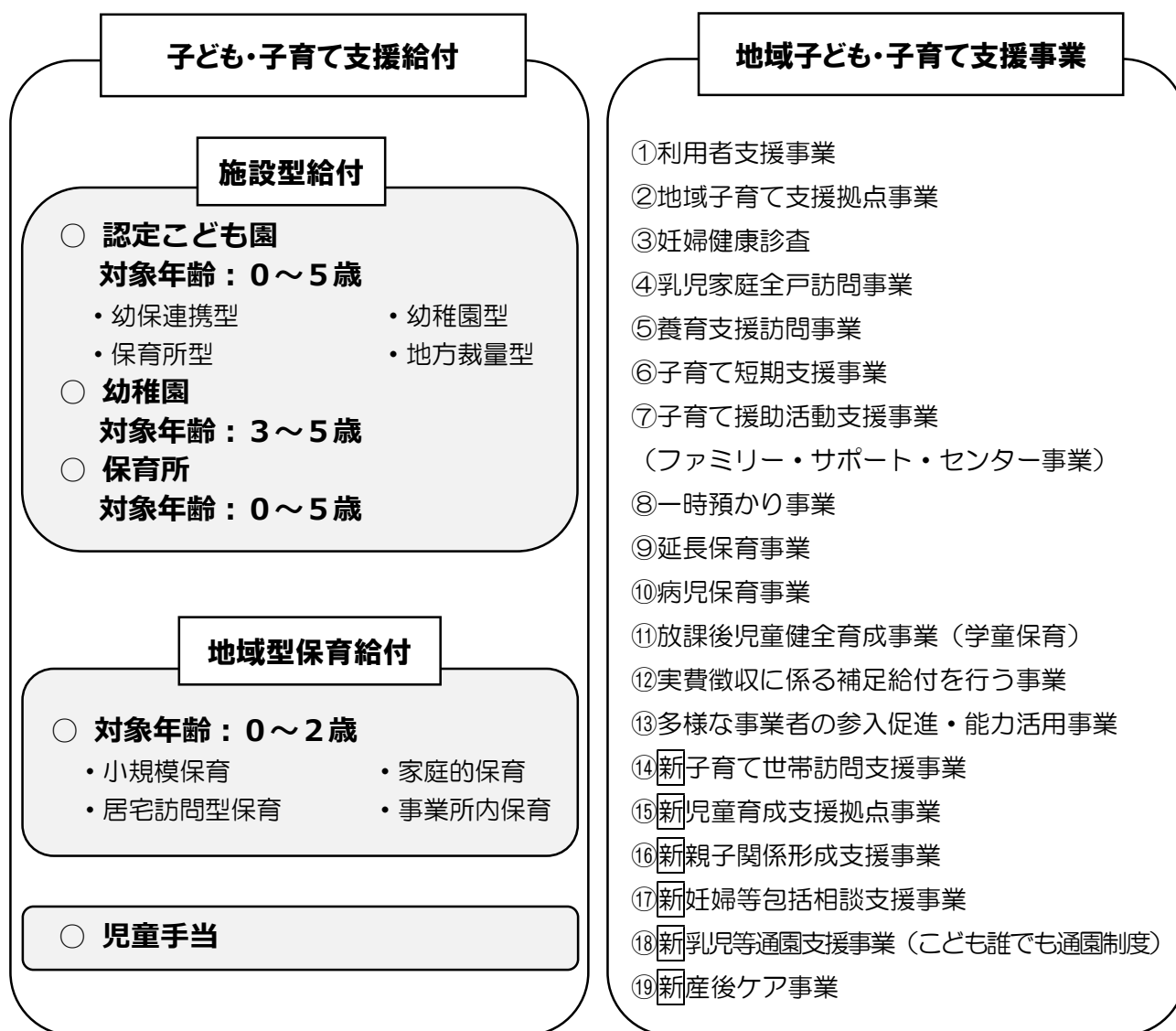
本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援制度を踏まえた取り組みを推進していきます。子ども・子育て支援制度は、「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」の2つに分かれています。

子ども・子育て支援給付

子ども・子育て支援新制度の給付は「幼稚園」・「保育所」・「認定こども園」を通じた「施設型給付」と、「小規模保育」「家庭的保育」「居宅訪問型保育」「事業所内保育」の4つの事業に対する「地域型保育給付」に分かれます。

地域子ども・子育て支援事業

市町村が地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業です。子ども・子育て支援法で交付金の対象となる19の事業が定められています。



(2) 保育の必要性の認定について

「子ども・子育て支援法」では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で、給付を支給する仕組みとなっています。

① 認定区分

認定区分は次の1～3号の区分で行われます。

認定区分	子の年齢と認定		利用先
1号認定	教育標準時間認定	お子さんが満3歳以上で幼稚園等での教育を希望される場合	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上・保育認定	お子さんが満3歳以上で「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望される場合	保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満・保育認定	お子さんが満3歳未満で「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望される場合	保育所 認定こども園 地域型保育

② 認定基準

保育の必要性の認定(2号、3号の保育の必要性の認定を受ける子ども)にあたっては、以下について基準を策定します。

事由	①就労 フルタイムのほか、パートタイム、夜間・居宅内の労働など、基本的にすべての就労を含む
	②就労以外の事由 <u>「妊娠・出産」</u> ・保護者が妊娠中または出産直後で、子育てとともに体調管理が必要な場合。 <u>「保護者の疾病・障害」</u> ・保護者が病気や障害を有し、日常的に子どもの保育が困難な場合。 <u>「同居または長期入院等している親族の介護・看護」</u> ・保護者が家族の介護や看護に従事している場合。 <u>「災害復旧」</u> ・自然災害などの復旧に従事している場合。 <u>「求職活動」</u> ・保護者が就労のための活動（ハローワークでの登録や就職面接など）を行っている場合。 <u>「就学」</u> ・保護者が教育機関に通っている場合（職業訓練、専門学校、大学など） <u>「虐待やDV被害からの保護」</u> ・保護者または子どもが家庭内暴力（DV）や虐待から保護される場合。 <u>「育児休業取得中」</u> ・育児休業中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であることや、またそれらに類するものとして本市が認める場合 <u>「その他」</u> ・その他、上記に類する状態として本市が認める場合
区分	①保育標準時間 主にフルタイムの就労を想定した長時間利用（最長11時間） ②保育短時間 主にパートタイムの就労を想定した短時間利用（最長8時間）

◆ 第2章 子ども・子育て支援の現状

❖ 第1節 子ども・子育てを取り巻く桜川市の概況

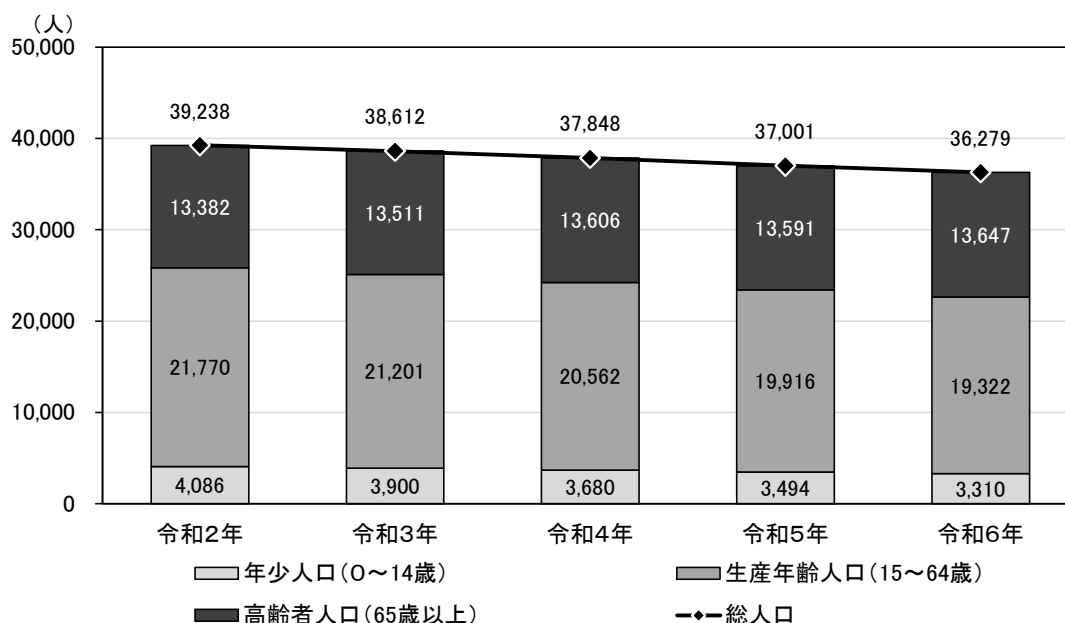
1. 人口の動向

(1) 年齢3区分別人口の推移

本市の総人口は、減少傾向で推移し、令和6年で36,279人と、令和2年の39,238人と比べて2,959人の減少となっています。

年齢3区分別人口の割合の推移をみると、令和2年から令和6年にかけて、高齢者人口は増加している一方、年少人口は、減少しています。また、生産年齢人口は令和2年以降減少傾向で推移しています。

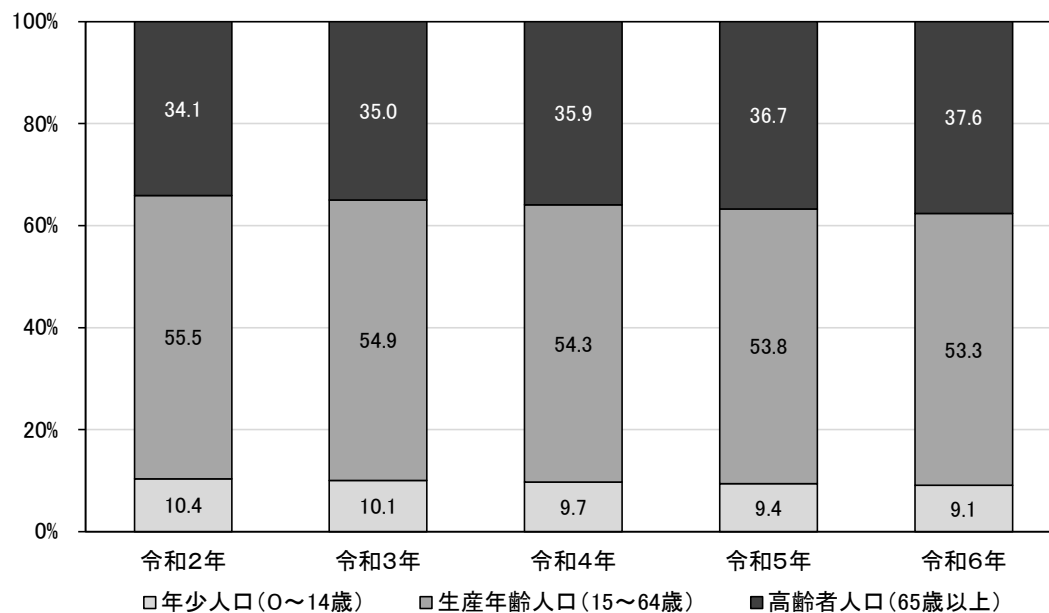
【年齢3区分別人口の推移】



資料：※常住人口調査・各年4月1日現在

年齢3区分別人口の割合の推移をみると、令和6年で年少人口が9.1%、生産年齢人口が53.3%、高齢者人口が37.6%となっています。

【年齢3区分別人口の割合の推移】



資料：※常住人口調査・各年4月1日現在



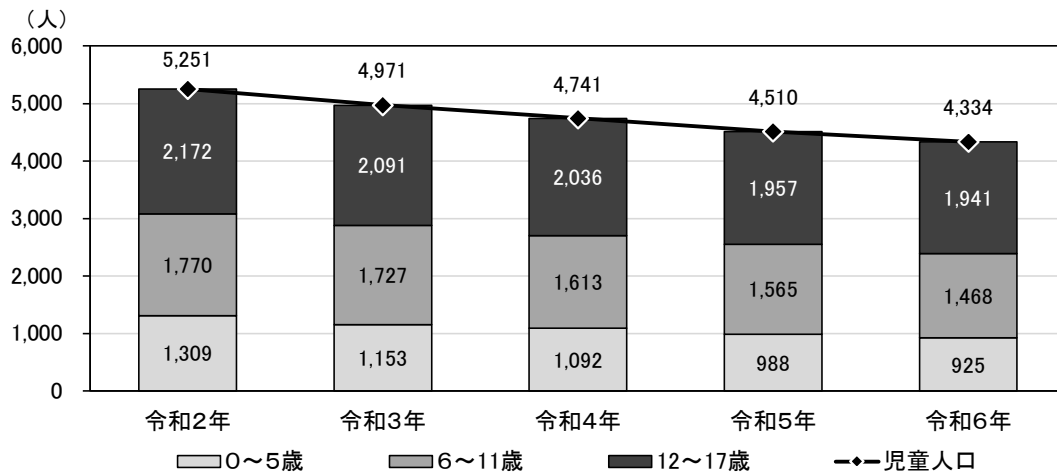
桜川市マスコットキャラクター さくりん

（２）児童人口の年齢別推移

本市の児童人口は、令和６年で 4,334 人と、令和２年の 5,251 人と比べて 917 人の減少となっています。

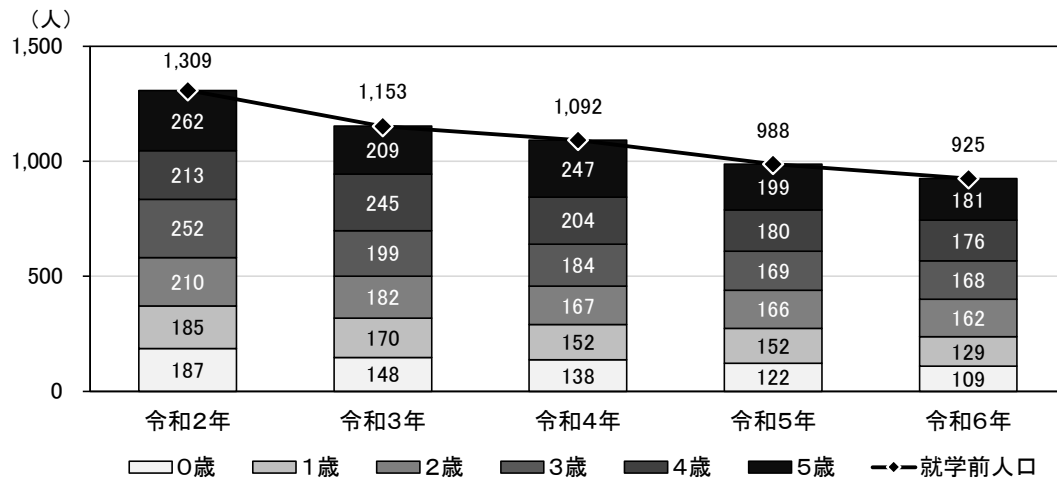
０～５歳の就学前人口は、減少傾向で推移し、令和６年で 925 人と、令和２年の 1,309 人と比べて 384 人の減少となっています。

【児童人口の推移】



資料：※常住人口調査・各年４月１日現在

【就学前人口の推移】



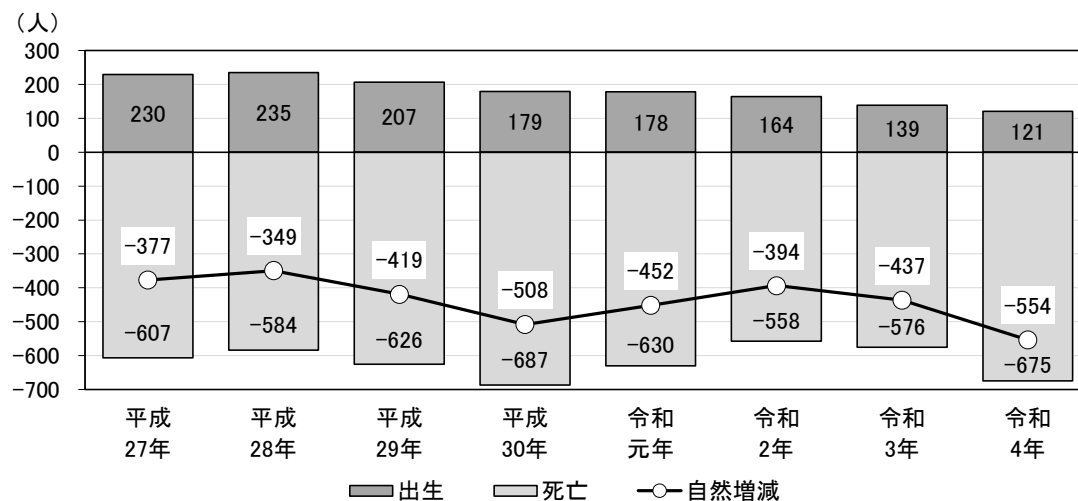
資料：※常住人口調査・各年４月１日現在

（３）自然動態・社会動態の推移

自然動態（出生・死亡による人口動態）は、マイナスで推移しており、令和４年は５５４人のマイナスとなっています。

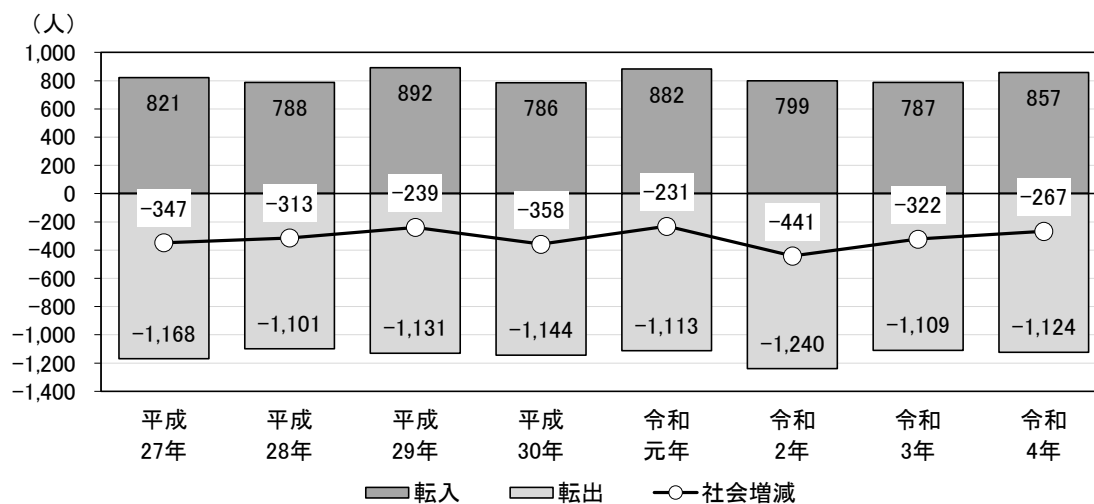
社会動態（転入・転出による人口動態）も同様にマイナスで推移しているものの、令和２年と比較し、令和３年はプラスで推移し、１１９人のプラスとなっています。

【自然動態の推移】



資料：茨城県人口動態統計

【社会動態の推移】



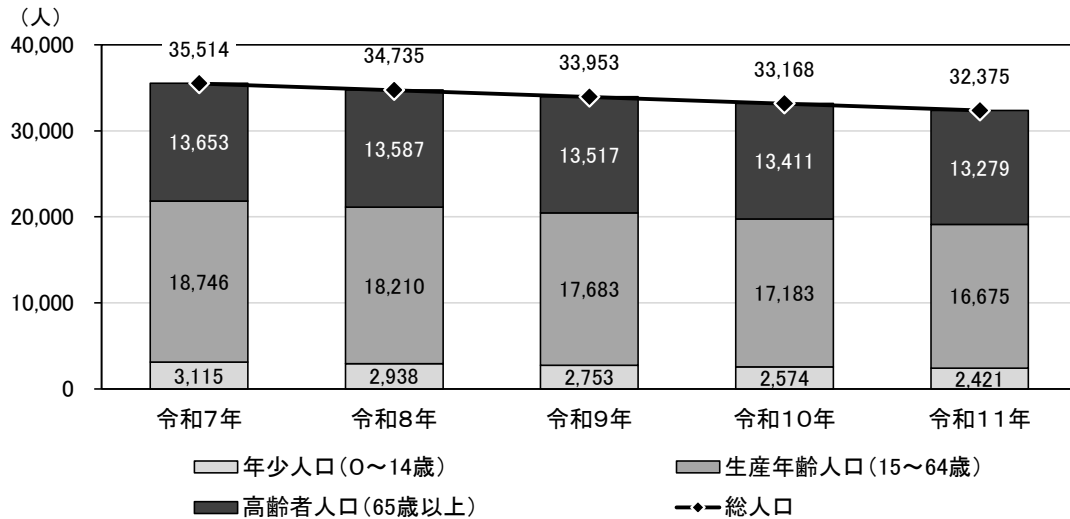
資料：茨城県人口動態統計

（４）人口推計

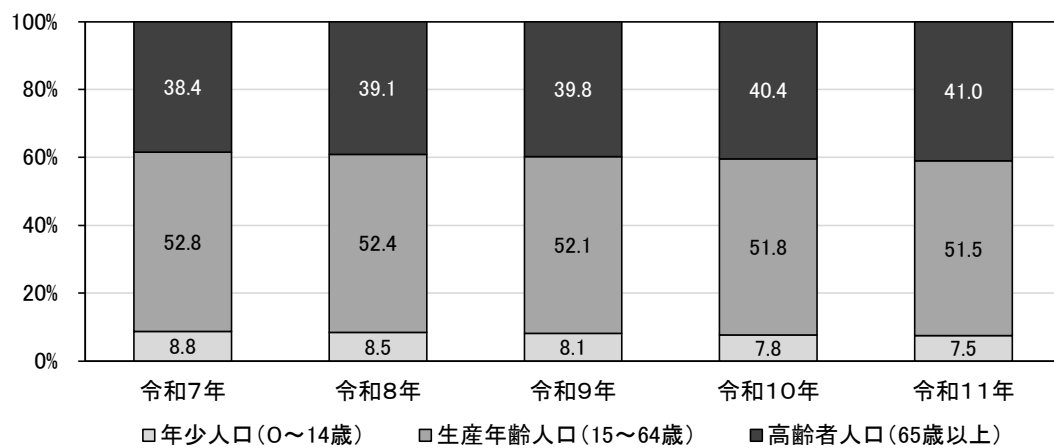
本市の年齢３区分別人口の推計をみると、令和１１年には、総人口が３２,３７５人で、年少人口が２,４２１人となることが予測されます。

年齢３区分別人口の割合の推計をみると、年少人口は減少し、生産年齢人口は微減で推移することが予測されます。

【年齢３区分別人口の推計】



【年齢３区分別人口の割合の推計】



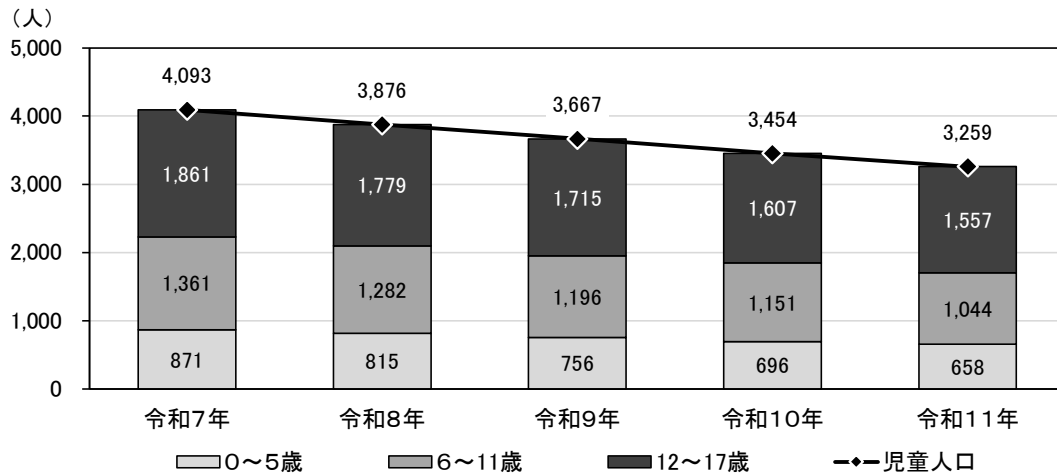
資料：コーホート変化率法による人口推計（各年４月１日現在）

（５）児童人口の年齢別推計

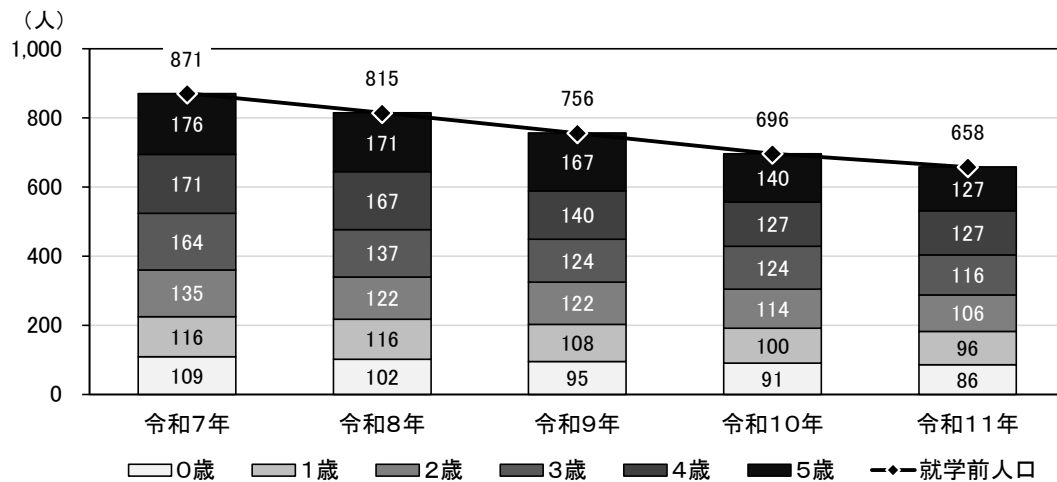
本市の児童人口推計をみると、令和 11 年には、0～17 歳の人口が 3,259 人で、各年齢で減少傾向となることが予測されます。

就学前人口の推計では、令和 11 年で 658 人と、令和 7 年の 871 人と比べて 213 人の減少となっています。

【児童人口の推計】



【就学前人口の推計】

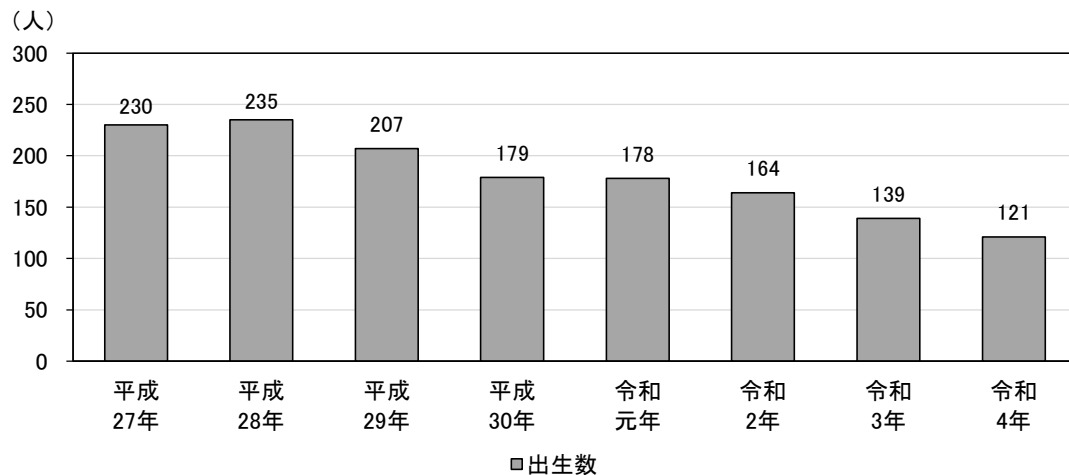


資料：コーホート変化率法による人口推計（各年 4 月 1 日現在）

（６）出生数の推移

本市の出生数は、減少傾向で推移し、令和４年には 121 人となっています。

【出生数の推移】

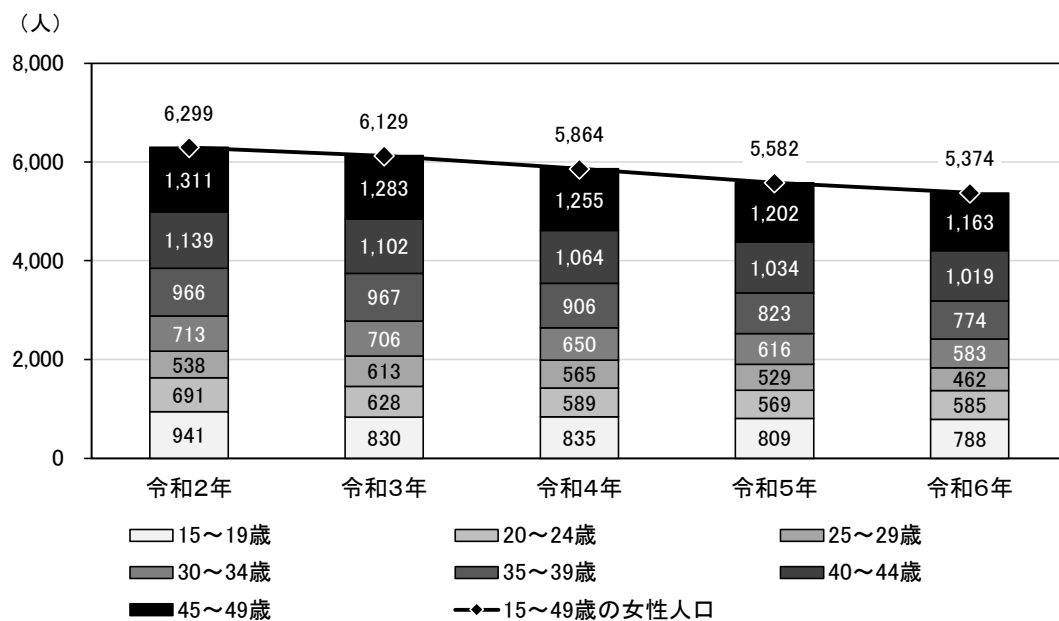


資料：茨城県人口動態統計

（７）年齢階級別女性人口の推移

出生期（15～49 歳）といわれる女性人口は、微減傾向にあり、令和６年は 5,374 人となっています。

【年齢階級別女性人口の推移】



資料：茨城県常住人口調査（各年 4 月 1 日現在）

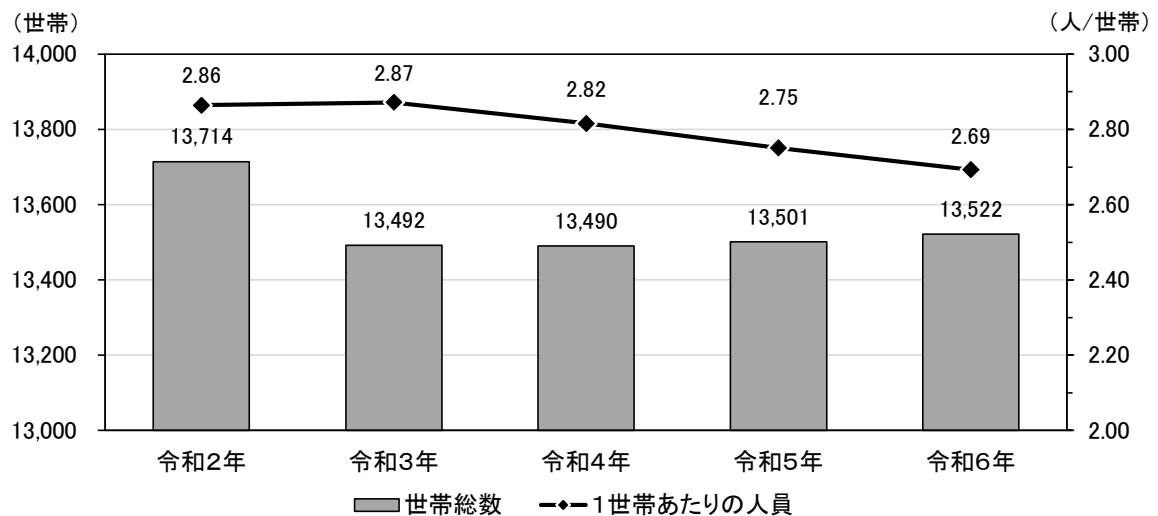
2. 世帯の状況

(1) 世帯数の推移

本市の世帯数は、令和4年以降増加傾向で推移し、令和6年で13,522世帯と、令和3年の13,492世帯と比べて30世帯の増加となっています。

1世帯あたりの人員は、令和3年以降、世帯数の増加に伴い減少で推移し、令和6年は2.69人/世帯となっています。

【世帯数の推移及び1世帯あたりの人員の推移】



資料：茨城県常住人口調査（各年4月1日現在）

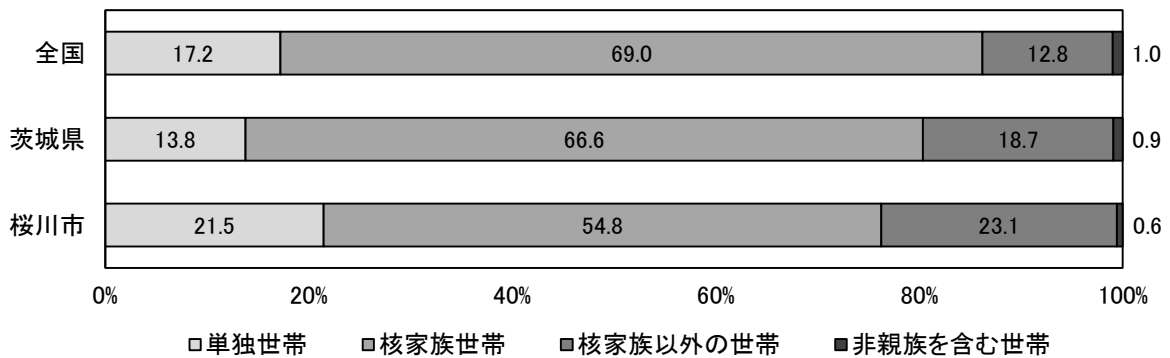


（２）世帯の構成

令和２年の本市の世帯構成は、国や県と比較すると、「単独世帯」及び「核家族以外の世帯」の割合が高くなっています。

また、親族世帯（核家族世帯+核家族以外の世帯）のうち核家族世帯は 7,334 世帯となっており、その内訳は、夫婦のみの世帯が 2,580 世帯、夫婦と子どもの世帯が 3,342 世帯、男親と子ども世帯が 257 世帯、女親と子ども世帯が 1,155 世帯となっています。

【一般世帯数の構成比】



【核家族世帯の状況】

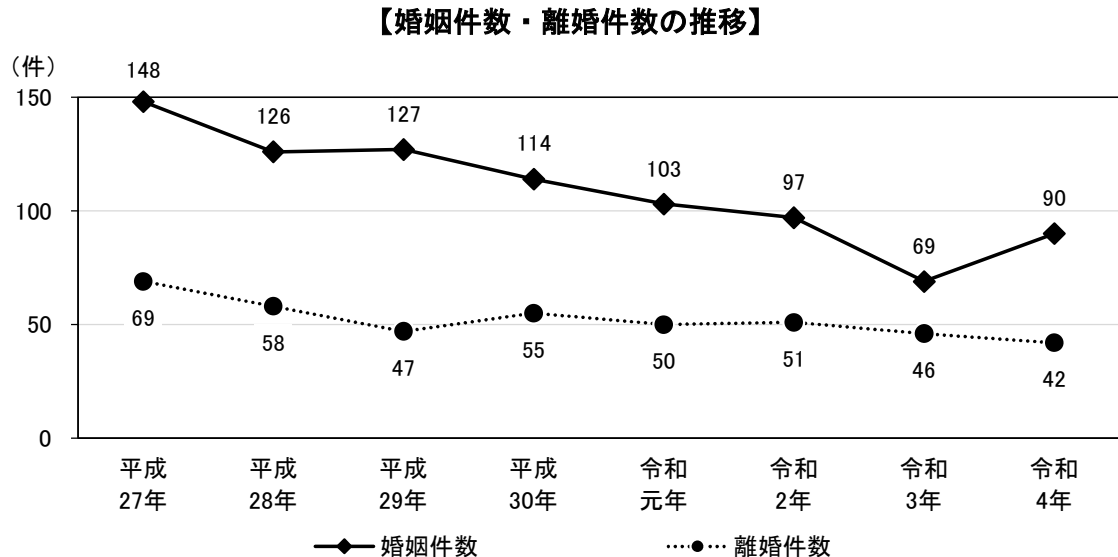
区分		核家族世帯				
			夫婦のみ	夫婦と子ども	男親と子ども	女親と子ども
全国	実数	1,862,672	491,556	1,116,334	41,655	213,127
	構成比	100.0	26.4	59.9	2.2	11.4
茨城県	実数	664,239	245,778	308,921	18,395	91,145
	構成比	100.0	37.0	46.5	2.8	13.7
桜川市	実数	7,334	2,580	3,342	257	1,155
	構成比	100.0	35.2	45.6	3.5	15.7

資料：国勢調査（令和２年 10 月 1 日）

3. 婚姻の現状

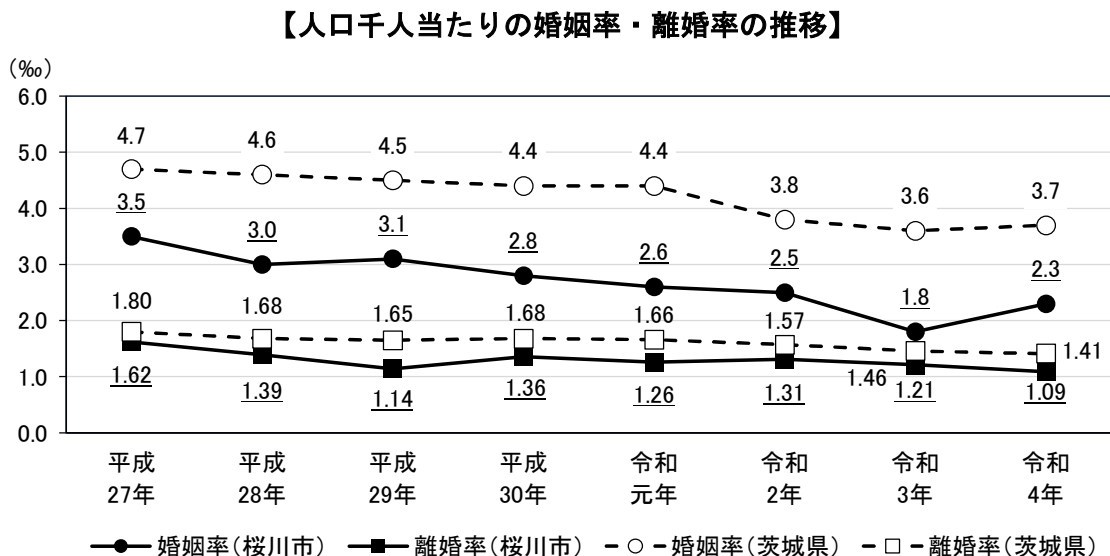
(1) 婚姻件数・離婚件数の推移

本市の婚姻件数は、平成 29 年から令和 3 年までは減少傾向でしたが、令和 4 年は増加傾向となっており、21 件の増加となっています。離婚件数は、令和 2 年から減少傾向となっており、令和 4 年は 42 件となっています。



(2) 婚姻率・離婚率の推移

本市の婚姻率は、茨城県を下回る数値で推移し、令和 4 年は 2.3 パーミルとなっています。離婚率についても、茨城県を下回る数値で推移し、令和 4 年は 1.09 パーミルとなっています。



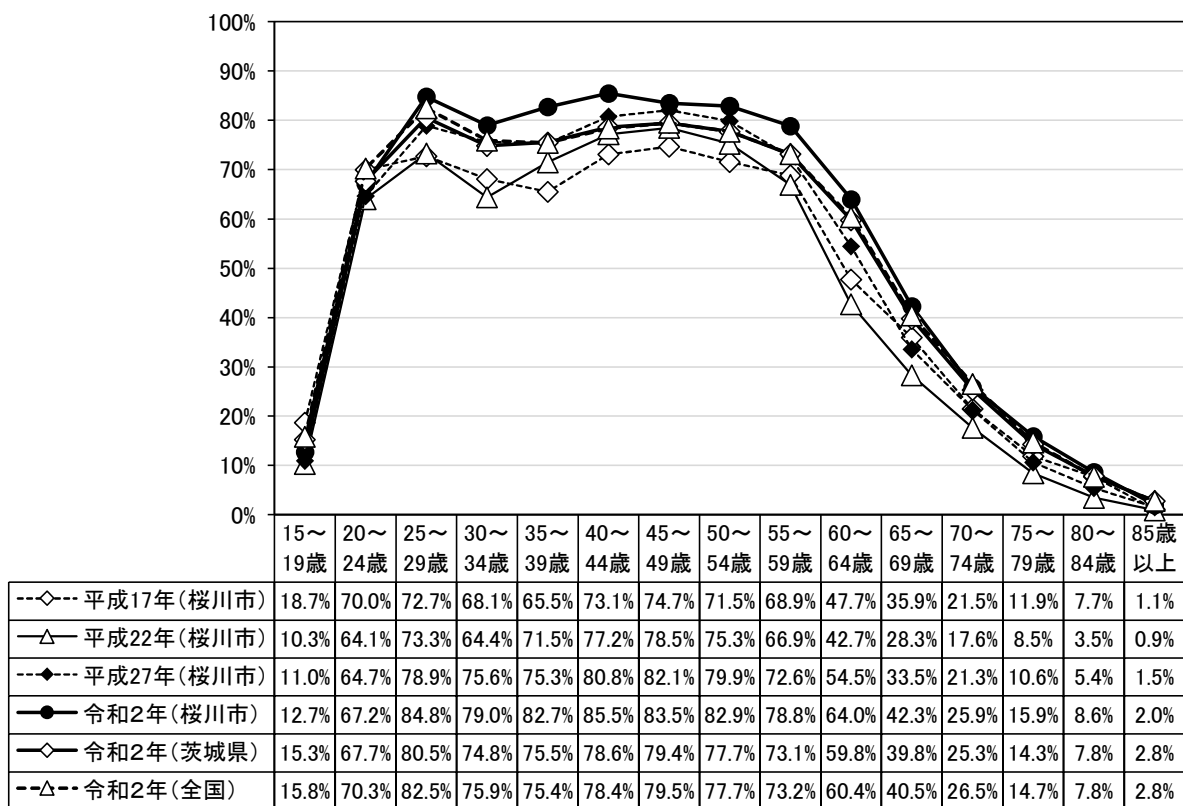
※出生率：人口千人あたりに対するその年の婚姻率・離婚率の割合

4. 就労の状況

(1) 女性就業率

本市の女性就業率は、出産・子育てを迎える人が多くなる30歳代で一時的に減少し、40歳代で再び増加する、いわゆる「M字カーブ」を描いています。平成17年以降、M字カーブの底は上昇し、改善の傾向がみられるものの、依然として30歳代では出産・子育てにより就労を中断している状況がみられます。令和2年の30歳代から60歳代の女性就業率は、茨城県、全国を若干上回る割合となっています。

【女性就業率の推移】

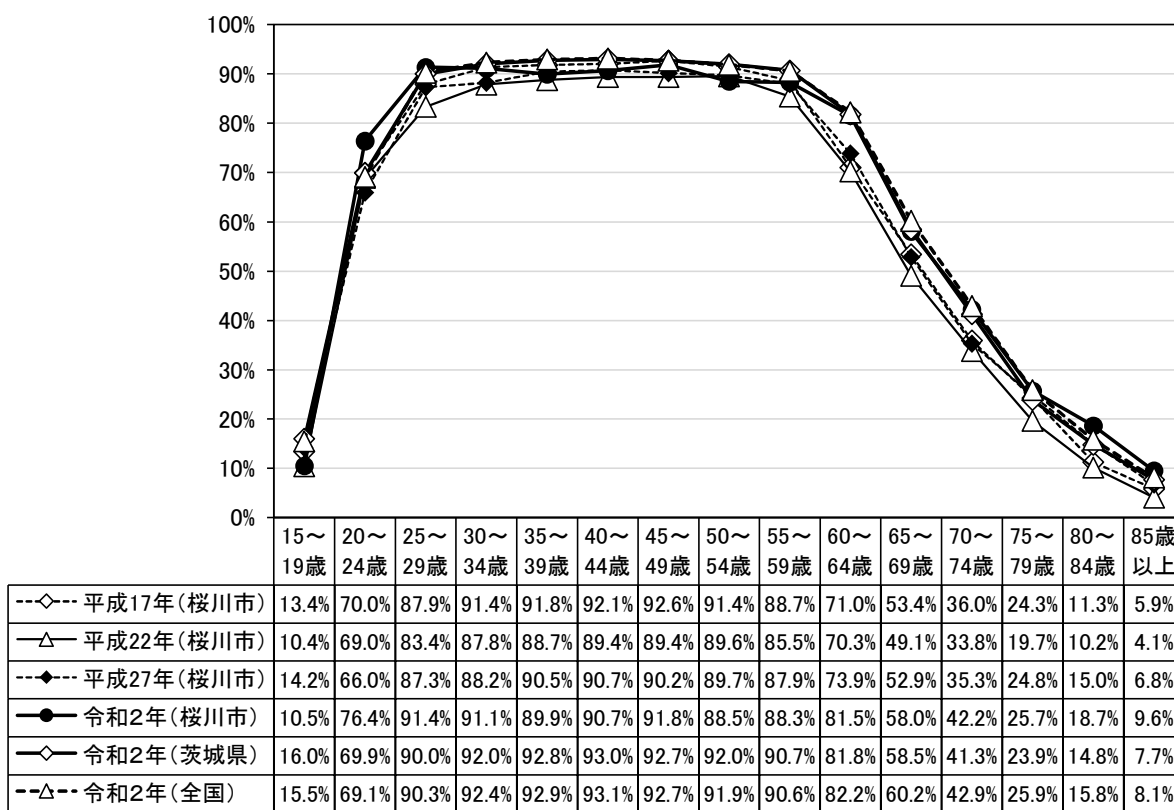


資料：国勢調査

(2) 男性就業率

本市の男性就業率は、令和2年の各階層では、20歳前半及び80歳代以降が茨城県、全国を上回る割合となっています。

【男性就業率の推移】



資料：国勢調査

5. ニーズ調査結果の概要

(1) 調査の概要

この調査は、桜川市における新たな「第3期子ども・子育て支援事業計画」の作成に向け、市民の皆様の教育・保育・子育て支援に関する現在の利用状況や、今後の利用希望を把握するために実施しました。

調査地域	桜川市全域
調査対象者	市内在住の未就学児童及び小学生児童の保護者から 1,702 名を無作為抽出
調査方法	郵送配布、郵送・WEB 回収
調査期間	令和6年3月15日（金）～令和6年5月10日（金）

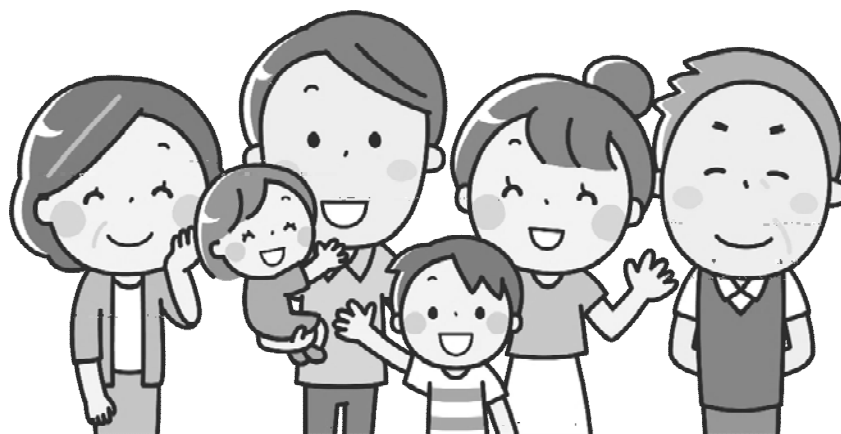
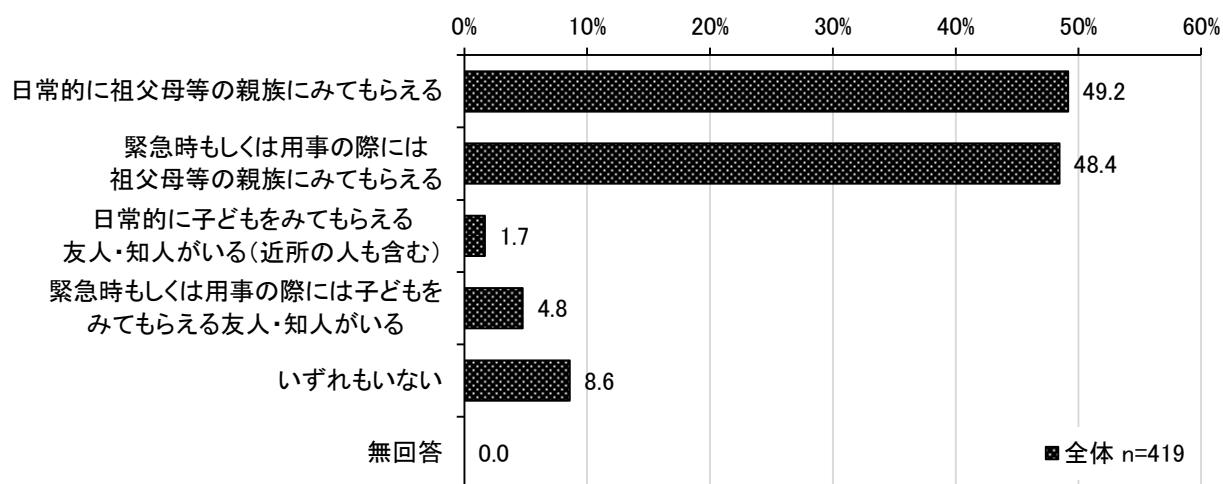
調査区分	配布数	回収数 郵送・WEB合計	回収率
1. 未就学児童保護者	845件	419件	49.6%
2. 就学児童保護者	857件	409件	47.7%
合 計	1,702件	828件	48.6%

調査結果を見る上での留意点	●調査結果の比率は、その設問の回答者数を基数として、小数点第2位を四捨五入して小数点第1位までを示しているため、その合計値が100.0%にならない場合があります。 ●複数回答の設問の場合、回答比率の合計は100.0%を超える場合があります。 ●図表中の「n」とは、その設問の回答者数を表しています。
---------------	---

（２）調査結果の概要__未就学児童

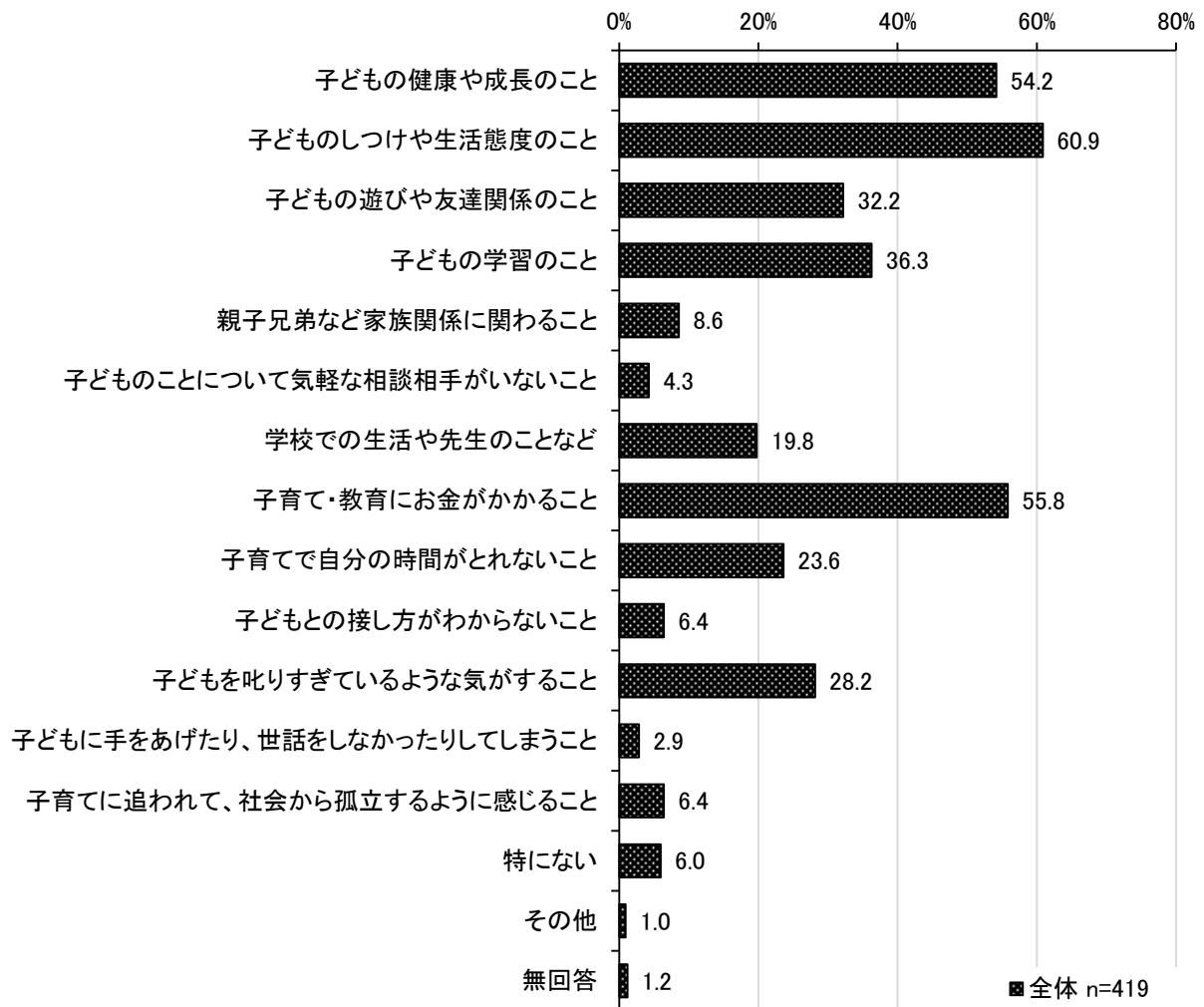
●日頃、お子さんをみてもらえる親族・知人の有無について

保育所等施設通所の有無に関わらず、日頃、お子さんをみてもらえる親族・知人の有無については、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が49.2%で最も高く、次いで「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が48.4%、「いずれもない」が8.6%となっています。



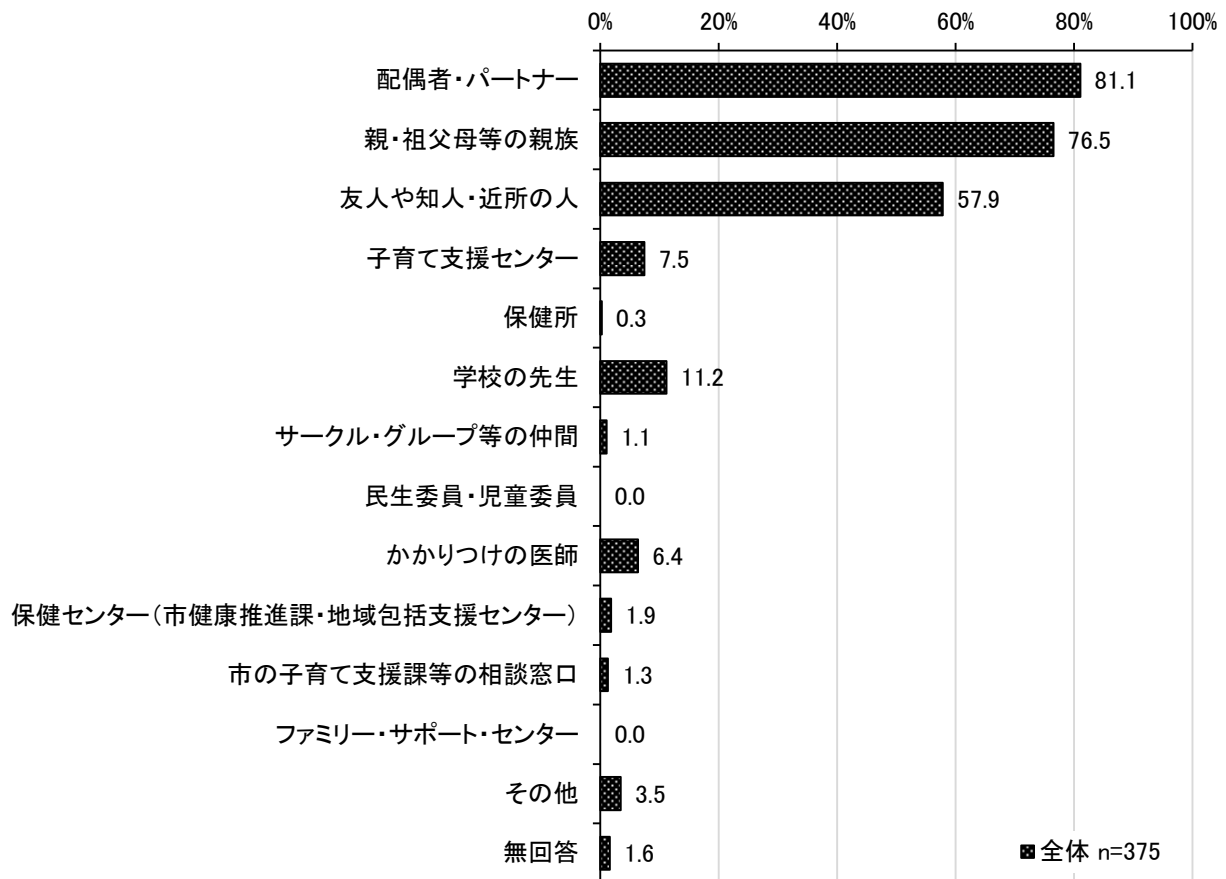
●子育て（教育を含む）に関して、日常的に悩んでいること、または気になることについて

子育てや教育に関して、日常的に悩んでいることや気になることについては、「子どものしつけや生活態度のこと」が60.9%で最も高く、次いで「子育て・教育にお金がかかること」が55.8%、「子どもの健康や成長のこと」が54.2%となっています。



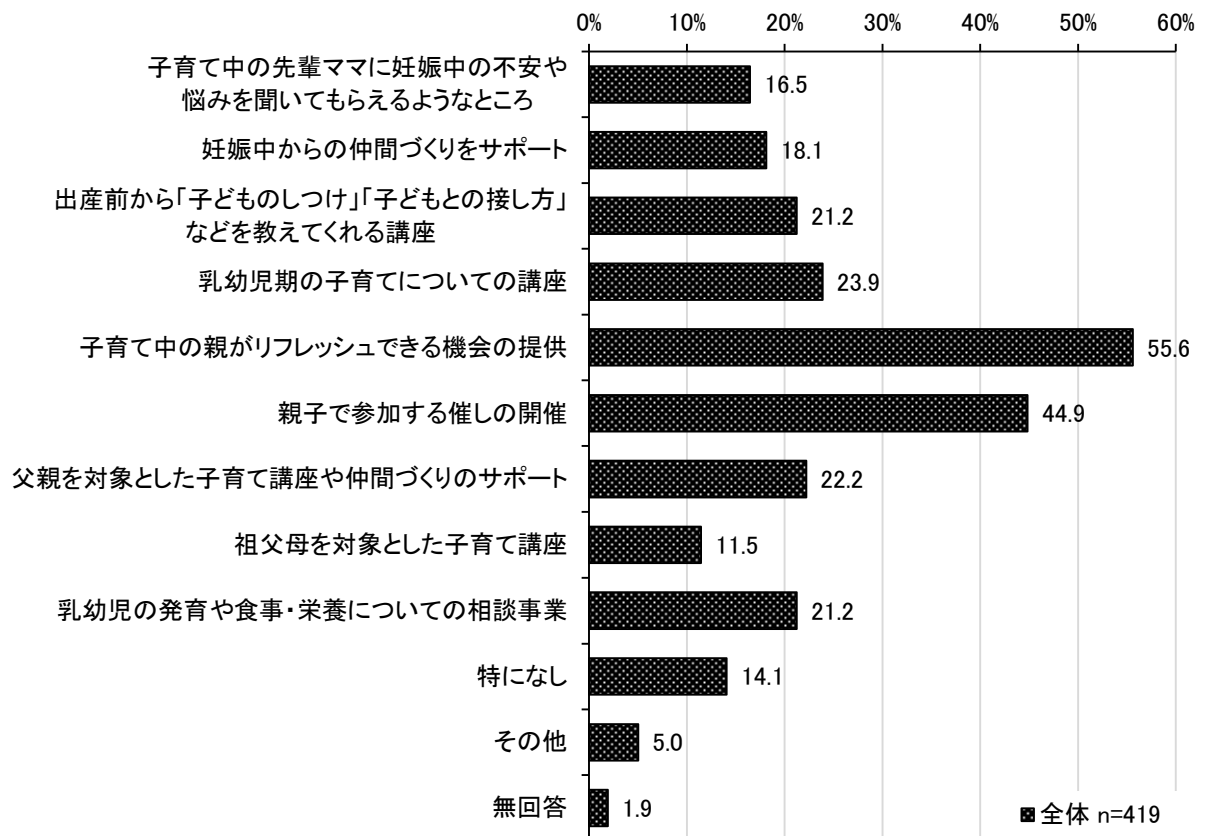
●子育て（教育を含む）に関して、気軽に相談できる先について

子育て（教育を含む）に関する相談先については、「配偶者・パートナー」が81.1%で最も高く、次いで「親・祖父母等の親族」が76.5%、「友人や知人・近所の人」が57.9%となっています。



●子育て（教育を含む）をする上で、周囲（身近な人、行政担当者など）からどのようなサポートがあればよいかについて

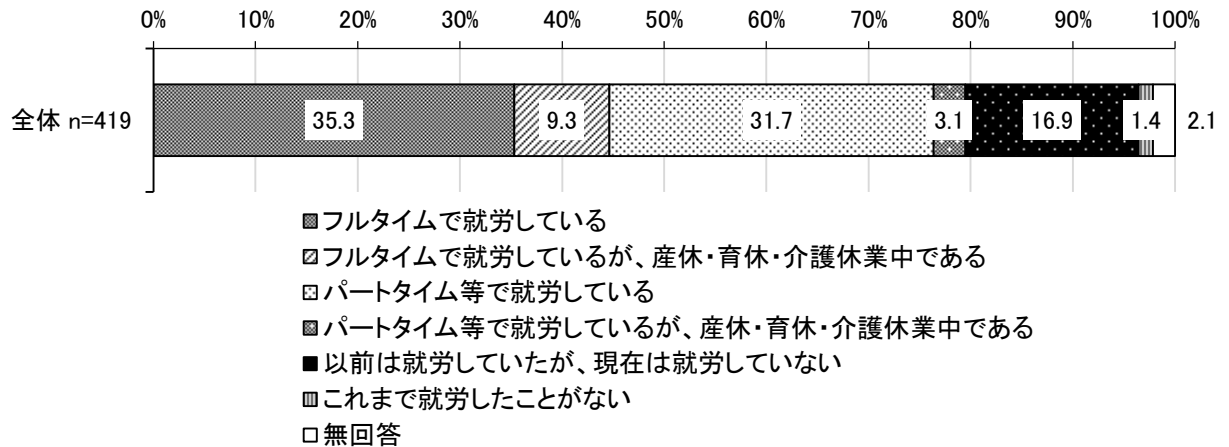
子育て（教育を含む）をする上で、周囲（身近な人、行政担当者など）からどのようなサポートがあればよいかについては、「子育て中の親がリフレッシュできる機会の提供」が55.6%で最も高く、次いで「親子で参加する催しの開催」が44.9%、「乳幼児期の子育てについての講座」が23.9%となっています。



●保護者の現在の就労状況について

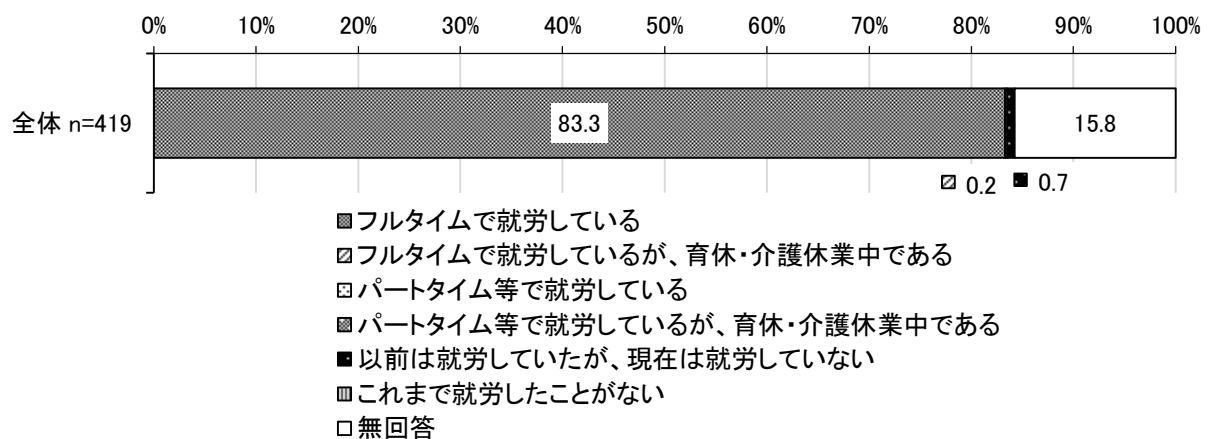
① 母親

母親の現在の就労状況については、「フルタイムで就労している」が35.3%で最も高く、次いで「パートタイム等で就労している」が31.7%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が16.9%となっています。



② 父親

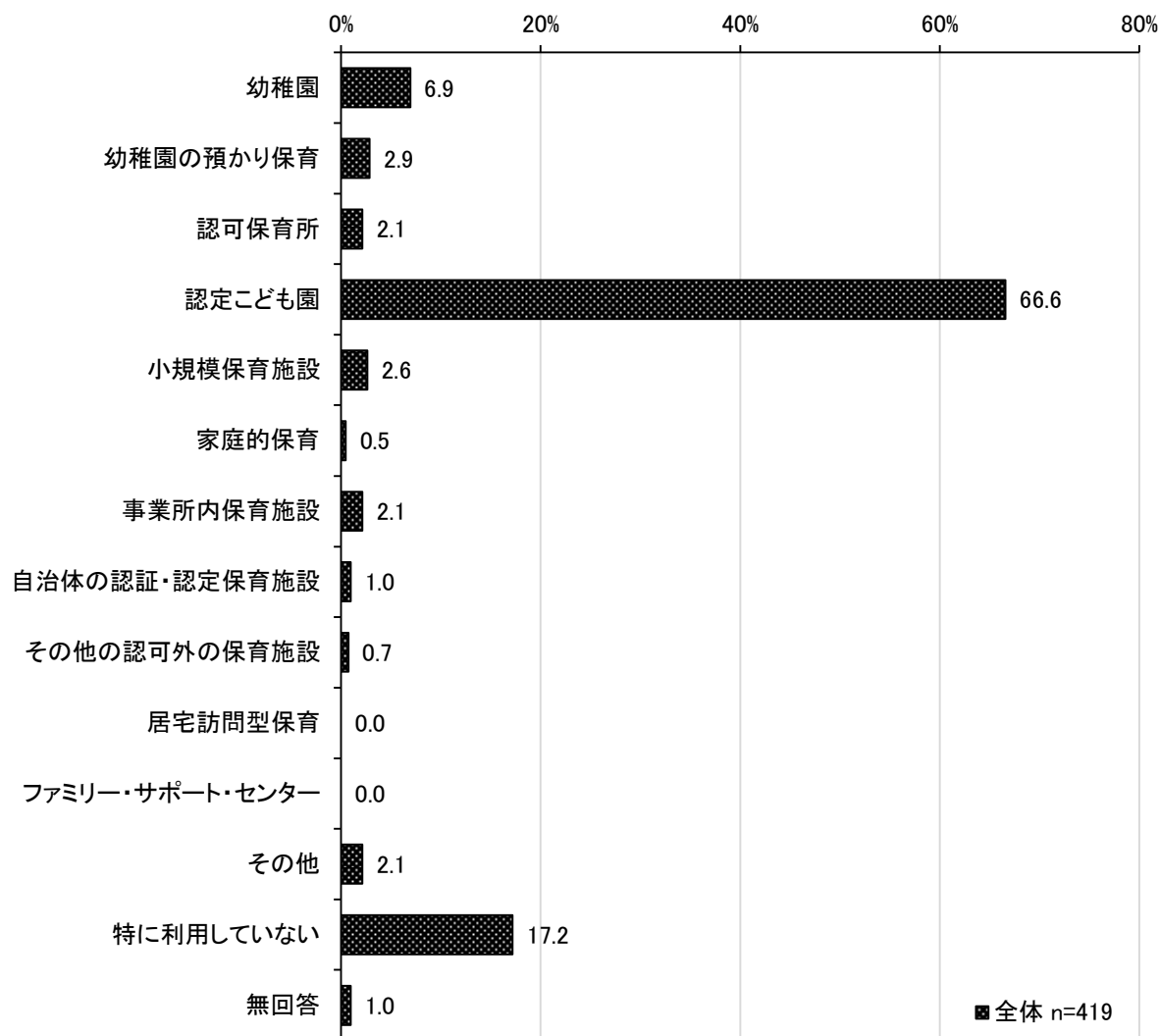
父親の現在の就労状況については、「フルタイムで就労している」が83.3%で最も高く、次いで「以前は就労していたが、現在は就労していない」が0.7%、「フルタイムで就労しているが、育休・介護休業中である」が0.2%となっています。



●平日の教育・保育の定期的な利用の状況について

現在、平日にどのような教育・保育施設を利用していますかについては、「認定こども園」が66.6%で最も高く、次いで「幼稚園」が6.9%、「幼稚園の預かり保育」が2.9%となっています。

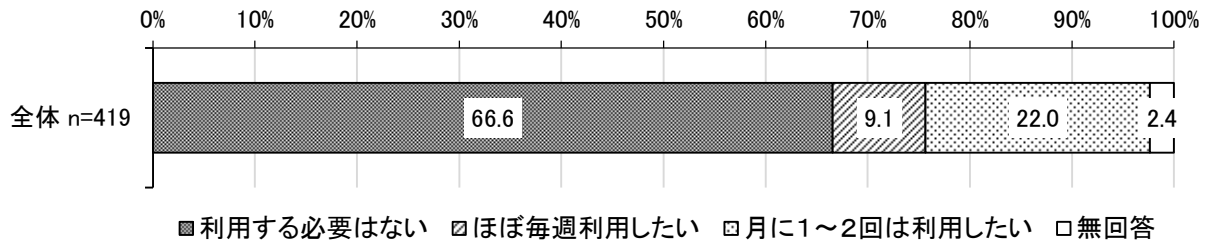
なお、「特に利用していない」は17.2%となっています。



●土曜日・日曜日・祝日・長期休暇中の定期的な教育・保育施設の利用希望について

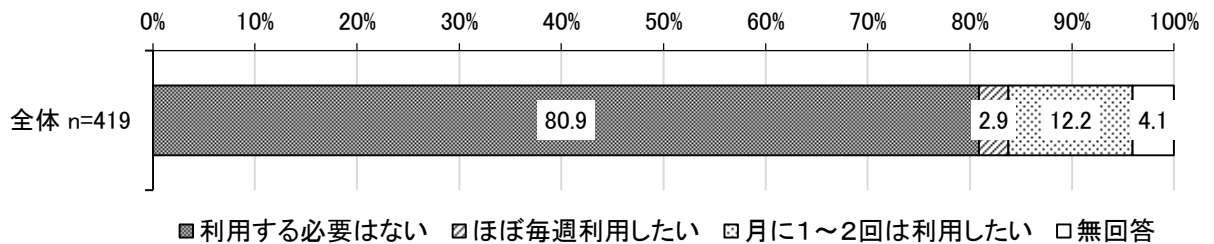
(1) 土曜日

土曜日の利用希望については、「利用する必要はない」が66.6%で最も高く、次いで「月に1～2回は利用したい」が22.0%、「ほぼ毎週利用したい」が9.1%となっています。



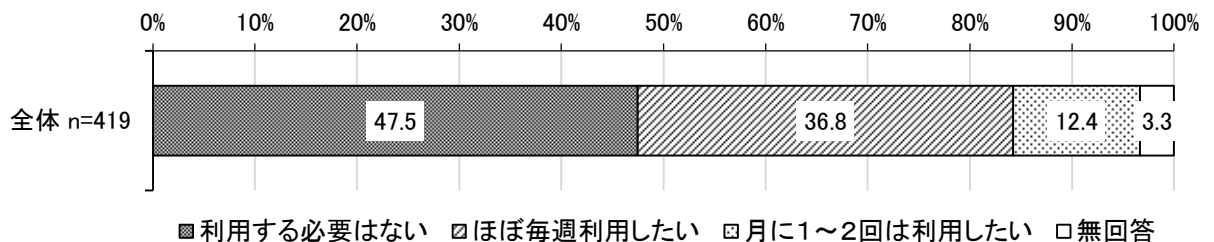
(2) 日曜日・祝日

日曜日・祝日の利用希望については、「利用する必要はない」が80.9%で最も高く、次いで「月に1～2回は利用したい」が12.2%、「ほぼ毎週利用したい」が2.9%となっています。



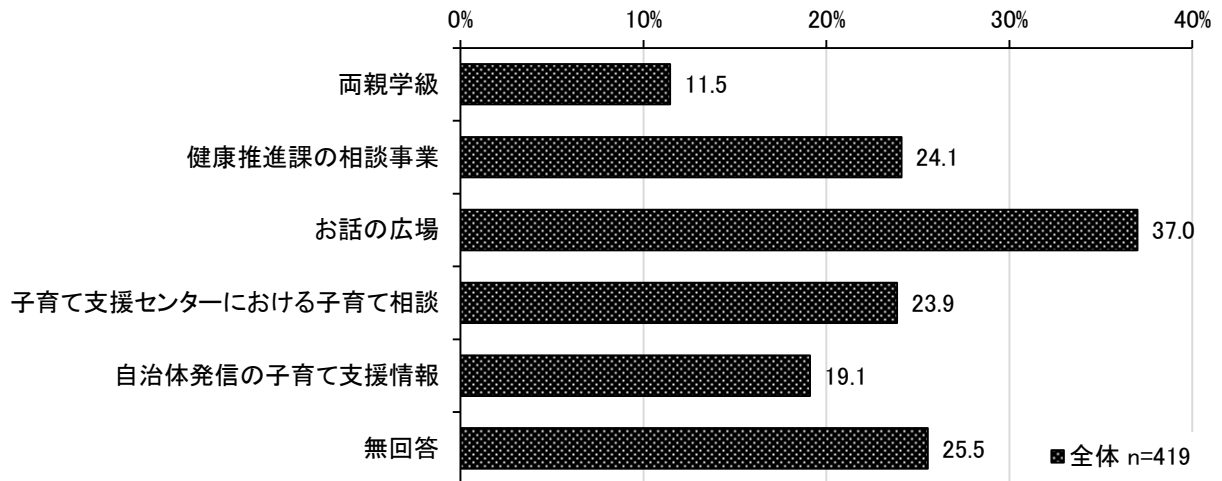
(3) 夏休み・冬休みなどの長期休暇中

夏休み・冬休みなどの長期休暇中の利用希望については、「利用する必要はない」が47.5%で最も高く、次いで「ほぼ毎週利用したい」が36.8%、「月に1～2回は利用したい」が12.4%となっています。



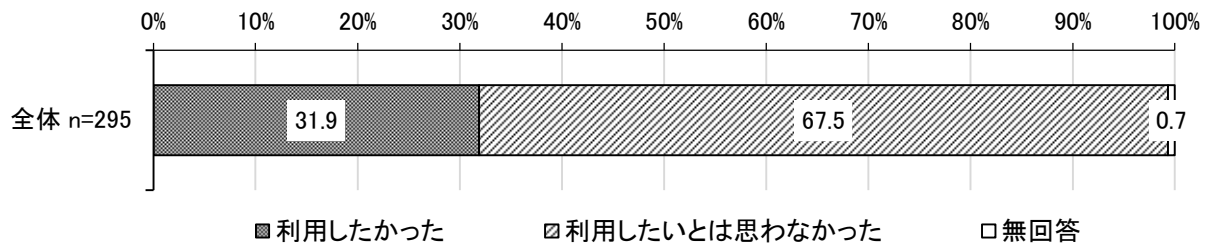
●市で実施している事業の中で今後利用したいものについて

今後利用したい事業については、「お話の広場（読み聞かせ、紙芝居など）」が37.0%で最も高く、次いで「健康推進課の相談事業（赤ちゃん訪問、育児相談など）」が24.1%、「子育て支援センターにおける子育て相談」が23.9%となっています。



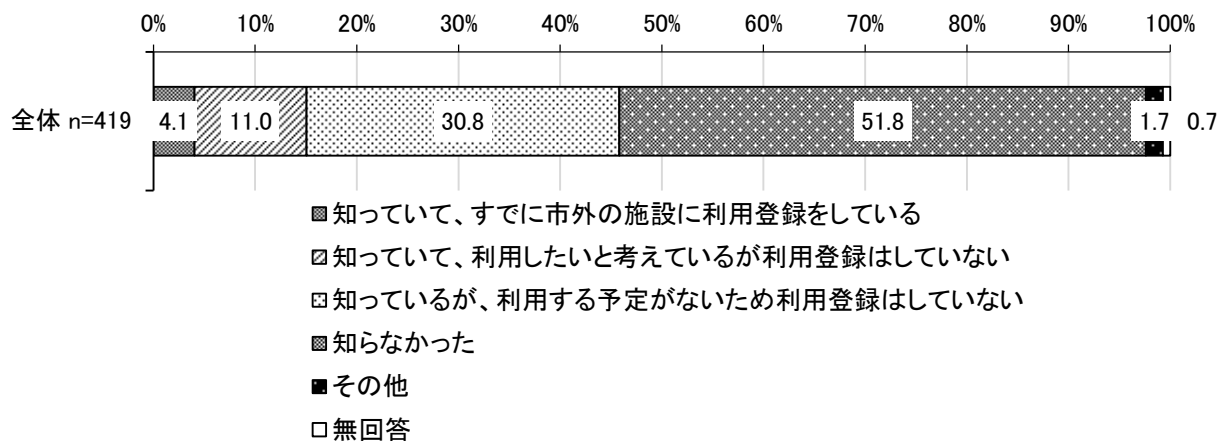
●病気やけがで普段利用している教育・保育施設が利用できなかった場合について

病気やけがで普段利用している教育・保育施設が利用できなかった場合に、病児・病後児を預けられる保育施設等の利用希望については、「利用したいとは思わなかった」が67.5%、「利用したかった」が31.9%となっています。



●桜川市に在住する方が利用できる市外の病児または病後児保育施設等があることの認知度について

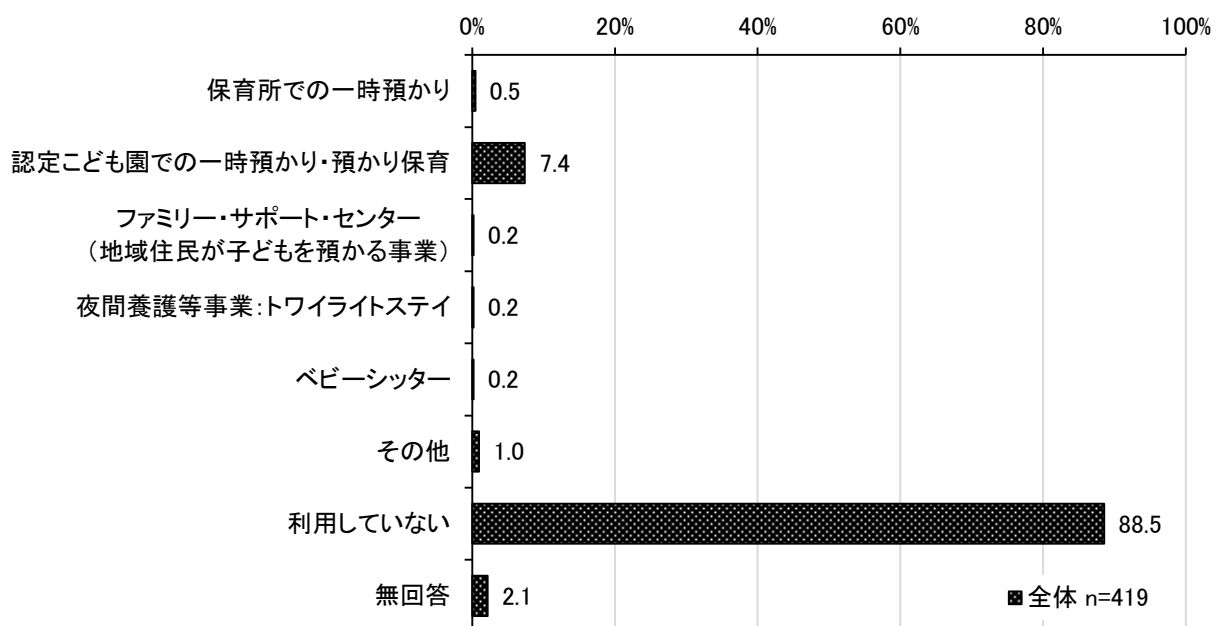
桜川市に在住する方が利用できる市外の病児または病後児保育施設等があることの認知度については、「知らなかった」が51.8%で最も高く、次いで「知っているが、利用する予定がないため利用登録はしていない」が30.8%、「知っていて、利用したいと考えているが利用登録はしていない」が11.0%、「知っていて、すでに市外の施設に利用登録をしている」が4.1%、「知っていて、利用したいと考えているが利用登録はしていない」が1.7%、「その他」が0.7%となっています。



●私用、親の通院、不定期の就労等の目的で不定期に利用している事業について

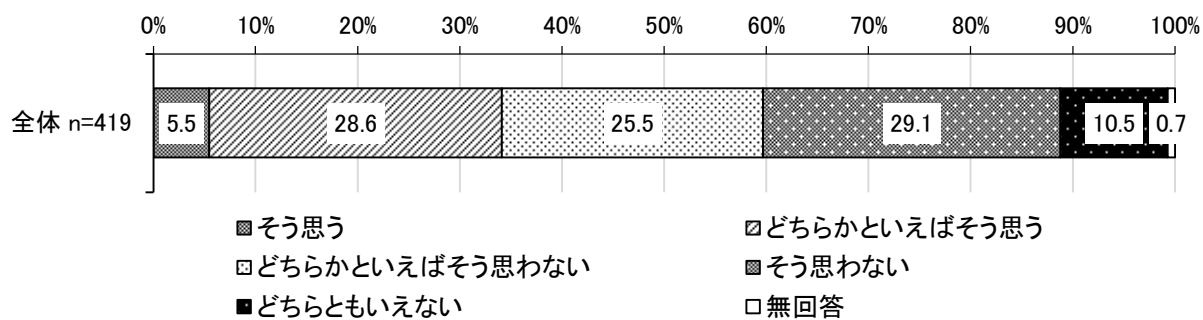
私用、親の通院、不定期の就労等の目的で不定期に利用している事業については、「認定こども園での一時預かり・預かり保育」が7.4%で最も高く、次いで「その他」が1.0%、「保育所での一時預かり」が0.5%となっています。

なお、「利用していない」は、88.5%となっています。



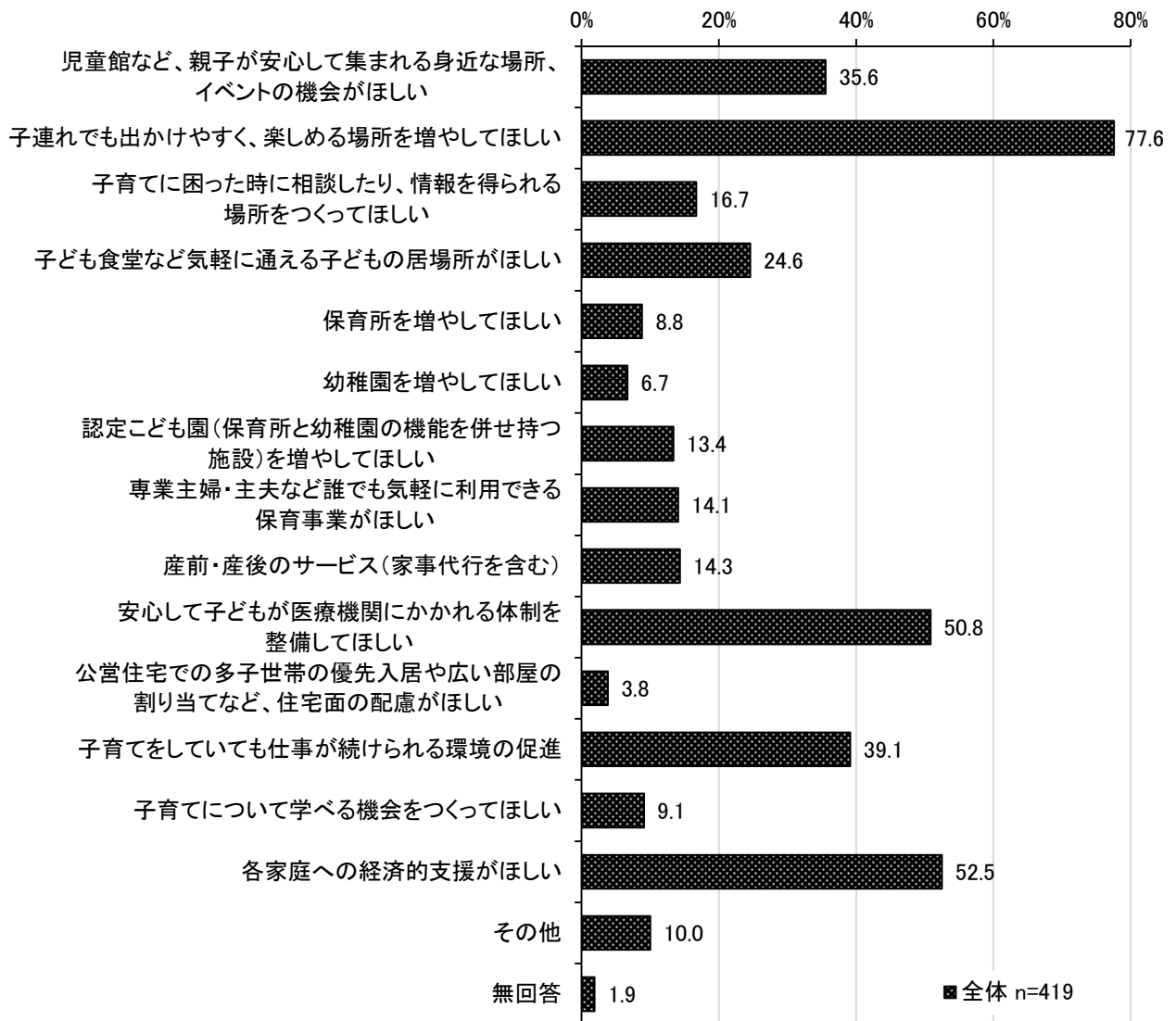
●桜川市は、子育てしやすいまちだと思うかについて

桜川市は、子育てしやすいまちだと思うかについては、「そう思う」+「どちらかといえばそう思う」を合わせた『そう思う』が34.1%となっている一方、「どちらかといえばそう思わない」+「そう思わない」を合わせた『そう思わない』が54.6%となっています。



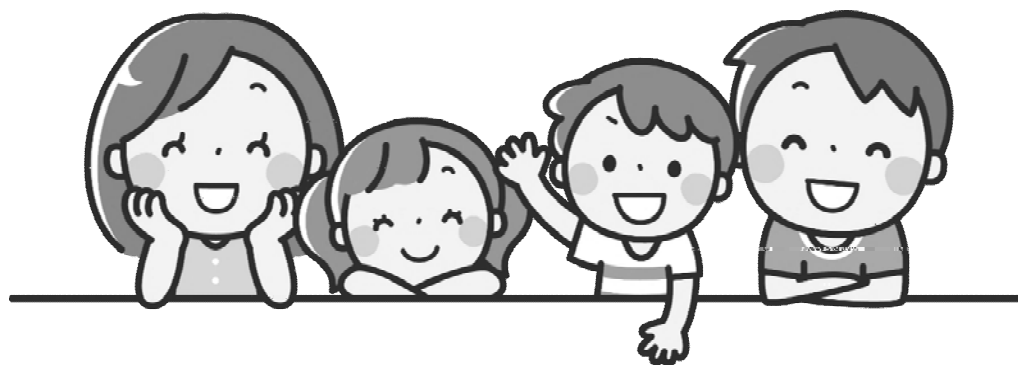
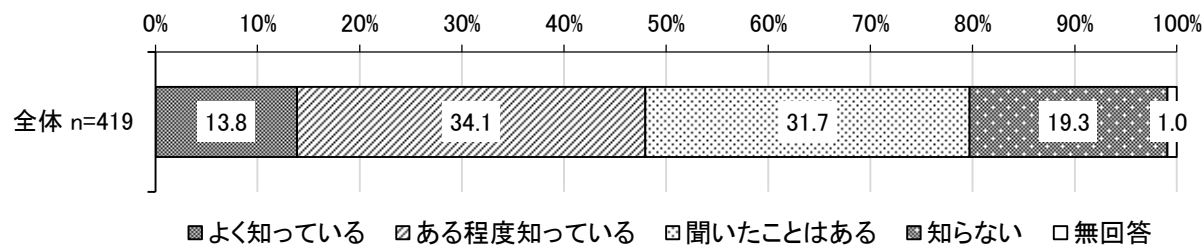
●子どもを安心して産み育てられる環境をつくっていくために、桜川市に期待することについて

子どもを安心して産み育てられる環境をつくっていくために、桜川市に期待することについては、「子連れでも出かけやすく、楽しめる場所を増やしてほしい」が77.6%で最も高く、次いで「各家庭への経済的支援がほしい」が52.5%、「安心して子どもが医療機関にかかる体制を整備してほしい」が50.8%となっています。



●子どもの権利の認知度について

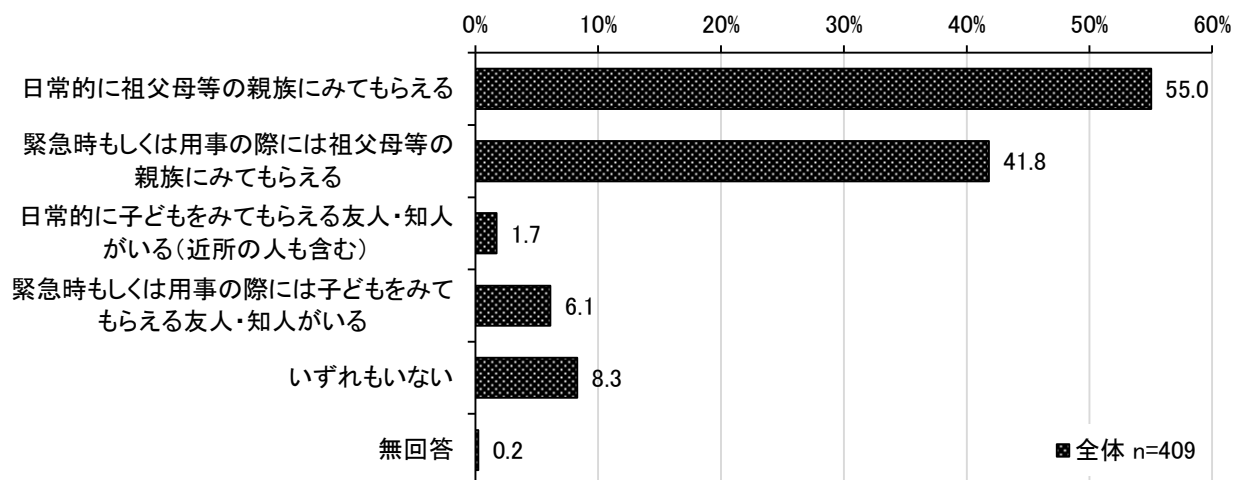
子どもの権利の認知度については、「ある程度知っている」が34.1%で最も高く、次いで「聞いたことはある」が31.7%、「知らない」が19.3%となっています。



（３）調査結果の概要__小学生児童

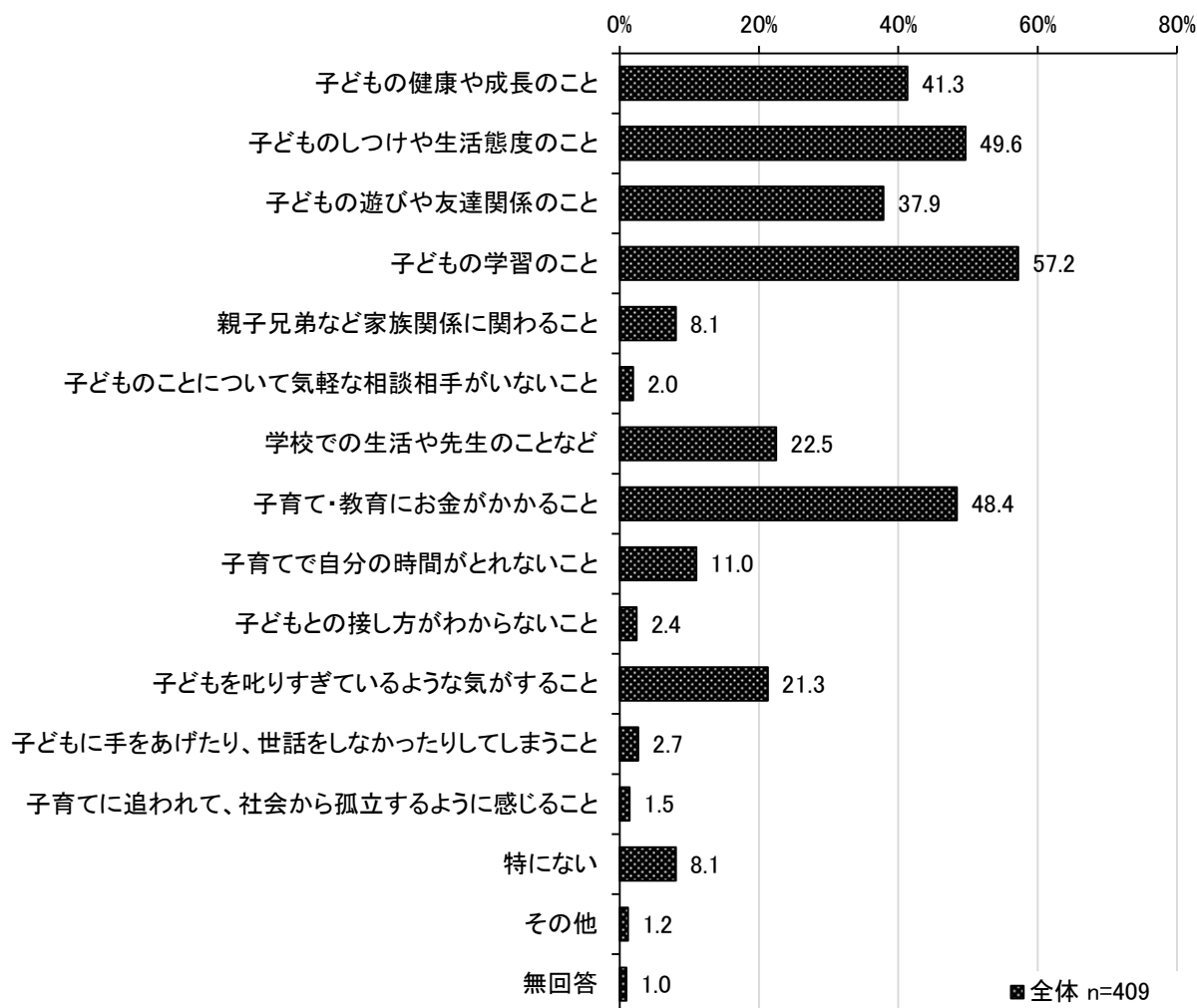
●日頃、お子さんをみてもらえる親族・知人の有無について

日頃、宛名のお子さんをみてもらえる親族・知人の有無については、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が55.0%で最も高く、次いで「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が41.8%、「いずれもない」が8.3%となっています。



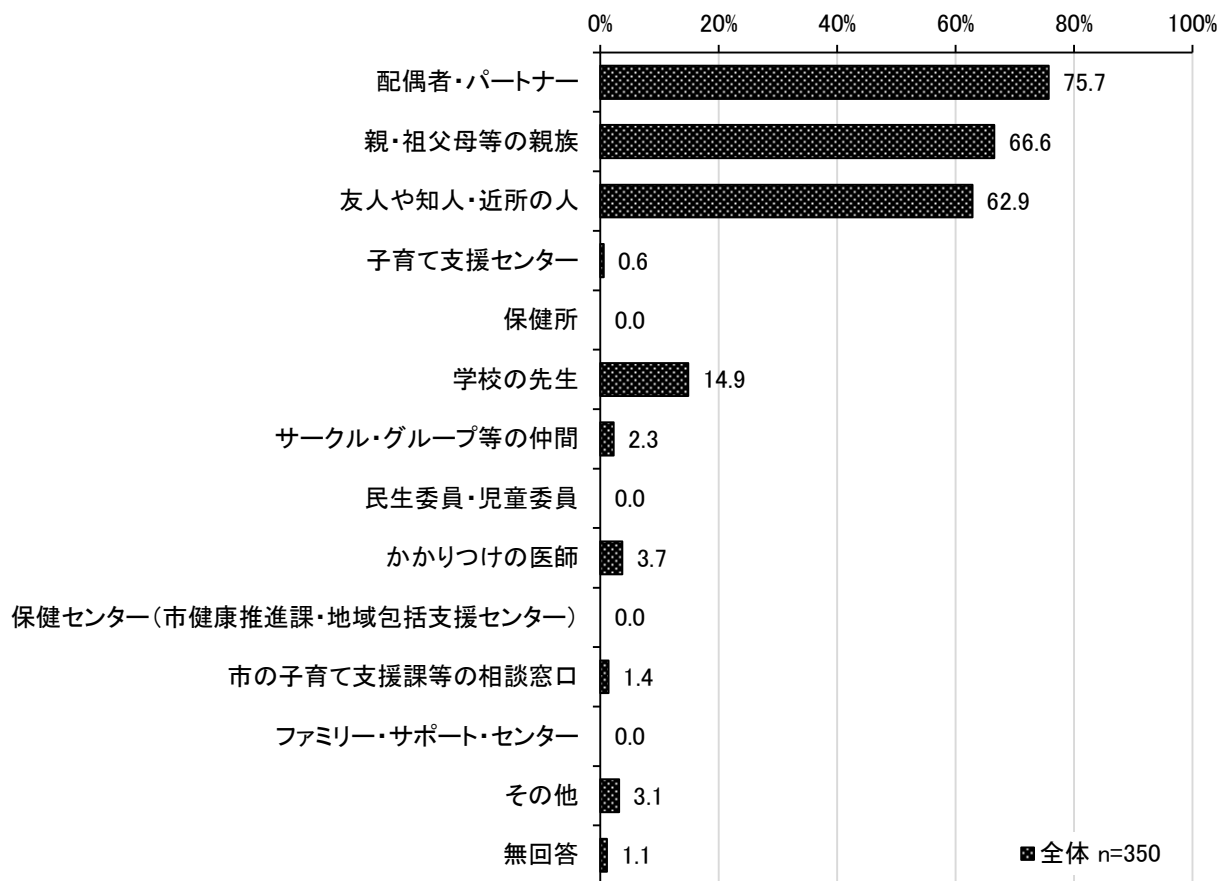
●子育てや教育に関して、日常的に悩んでいること、または気になることについて

子育てや教育に関して、日常的に悩んでいることや気になることについては、「子どもの学習のこと」が57.2%で最も高く、次いで「子どものしつけや生活態度のこと」が49.6%、「子育て・教育にお金がかかること」が48.4%となっています。



●子育て（教育を含む）に関して、気軽に相談できる先について

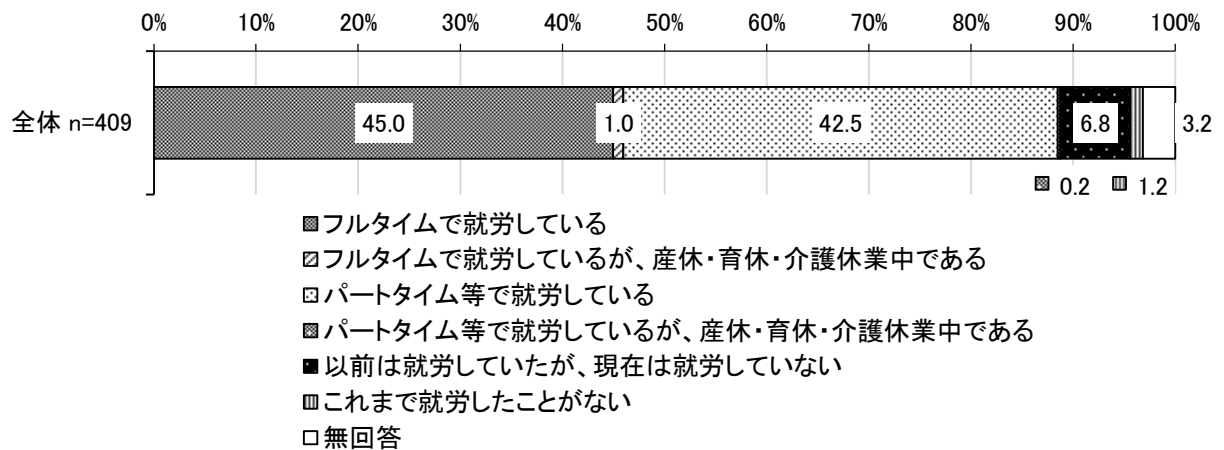
子育て（教育を含む）に関する相談先については、「配偶者・パートナー」が75.7%で最も高く、次いで「親・祖父母等の親族」が66.6%、「友人や知人・近所の人」が62.9%と続いています。



●保護者の現在の就労状況について

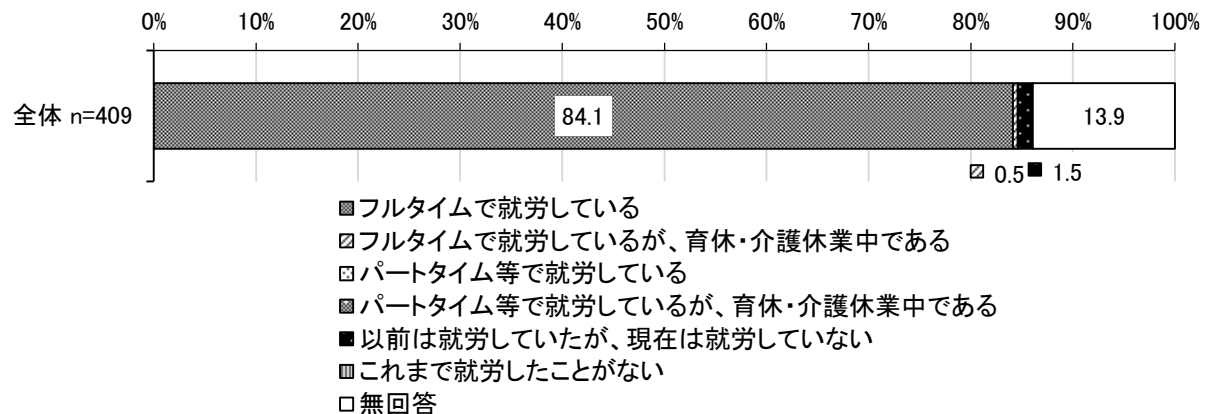
① 母親

母親の現在の就労状況については、「フルタイムで就労している」が45.0%で最も高く、次いで「パートタイム等で就労している」が42.5%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が6.8%となっています。



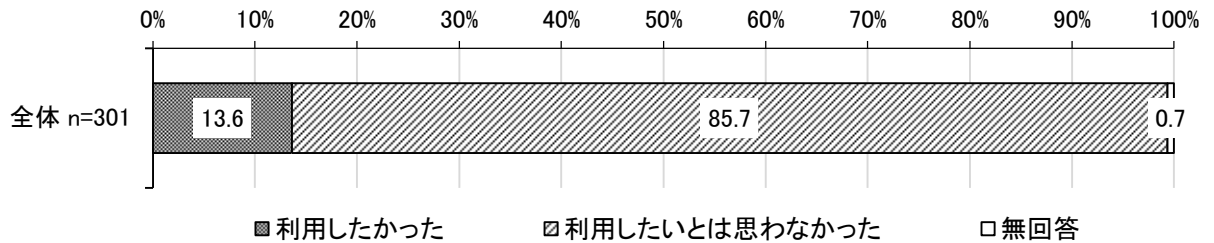
② 父親

父親の現在の就労状況については、「フルタイムで就労している」が84.1%で最も高く、次いで「以前は就労していたが、現在は就労していない」が1.5%、「フルタイムで就労しているが、育休・介護休業中である」が0.5%となっています。



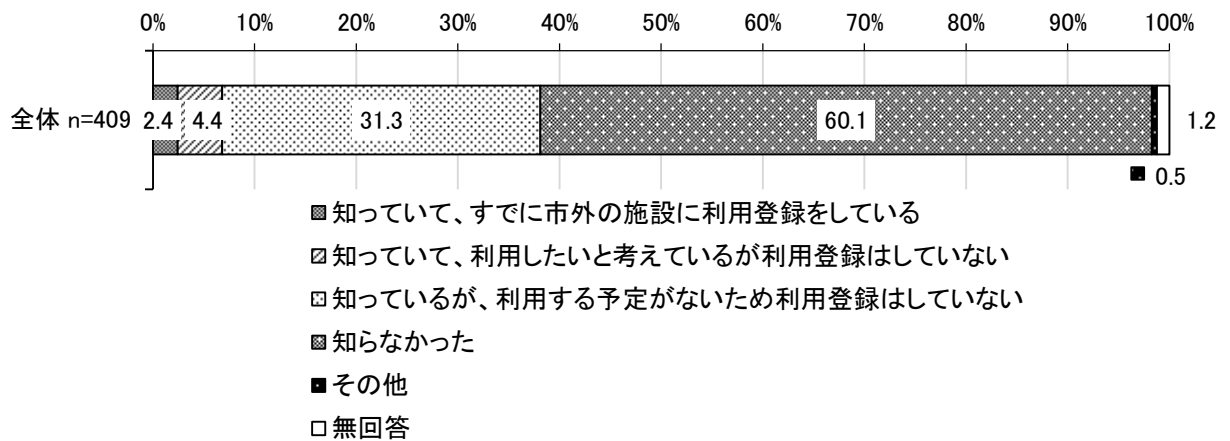
● 病気やけがで学校を休んだ場合について

病気やけがで学校を休んだ場合に、病児・病後児を預けられる保育施設等の利用希望については、「利用したいとは思わなかった」が85.7%、「利用したかった」が13.6%となっています。



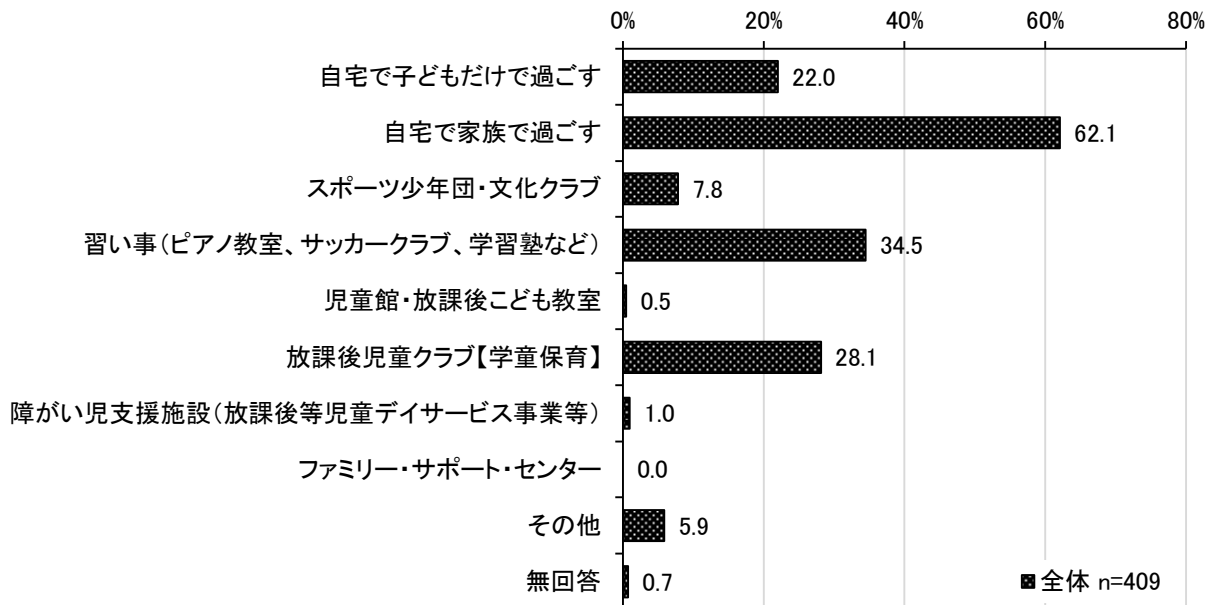
● 桜川市に在住する方が利用できる市外の病児または病後児保育施設等があることの認知度について

桜川市に在住する方が利用できる市外の病児または病後児保育施設等があることの認知度については、「知らなかった」が60.1%で最も高く、次いで「知っているが、利用する予定がないため利用登録はしていない」が31.3%、「知っていて、利用したいと考えているが利用登録はしていない」が4.4%、「知っていて、すでに市外の施設に利用登録をしている」が2.4%、「その他」が1.2%、「無回答」が0.5%となっています。



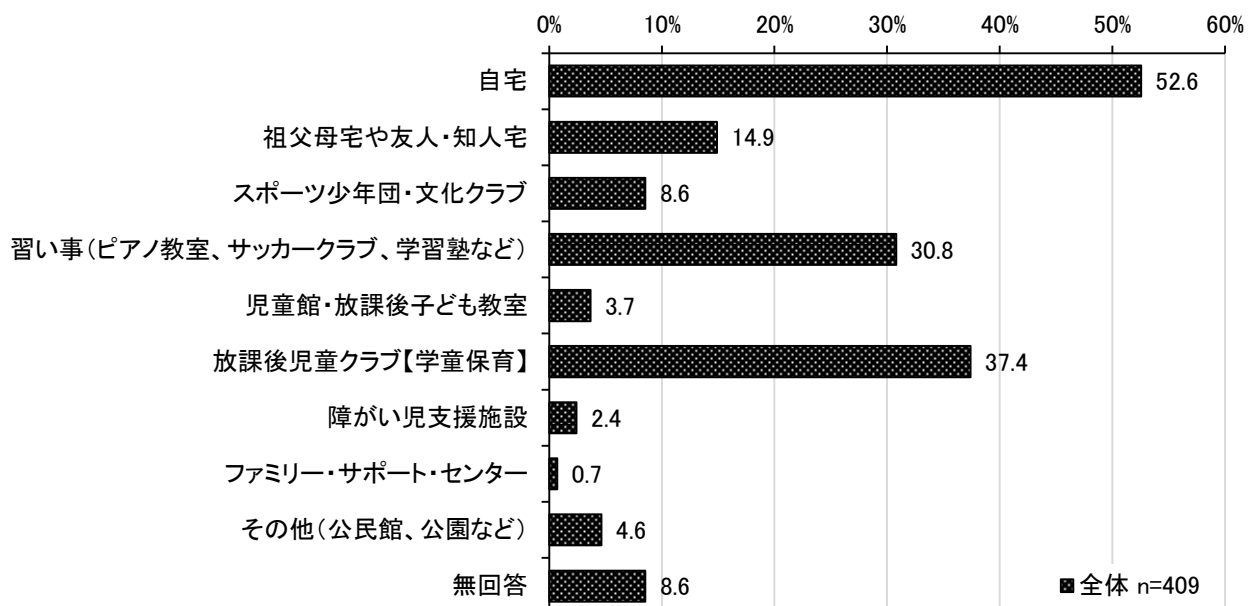
●平日の場合、放課後から夕食時あたりまで主にどのように過ごすことが多いかについて

平日の場合、放課後から夕食時あたりまで主にどのように過ごすことが多いかについては、「自宅で家族で過ごす」が62.1%で最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が34.5%、「放課後児童クラブ【学童保育】」が28.1%となっています。

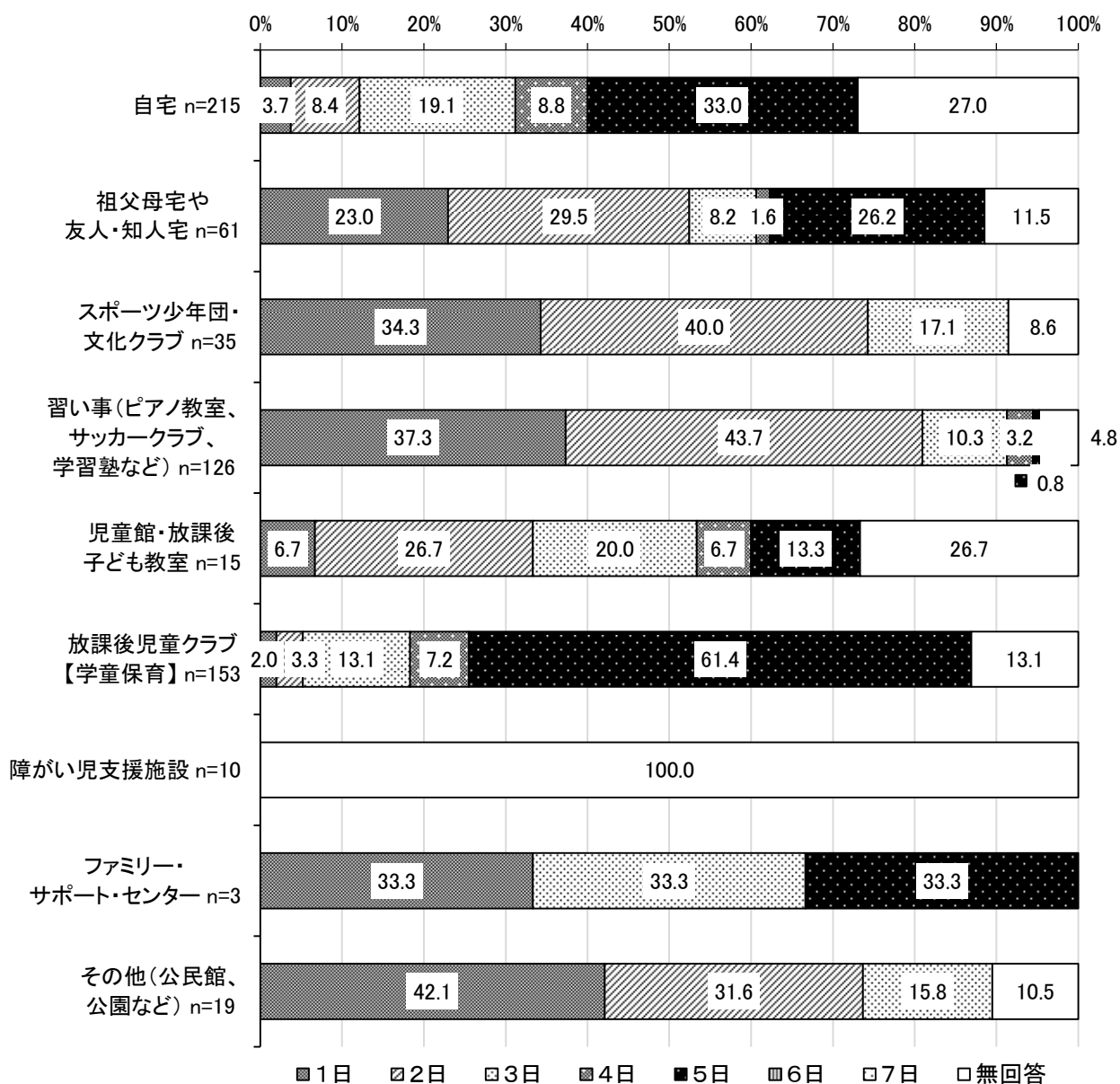


●低学年（１～３年生）の放課後の過ごさせ方の希望について

低学年（１～３年生）の放課後の過ごさせ方の希望については、「自宅」が52.6%で最も高く、次いで「放課後児童クラブ【学童保育】」が37.4%、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が30.8%となっています。

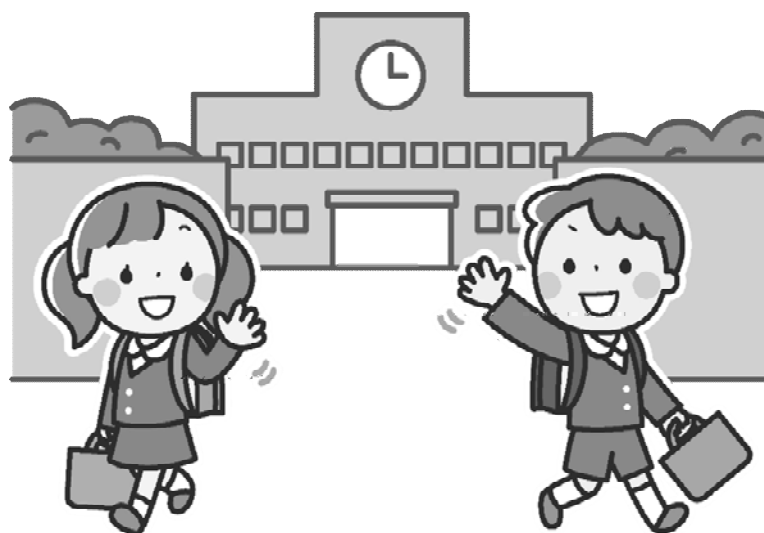
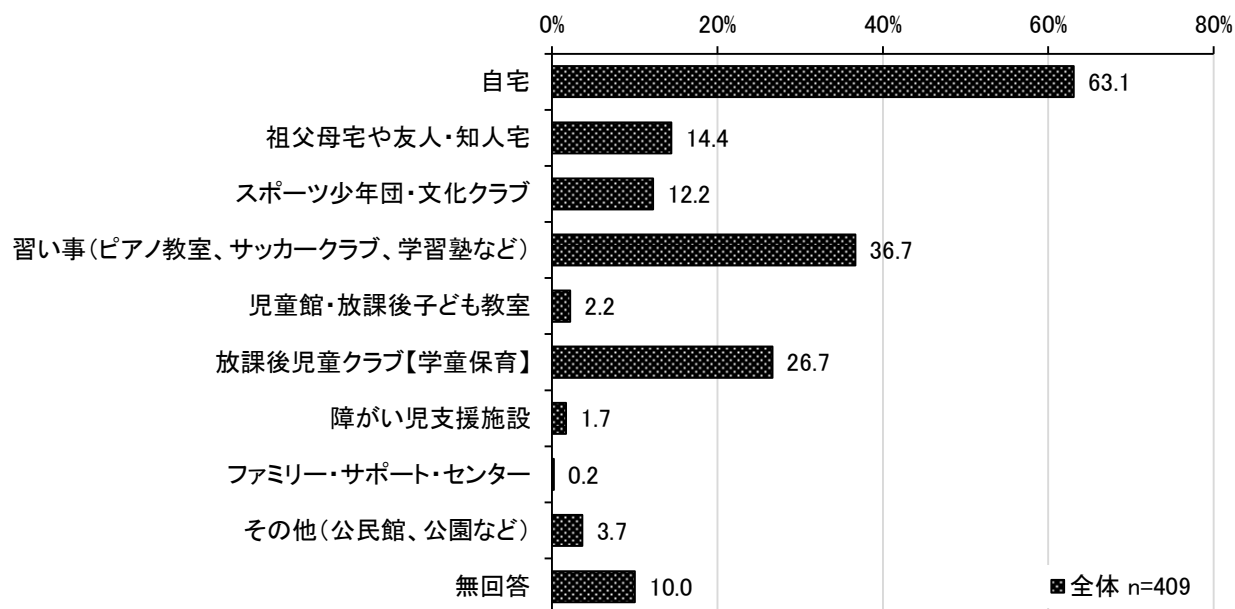


低学年（1～3年生）の放課後の過ごさせ方としての上位3項目の1週あたりの利用希望日数について、「自宅」は「5日」が33.0%で最も高く、次いで「3日」が19.1%となっています。「放課後児童クラブ（学童保育）」は「5日」が61.4%で最も高く、次いで「3日」が13.1%となっています。「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」は「2日」が43.7%で最も高く、次いで「1日」が37.3%となっています。

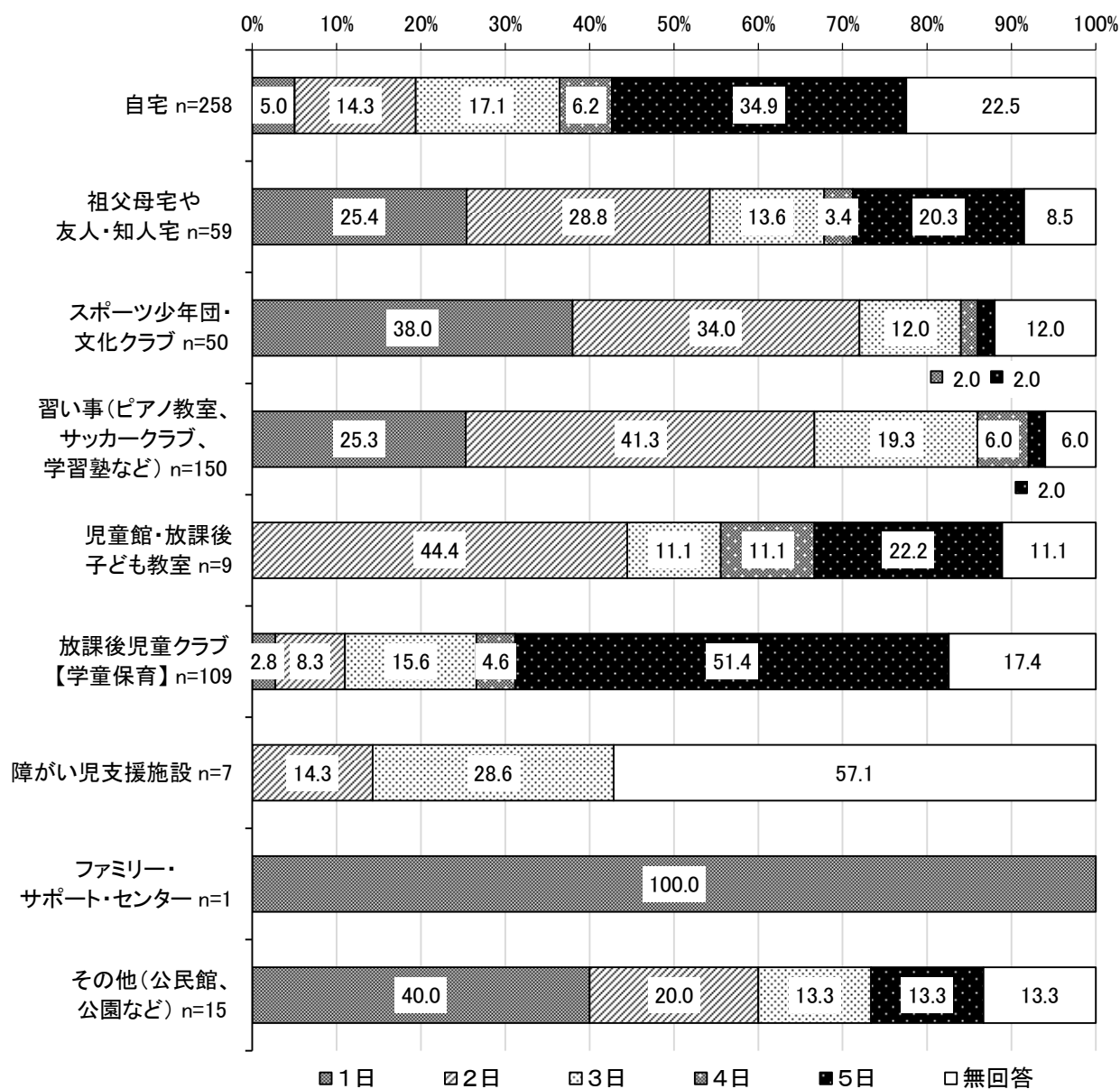


●高学年（４～６年生）の放課後の過ごさせ方の希望について

高学年（４～６年生）の放課後の過ごさせ方の希望については、「自宅」が63.1%で最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が36.7%、「放課後児童クラブ【学童保育】」が26.7%となっています。

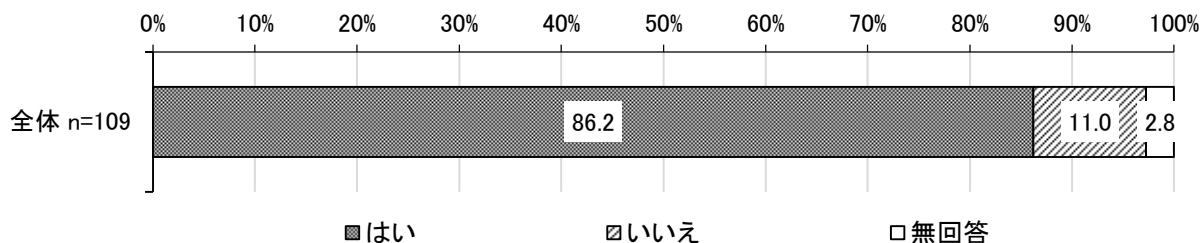


高学年（4～6年生）の放課後の過ごさせ方としての上位3項目の1週あたりの利用希望日数について、「自宅」は「5日」が34.9%で最も高く、次いで「3日」が17.1%となっています。「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」は「2日」が41.3%で最も高く、次いで「1日」が25.3%となっています。「放課後児童クラブ【学童保育】」は「5日」が51.4%で最も高く、次いで「3日」が15.6%となっています。



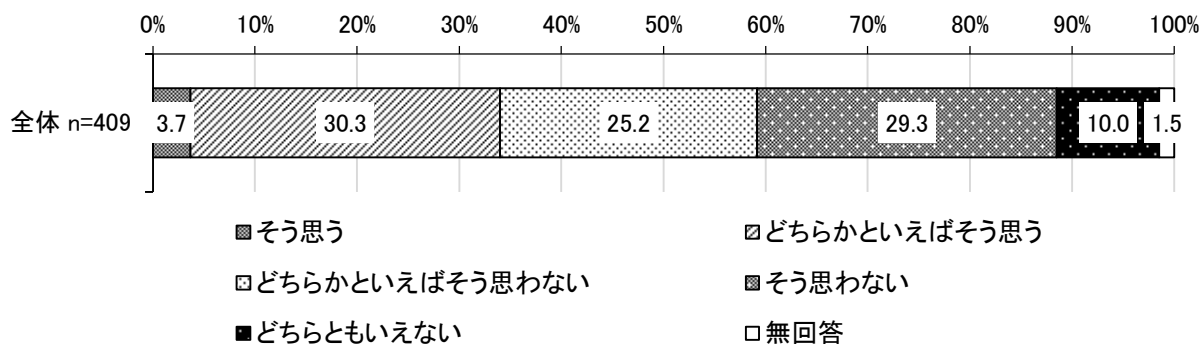
●放課後児童クラブ（学童保育）が希望通り利用できているかについて

放課後児童クラブ（学童保育）が希望通り利用できているかについては、「はい」が86.2%、「いいえ」が11.0%となっています。



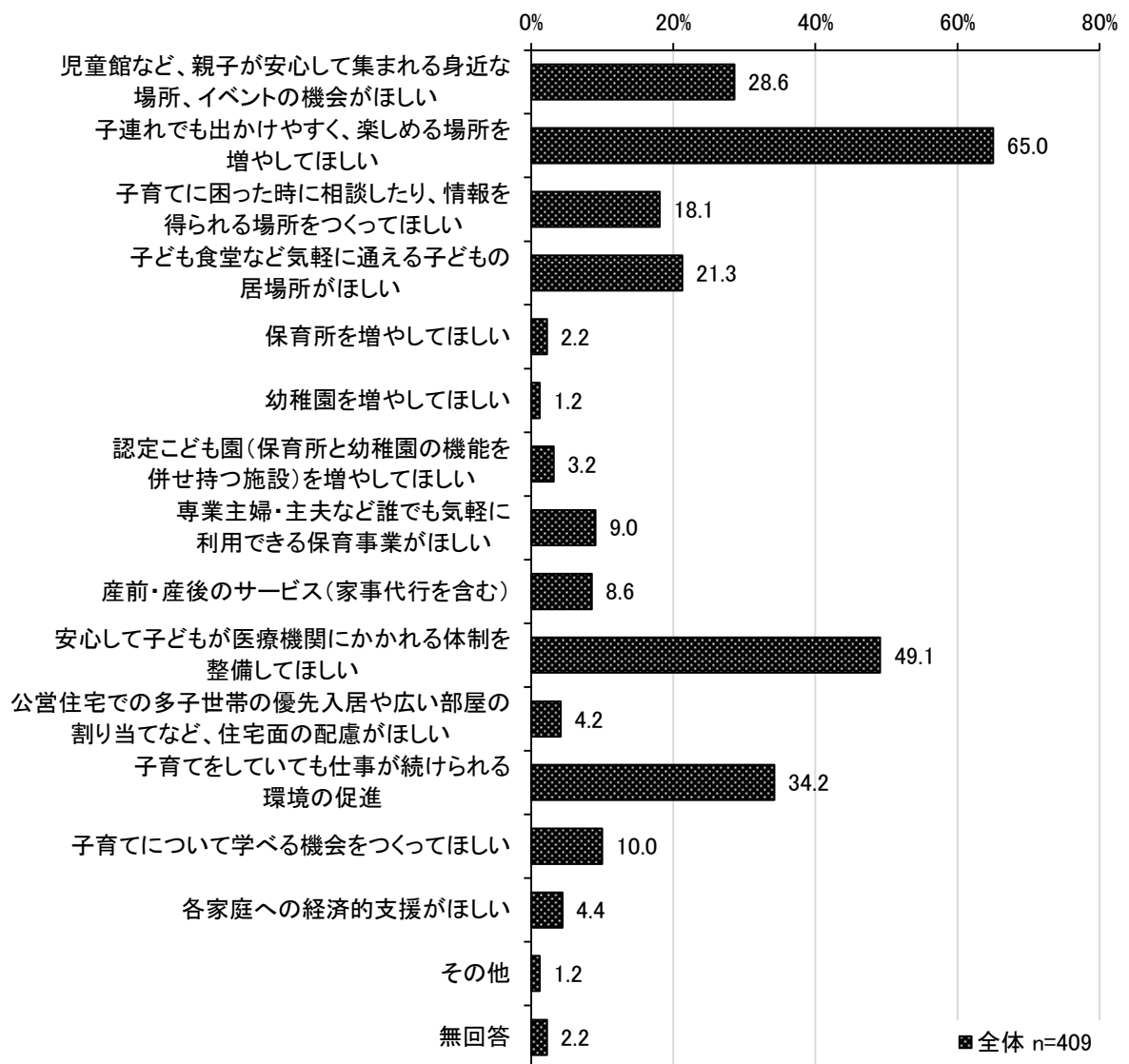
●桜川市は、子育てしやすいまちだと思うかについて

桜川市は、子育てしやすいまちだと思うかについては、「そう思う」+「どちらかといえばそう思う」を合わせた『そう思う』が34.0%となっている一方、「どちらかといえばそう思わない」+「そう思わない」を合わせた『そう思わない』が54.5%となっています。



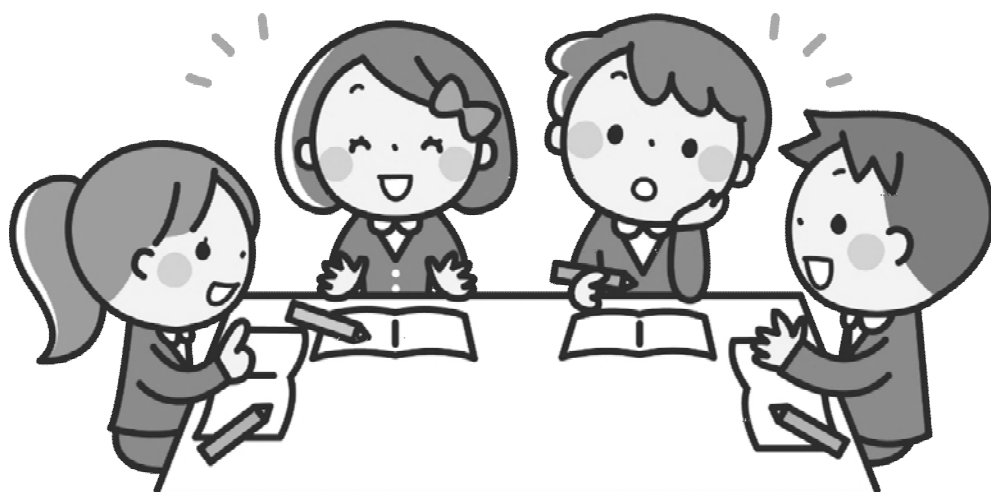
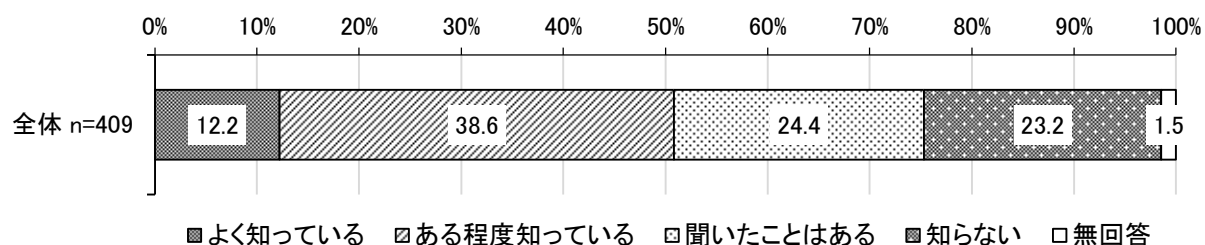
●子どもを安心して産み育てられる環境をつくっていくために、桜川市に期待することについて

子どもを安心して産み育てられる環境をつくっていくために、桜川市に期待することについては、「子連れでも出かけやすく、楽しめる場所を増やしてほしい」が65.0%で最も高く、次いで「安心して子どもが医療機関にかかる体制を整備してほしい」が49.1%、「子育てをしながら仕事が続けられる環境の促進」が34.2%となっています。



●子どもの権利の認知度について

子どもの権利の認知度については、「ある程度知っている」が38.6%で最も高く、次いで「聞いたことはある」が24.4%、「知らない」が23.2%となっています。



❖ 第2節 教育・保育の状況

1. 市内の教育・保育の施設の状況

(1) 市内の教育・保育施設の定員

市内には令和6年4月現在、認定こども園が6園、0～3歳未満児を対象とする小規模保育園が1園あります。

■市内の教育・保育施設の定員（令和6年4月1日時点）

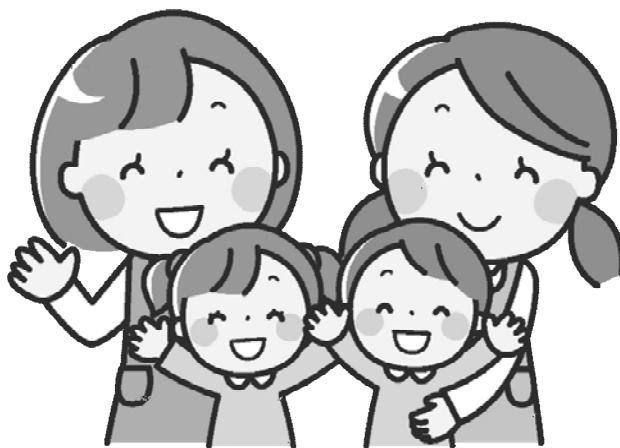
		合計	1号 (教育)	受入 年齢		2号、3号(保育)					
						0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
公立	やまと認定こども園	160	35	6ヶ月	125	3	11	17	30	30	34
私立	岩瀬認定こども園	125	15	6ヶ月	110	6	20	21	21	21	21
私立	岩瀬東部認定こども園	75	15	6ヶ月	60	2	7	11	11	12	17
私立	認定こども園 真壁保育園	110	24	6ヶ月	86	4	8	10	20	22	22
私立	認定こども園 星の宮幼保園	254	60	6ヶ月	194	6	18	30	40	50	50
私立	認定こども園 ひなの里幼稚園	120	45	57日	75	6	12	12	15	15	15
私立	星の子ランド保育園	18	－	6ヶ月	18	4	7	7	－	－	－

（２）市内の教育・保育施設の利用の状況

第２期子ども・子育て支援事業計画策定時の量の見込みとそれに対する実際の利用の状況は以下の通りです。

■市内の教育・保育施設の利用の状況

		1号認定	2号認定	3号認定	
		3-5歳		0歳	1-2歳
		教育		保育	
令和2年度	見込み量	242 人	501 人	35 人	236 人
	確保量	290 人	577 人	45 人	251 人
	実績	214 人	520 人	52 人	226 人
令和3年度	見込み量	228 人	486 人	35 人	225 人
	確保量	290 人	498 人	49 人	241 人
	実績	180 人	485 人	42 人	231 人
令和4年度	見込み量	218 人	479 人	34 人	221 人
	確保量	245 人	496 人	49 人	238 人
	実績	152 人	500 人	38 人	208 人
令和5年度	見込み量	198 人	448 人	33 人	213 人
	確保量	200 人	470 人	33 人	209 人
	実績	130 人	441 人	34 人	208 人



2. 地域子ども・子育て支援事業の利用の状況

(1) 利用者支援事業

子どもや保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用について情報収集を行うとともに、それらの利用に当たっての相談に応じ、必要な助言を行い、関係機関等との連絡調整等を実施する事業です。

■見込み量と実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込み量	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所
確保量	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所
実績	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所

○子育て世代包括支援センターでは、妊娠期から子育て期にわたり、妊娠の届出等の機会に得た情報を基に、妊娠・出産・子育てに関する相談に応じ、必要に応じて個別に支援プランを策定しています。また、関係機関と連携し、必要な情報やサービスの提供により切れ目のない支援を行っています。

(2) 延長保育事業（時間外保育）

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所等で引き続き保育を実施する事業です。

■見込み量と実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込み量	312 人	310 人	313 人	303 人
確保量	326 人	326 人	326 人	326 人
実績	259 人	111 人	125 人	88 人

○市内全施設にて実施しています。確保量は十分にありますが、両親ともに就業する世帯が増加傾向であるのに対し、児童数の減少や働き方の変化により利用実績が減少しています。

（３）放課後児童健全育成事業

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して支援員のもと適切な遊び及び生活の場を提供する事業です。

■見込み量と実績

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込み量	低学年	337 人	339 人	329 人	344 人
	高学年	142 人	150 人	157 人	164 人
確保量	単位	13 単位	14 単位	14 単位	14 単位
	全学年	500 人	575 人	575 人	575 人
実績	低学年	356 人	363 人	372 人	388 人
	高学年	149 人	166 人	195 人	211 人

○令和3年度から、利用定員を 14 単位、575 人に増員しています。令和5年度は利用定員を上回る利用実績がありましたが、利用形態の違いにより、実際の利用においては利用定員の範囲内で実施されています。

（４）子育て短期支援事業（ショートステイ）

母子家庭等が安心して子育てしながら働くことができる環境を整備するため、一定の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童を児童養護施設等で預かる短期入所生活援助（ショートステイ）事業です。

■見込み量と実績

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込み量		0 人	0 人	0 人	0 人
確保量		0 人	0 人	0 人	0 人
実績		0 人	0 人	0 人	0 人

○子育て短期支援事業（ショートステイ）は、令和5年度時点で市内に対応できる施設がなく、実績も 0 人となっています。

（５）乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後４か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

■見込み量と実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込み量	174 人	163 人	153 人	142 人
実績	165 人	152 人	142 人	137 人

○乳児家庭全戸訪問事業は、保健師等の専門職が１００％の実施率で全戸訪問しています。

（６）養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業などにより把握した、保護者の養育を支援することが特に必要と判断される家庭に対して、保健師・助産師等が居宅を訪問し、養育に関する相談支援を行う事業です。

■見込み量と実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込み量	16 回	16 回	16 回	16 回
実績	7 回	18 回	36 回	7 回

○特定妊婦や要支援妊産婦に対し、育児不安の解消や養育技術の提供等を目的に、産後早期に訪問し、育児相談や指導等を行っています。また、児の虐待につながるリスクが高い乳幼児健康診査未受診者で、保護者と連絡がとれない家庭に対して訪問し、必要に応じて養育支援を行っています。

（７）地域子育て支援拠点事業

家庭や地域における子育て機能の低下や、子育て中の親の孤独感や負担感の増大等に対応するため、地域の子育て中の親子の交流促進や育児相談等を行う事業です。

■見込み量と実績（延べ人数）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込み量	15,325 人	14,533 人	14,060 人	13,073 人
確保量	15,325 人 5 か所	14,533 人 5 か所	14,060 人 5 か所	13,073 人 5 か所
実績	5,747 人	6,373 人	9,152 人	9,570 人

◆市内で実施している子育て支援拠点

- 子育て支援センター岩瀬
- 子育て支援センター真壁
- 認定こども園真壁保育園子育て支援センター
- 幼保連携型認定こども園星の宮幼保園子育て支援センター
- JA 北つくば子育て支援センター「はだしっ子」

（８）一時預かり事業

家庭において一時的に保育を受けることが困難になった乳幼児について、保育所、幼稚園その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

■見込み量と実績（延べ人数）

◆幼稚園在園児（１号認定児）を対象とする一時預かり

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込み量	18,153 人	17,262 人	16,671 人	15,276 人
確保量	18,153 人	17,262 人	16,671 人	15,276 人
実績	1,965 人	3,625 人	905 人	270 人

○公立認定こども園１か所、私立認定こども園５か所で実施しています。就労等により認定変更をする世帯が増えていることを受け、利用実績は令和３年度をピークに急減しています。

◆幼稚園在園児を対象とする一時預かり以外

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込み量	3,202 人	3,125 人	3,115 人	2,971 人
確保量	3,202 人	3,125 人	3,115 人	2,971 人
実績	1,388 人	1,292 人	1,216 人	827 人

○公立認定こども園1か所、私立認定こども園4か所で実施しています。就労世帯が増え、低年齢から入所する児童も増えたことや出生数の減少の影響もあり、利用実績が減少しています。

(9) 病児保育事業

病気の児童について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。

■見込み量と実績（延べ人数）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込み量	160 人	160 人	160 人	160 人
確保量	160 人	160 人	160 人	160 人
実績	69 人	47 人	57 人	61 人

○平成30年からは、筑西市と委託契約を結び、病児保育を茨城県西部メディカルセンターで、病後児保育を筑西市の私立認定こども園2か所と私立保育園1か所で実施しています。



(10) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

■見込み量と実績（延べ人数）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込み量	39 人	37 人	36 人	34 人
確保量	39 人	37 人	36 人	34 人
実績	0 人	6 人	35 人	24 人

○事業を桜川市社会福祉協議会と委託契約を結び、市内在住または市内勤務の妊産婦、小学生までの子どもと同居している方を対象に提供会員が保育や送迎、家事援助などのサービスを実施しています。

(11) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

■見込み量と実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込み量	163 人	153 人	142 人	134 人
実績	161 人	212 人	180 人	192 人

実施場所：茨城県内の産婦人科医院等で実施、県外は委託契約。

検査項目：①基本的な健康診査 ②血液検査 ③子宮頸ガン検査 ④超音波検査
⑤HTLV-1 抗体検査 ⑥クラミジア検査 ⑦B群溶血性レンサ球菌検査

○母子健康手帳と同時に妊婦健診の受診票を交付し、公費負担で最大 14 回まで受けることができます。妊婦の経済的な負担の軽減を図るとともに、定期的な受診の勧奨を実施します。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

○生活保護世帯を対象とした事業ですが、現在利用の実績はありません。

(13) 多様な主体の参入促進事業

新規参入事業者に対する相談・助言等の巡回支援や健康・発達面の特別な支援が必要な子どもへの職員加配の促進、未就学児童を対象とした多様な集団活動事業の利用者支援を行う事業です。

■見込み量と実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
見込み量	1事業	1事業	1事業	1事業
実績	1事業	1事業	1事業	1事業

○児童福祉課にて、未就学児童を対象とした多様な集団活動事業の利用者支援を実施しています。

◆ 第3章 計画の基本的な考え方

❖ 第1節 総合計画の基本構想

総合計画は、総合的かつ計画的な市政の運営を図るための市の最上位計画であり、将来における市のあるべき姿と進むべき方向について定めるものです。

なお、「桜川市総合計画」では、6つの基本理念を政策の柱として設定し、それを基に具体的な施策を展開しています。本計画の策定にあたっては、総合計画の「子どもから高齢者まで健康で共生のまちづくり」の基本理念により、それに基づく7つの施策のうち下記に示す施策との整合性を図ることで、計画全体の一貫性と効果的な施策推進を目指します。

施策	子育て支援の充実と少子化対策の推進
施策の 目指す姿	安心して子どもを産み、子育てができています。

(1) 施策の目標指標

	分類	指標名	現状値 (2020年度)	目標値 (2026年度)
①	成果指標	子育てがしやすいまちだと思う割合	50.8%	55.0%
②	成果指標	子育てが楽しいと感じる保護者の割合	82.4%	88.0%
③	成果指標	仕事と子育てが両立できていると思う保護者の割合	66.5%	70.0%

(2) 施策の目指す姿を実現するための手段

< 1-1-1 子育ての支援体制の充実 >

ライフスタイルが多様化する保護者のニーズに沿って、子育てと就労の両立を支援します。

< 1-1-2 保護者相談体制の充実 >

子どもや家庭の状況に応じた相談体制の充実を図ります。

< 1-1-3 経済面の子育て支援 >

子育て世帯を経済的に支援し負担を軽減します。

< 1-1-4 結婚の応援 >

若者の結婚に対する意識醸成を図ります。

❖ 第2節 計画の基本理念

基 本 理 念

『子どもの元気な笑顔あふれる子育てのまち 桜川市』

桜川市は、三方を山並みに囲まれ、市の中央部を桜川が流れる豊かな自然環境に恵まれたまちです。広大な自然の中で、のびのびと健やかに子どもたちを育てることができる環境があります。

みんなが笑顔で応援することで、安心して子育てができる地域をつくりだすことが大切です。子どもを産み育てるという人々の希望がかなえられ、全ての子どもが健やかに成長できる社会を実現するという考えに基づき『子どもの元気な笑顔あふれる子育てのまち 桜川市』を基本理念として掲げ、施策を推進します。



❖ 第3節 基本目標

基本理念である『子どもの元気な笑顔あふれる子育てのまち 桜川市』の実現のためには、子ども・子育て家庭への支援として①地域における子育ての支援、②母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、③子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、④子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、⑤職業生活と家庭生活との両立の推進、⑥結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の推進、⑦子どもの安全の確保、⑧要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進、といった対策を進めていく必要があります。

第3期計画において、基本理念に沿った子ども・子育て支援施策を推進するための3つの基本目標を設定します。

基本目標 1 子どもたちの幸せで健やかな成長の実現

- 妊産婦や乳幼児を対象とした切れ目のない保健対策を強化し、家庭状況に応じた支援を行います。受動的ではなく、積極的にアプローチする支援体制を通じ、子どもたちが健全に成長できる環境づくりを目指します。

基本目標 2 子どもや保護者に寄りそう子育て支援体制の充実

- 核家族化や女性の社会進出が進む中、地域での子育て支援がますます重要です。保育施設や教育機関での支援体制を拡充し、子育て支援センターの機能強化を進めることで、総合的なサポートを提供します。

基本目標 3 安全、安心な子育て環境の形成

- 住環境、交通安全、犯罪予防など、安心して暮らせる環境を整備し、地域全体で子どもの見守り体制を構築します。地域社会が協力し、子育て家庭が安全で安心して暮らせる環境づくりを推進します。

◆ 第4章 次世代育成支援行動計画

❖ 第1節 第2次桜川市次世代育成支援行動計画 (後期計画)の進捗状況

第2次桜川市次世代育成支援行動計画（後期計画）では、「子どもたちの幸せ育てる桜川市」を基本理念とし、3つの基本目標を設定しており、それらの達成のため、3つの基本方針を設け、90の施策を展開しています。各施策には目標を設定し、進捗状況を把握しています。

第2次桜川市次世代育成支援行動計画の体系図

基本理念	基本目標	基本方針
子どもたちの幸せ育てる桜川市	子どもたちの幸せで健やかな成長の実現	①妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策の充実
		②学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実
		③「食育」の推進
		④子どもの健やかな成長を見守る地域づくり
		⑤小児医療の充実
		⑥児童虐待防止対策の充実
		⑦ひとり親家庭等の自立支援の推進
		⑧障がい児施策の充実
	子どもや保護者に寄りそう子育て支援体制の充実	①地域における子育て支援の充実
		②地域における人材養成
		③教育・保育の充実
		④地域における子育て支援ネットワークづくり
		⑤子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備
		⑥子どもの健全育成
	安全、安心な子育て環境の形成	①学校・家庭・地域の連携・協働による教育力の向上
		②良質な住宅の確保
		③安全で安心なまちづくりの推進
		④子どもの交通安全を確保するための活動の推進
		⑤子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進
		⑥仕事と子育ての両立支援

第3期計画策定にあたって、進捗状況を確認するとともに、利用者の利用率、満足度、認知度に関する評価を行い、課題を検証します。

進捗状況の確認については、確認可能な直近年度である令和5年度における状況を確認するものとし、利用者の利用率、満足度、認知度について【A：計画を先行して進んでいる、B：計画通りに進んでいる、C：計画に遅れが生じている、D：計画の見直し等の必要性が生じている】として評価を行いました。

基本目標 1. 子どもたちの幸せで健やかな成長の実現

①妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策の充実

施策番号	重点事業	事業名	目標 (令和6年度)	令和5年度実施状況	利用率	満足度	認知度
1		妊産婦医療費助成事業	継続実施	受給者：78人 受給額：8,124,781円	B	B	B
2		マタニティクラス	継続実施	個別実施：16組 (うち 両親での参加 11組) プレママカフェ：4回実施 (延べ 11名)	B	B	A
3		ことばの相談室	継続実施	こあら教室：25人(21人) 延べ 25人 うさぎ教室：24人(18人) 延べ 105人 【ことばの教室】 たんぽぽ教室：23人(14人) 延べ 84人 つぼみ教室：7人(5人) 延べ 28人 ※()は新規数	B	B	B
4		不妊治療助成事業	令和5年度終了	実績なし (不妊治療が令和4年4月から保険適用になったことから、茨城県では令和5年6月までで助成の受付を終了。それに伴い桜川市でも助成を終了)	D	D	D
5		母子健康手帳の交付・妊産婦・乳幼児健康診査	継続実施	母子健康手帳交付：125件 (委託)妊婦健康診査：1,392件 産婦健康診査：207件 乳児健康診査：308件	B	B	B

施策番号	重点事業	事業名	目標 (令和6年度)	令和5年度実施状況	利用率	満足度	認知度
6		赤ちゃん訪問指導	継続実施	赤ちゃん訪問：131人 他市依頼：6人	B	B	B
7		乳幼児健康診査・保健指導等の充実	継続実施	1歳児健診：127人 1歳6か月児健診：142人 3歳児健診：128人	B	B	B
8		予防接種の推進	継続実施	小児インフルエンザ：35.1% MR1期：94.4% MR2期：92.8% B肝：95.4% 日本脳炎1期：126.2% 2期：142.6% 2種混合：88.6% BCG：96.7% 子宮頸がん予防：27.2% ヒブ：98.4% 小児肺炎：96.6% 4種混合：104.3% 水痘：89.2% おたふく：88.9% ロタ：93.1%	B	B	B
9		健康相談	継続実施	子育て相談：13人 延べ17人 4～6か月児育児相談：118人 2歳児健康相談：94人 5歳児健康相談：189人	B	B	B



②学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

施策番号	重点事業	事業名	目標 (令和6年度)	令和5年度実施状況	利用率	満足度	認知度
10		思春期教育事業	更に拡大予定	健康づくりアンケート調査実施 (たばこ・飲酒に関する調査含む) 小学5年生：305人 中学2年生：257人 学校保健委員会への参加：健康づくりに関する情報共有及び提供 思春期教育用備品貸出：4件 (授業・研修会受講者：342名)	C	C	C
11		小児生活習慣病健診事後指導	継続予定	医療機関受診勧奨対象者の保護者に対し、説明会及び個別面談(3月)実施	B	B	B

③「食育」の推進

施策番号	重点事業	事業名	目標 (令和6年度)	令和5年度実施状況	利用率	満足度	認知度
12		親子料理教室	更に拡大予定	①親子料理教室：3回・59名 料理作り・レシピ配布等 (大和中央公民館・農改センター) ②食育講話・手作りおやつ・レシピ配布：3回・81名 (真壁・岩瀬・大和) ③子育て支援夏祭りにておやつ配布：52人(真壁伝承館)	B	B	B

④子どもの健やかな成長を見守る地域づくり

施策番号	重点事業	事業名	目標 (令和6年度)	令和5年度実施状況	利用率	満足度	認知度
13		通学路の見回り活動	継続予定	市内の各学校にてボランティアなどによる立哨の実施	B	B	B
14		育児サークルの支援・子育て支援センターへの協力	継続予定	身体測定や育児相談、健康教育の実施 計測等：計3回・28名	B	B	B
15		地区組織との連携、活動支援	継続予定	乳幼児健診・相談：69名 市民祭：6名 会議研修会等：延べ628名	B	B	B

⑤小児医療の充実

施策番号	重点事業	事業名	目標 (令和6年度)	令和5年度実施状況	利用率	満足度	認知度
16		小児医療費助成事業	継続予定	受給者：6,036人 受給額：118,423,235円	B	B	B
17		小児救急医療体制の整備	継続予定	赤ちゃん訪問：131件	A	A	A

⑥児童虐待防止対策の充実

施策番号	重点事業	事業名	目標 (令和6年度)	令和5年度実施状況	利用率	満足度	認知度
18		要保護児童への対応	更に拡大 予定	要保護児童対策地域協議会の運営 (子ども家庭総合支援拠点) 代表者会議：1回 実務者会議：4回 (全体会議：1回、進行管理会議：3回) 個別支援会議：10回 (児童相談所や警察、学校や園と連携し、要保護児童の対応にあたった) オレンジリボン運動：計21か所 (ポスターや啓発品の配置)	B	B	B
19		乳幼児期の対応（赤ちゃん訪問、4～6か月育児相談）	継続予定	健康推進課と妊娠期からの情報連携及び妊娠期からの産後の虐待リスクを判断。特定妊婦と認定した場合、早期支援を実施。	A	A	A
20		養育訪問支援事業	継続予定	産後の虐待リスク判断。 健康推進課と連携し、家庭訪問や面談等の実施。	B	B	B
21		若年層の児童虐待防止対策事業	更に拡大 予定	思春期教育備品貸出：4件 授業・研修会受講者数：342名	C	C	C



⑦ひとり親家庭等の自立支援の推進

施策番号	重点事業	事業名	目標 (令和6年度)	令和5年度実施状況	利用率	満足度	認知度
22		母子・父子 家庭医療費 助成事業	継続予定	受給者：650 人 受給額：20,707,803 円	B	B	B
23		児童扶養手 当給付支援 事業	継続予定	手当月額 ・ 児童 1 人の場合 全部支給：44,140 円 延月人数：1,509 人 ：66,461,740 円 一部支給：10,410 円～44,130 円 延月人数：1,262 人 ：36,290,610 円 ・ 2 人目：10,420 円加算 延月人数：1,030 人 ：9,839,560 円 ・ 3 人目以降：6,250 円加算 延月人数：291 人 ：1,697,400 円	B	B	B
24		ひとり親家 庭等入学祝 金事業	継続予定	中学校・義務教育学校後期課程 29 名×30,000 円=870,000 円 高校 33 名×30,000 円=990,000 円	B	B	B
25		ひとり親家 庭高等職業 訓練促進給 付金等支給 事業	継続予定	高等職業訓練促進給付金 890,000 円 促進給付金 1 名：840,000 円 (非課税世帯 100,000 円 ※最終 12 か月 140,000 円×6 か月 =840,000 円) 修了支援金 1 名 (非課税世帯 50,000 円)	B	B	B
26		交通遺児手 当支給事業	継続予定	遺児 1 人につき：月額 2,000 円 受給者 1 名 (児童 1 名)：24,000 円	B	B	B

⑧障がい児施策の充実

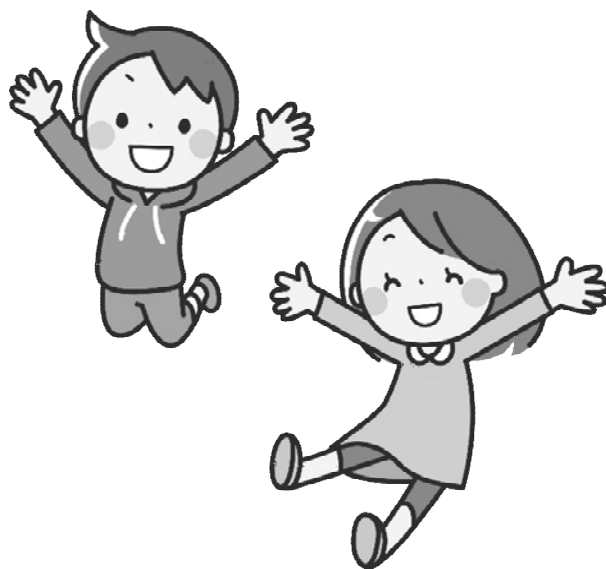
施策番号	重点事業	事業名	目標 (令和6年度)	令和5年度実施状況	利用率	満足度	認知度
27		障がい児への発達相談・支援	継続予定	こあら教室：25人（21人） 延べ25人 うさぎ教室：24人（18人） 延べ105人 【ことばの教室】 たんぼぼ教室：23人（14人） 延べ84人 つぼみ教室：7人（5人）延べ28人 （ ）は新規数	B	B	B
28		特別児童扶養手当支給事業	継続予定	1級：28名 月額 53,700円 2級：36名 月額 35,760円 ※令和6年3月31日時点受給対象児童数	B	B	B
29		在宅障がい児福祉手当支給事業	継続予定	57名 ※令和6年3月31日現在の受給対象児童数 1,926,000円 (令和5年度支給合計額)	B	B	B
30		障がい者（児）の福祉サービス	継続予定	短期入所、児童発達支援、放課後等デイサービス、日中一時支援事業、保育所等訪問支援事業の実施	B	B	B
31		補装具の交付・修理	継続予定	交付：10件 公費：2,012,402円 自費：163,574円 修理：5件 公費：289,635円 自費：32,180円	B	B	B
32		日常生活用具の給付・貸与	継続予定	給付：21件 紙おむつ：21件 頭部保護帽：2件 居宅生活動作補助用具：1件 ※紙おむつ・ストマ用装具は1か月分を1件とする。	B	B	B

施策番号	重点事業	事業名	目標 (令和6年度)	令和5年度実施状況	利用率	満足度	認知度
33		特別支援学級児童生徒事業	継続予定	市内小学校・中学校・義務教育学校： 教育補助員 40 名（125 名）の配置	B	B	B
34		障がい児保育事業	継続予定	民間保育所等補助金障がい児保育事業 の実績 市内施設 7 名 市外施設 1 名	B	B	B

【進捗状況】基本目標 1. 「子どもたちの幸せで健やかな成長の実現」

評価指標 A、B、C、D の数については以下の通りです。

	A	B	C	D
利用率	2	29	2	1
満足度	2	29	2	1
認知度	3	28	2	1



基本目標 2. 子どもや保護者に寄りそう子育て支援体制の充実

①地域における子育て支援の充実

施策番号	重点事業	事業名	目標 (令和6年度)	令和5年度実施状況	利用率	満足度	認知度
35		放課後児童クラブ事業	継続予定	公立 10 か所で実施 (延べ利用人数) 岩瀬学童クラブ：1,223 人 羽黒学童クラブ：632 人 猿田学童クラブ：65 人 坂戸学童クラブ：522 人 南飯田学童クラブ：450 人 雨引学童クラブ：465 人 大国学童クラブ：458 人 桃山学童クラブ：1,621 人 樺穂学童クラブ：466 人 谷貝学童クラブ：531 人 合計：6,433 人	B	B	B
36		放課後子ども教室事業	実施を検討	実施なし ※令和5年度に開始したコミュニティ スクール(学校運営協議会制度：学 校教育課所管)及び地域学校協働活 動事業の今後の展開状況により、わ くわくチャレンジ事業との統合を含 め実施可能性を検討する。	D	D	D
37		子育て短期支援事業	実施を検討	実施なし	C	C	C
38		病児保育事業	継続予定	筑西市との委託契約により、茨城県西 部メディカルセンター病児保育室ひま わりにて実施。 桜川市民延べ利用者数：61 名	B	B	B
39		保育施設における相談事業	継続予定	個別面談や児童の送迎時等にて随時対応。	B	B	B

施策番号	重点事業	事業名	目標 (令和6年度)	令和5年度実施状況	利用率	満足度	認知度
40		利用者支援事業	継続予定	子育て支援センター（委託先：社会福祉協議会）や子育て世代包括支援センター（市役所岩瀬庁舎内）において、相談や助言等の他、関連機関との連絡調整及び支援事業の情報提供の実施。	B	B	B
41		地域子育て支援拠点事業	継続予定	公立：2 か所 子育て支援センター岩瀬 （センター型：週5日） 登録者：267 名 年間利用：4,346 名 子育て支援センター真壁 （センター型：週3日） 登録者：134 名 年間利用：1,749 名 私立：3 か所 認定こども園真壁保育園子育て支援センター 幼保連携型認定こども園星の宮幼保園 子育て支援センター JA 北つくば子育て支援センター「はだしっ子」 合計 5 か所	B	B	B
42		ファミリー・サポート・センター事業	継続予定	事業を桜川市社会福祉協議会へ委託 依頼会員：109 名 協力会員：22 名 延利用件数：24 件	C	B	B

②地域における人材養成

施策番号	重点事業	事業名	目標 (令和6年度)	令和5年度実施状況	利用率	満足度	認知度
43		ボランティアの育成	継続予定	ジュニアボランティアスクール開催：1回 参加者：15名 人材育成福祉体験事業 小学校8校、中学校4校、義務教育学校1校、高等学校3校でボランティア体験実施 参加者合計：20,665名 (補助金：1,360,000円)	B	B	B

③教育・保育の充実

施策番号	重点事業	事業名	目標 (令和6年度)	令和5年度実施状況	利用率	満足度	認知度
44		通常保育事業：保育施設	継続予定	7保育施設にて継続実施 (やまと認定こども園、岩瀬認定こども園、岩瀬東部認定こども園、認定こども園真壁保育園、認定こども園星の宮幼保園、認定こども園ひなの里保育園、星の子ランド保育園)	B	B	B
45		通常保育事業：教育施設	継続予定	6教育施設にて継続実施 (やまと認定こども園、岩瀬認定こども園、岩瀬東部認定こども園、認定こども園真壁保育園、認定こども園星の宮幼保園、認定こども園ひなの里幼稚園)	B	B	B

施策番号	重点事業	事業名	目標 (令和6年度)	令和5年度実施状況	利用率	満足度	認知度
46		延長保育事業	継続予定	保育標準時間：18：30～19：00 保育短時間：16：00～18：30 実施 （やまと認定こども園、岩瀬認定こども園、岩瀬東部認定こども園、認定こども園ひなの里幼稚園、認定こども園真壁保育園） ※真壁保育園のみ保育短時間： 15：30 開始 保育標準時間：18：00～19：00 保育短時間：16：00～19：00 実施 （認定こども園星の宮幼保園、星の子ランド保育園）	C	B	B
47		幼稚園の預かり保育事業	継続予定	教育認定児童を対象に通常の利用時間以外の保育実施について希望を受け付けている。	B	B	B
48		地域型保育事業	継続予定	星の子ランド保育園にて実施	B	B	B
49		一時預かり事業	継続予定	施設未利用児童：827 名 教育認定児童：270 名	D	B	B
50		保育対策総合支援事業	更に拡大予定	3施設にて継続実施 （認定こども園星の宮幼保園、認定こども園ひなの里幼稚園、岩瀬認定こども園）	B	B	C
51		保育教諭のキャリアアップ研修	継続予定	キャリアアップ研修会参加者数 保育教諭：27 名 管理栄養士：1 名	B	B	B
52		保育所施設整備事業	継続予定	老朽箇所の修繕事業を継続	B	B	B

施策番号	重点事業	事業名	目標 (令和6年度)	令和5年度実施状況	利用率	満足度	認知度
53		児童手当等 給付支援事業	継続予定	児童一人当たり月額 3歳未満：一律月額 15,000 円 3歳以上小学校修了前（第1・2子）： 月額 10,000 円 3歳以上小学校修了前（第3子）： 月額 15,000 円 中学生：一律月額 10,000 円 特例給付(所得制限世帯)： 年齢に関わらず一律 5,000 円 所得上限世帯：不支給	B	B	B

Point

1

児童手当の抜本的拡充、児童扶養手当の第3子以降の加算額の引上げ

対象法令	法改正による支援の強化内容
児童手当法	① 所得制限の 撤廃 ② 支給対象年齢が中学生から 高校生年代 （18歳年度末）までに 延長 ③ 第3子 以降の支給額を月額 1 万 5 千円から 月額3万円 に増額 ④ 第3子の算定に含める子の年齢を 22 歳年度末 までに 延長 ⑤ 支給月を年3回（2月、6月、10月の年3回）から 年6回 （偶数月）に変更

④地域における子育て支援ネットワークづくり

施策番号	重点事業	事業名	目標 (令和6年度)	令和5年度実施状況	利用率	満足度	認知度
54		保育施設と 保護者のネ ットワーク の構築	継続予定	個別面談や送迎時等などにも随時実施	B	B	B

⑤子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

施策番号	重点事業	事業名	目標 (令和6年度)	令和5年度実施状況	利用率	満足度	認知度
55		学校活性化 非常勤講師 配置事業	継続予定	TT 講師：2名配置 (桜川中学校にて生徒の指導を実施)	B	B	B
56		児童生徒の 情報教育の 推進	継続予定	児童生徒への情報教育の実施 (タイピングの練習及び情報共有等) ICT 支援員の配置及び教職員への利活用 研修の実施	B	B	B
57		英語指導助 手(ALT)の 活用事業	継続予定	小学校・中学校・義務教育学校 ALT：11名派遣 (9名：小学校3年生～中学校3年生 まで+2名：小学校1・2年生)	B	B	B
58		教員のレベ ルアップ	継続予定	市内の教員に県指導主事研修会内容の 伝達および指導による教職員の資質向 上	B	B	B
59		教職員研修 事業	継続予定	生徒指導主事研修、新規採用教員研修、 校内 ICT 推進教師研修、学力向上研修 会、要請訪問等の実施	B	B	B
60		人権尊重の 教育	継続予定	人権教育後援会の開催、人権教育作品 の展示等により人権意識の啓発を図っ た。	B	B	B
61		教育相談事 業	継続予定	スクールカウンセラー4名(1名年間 245時間)の派遣 (児童生徒や、児童生徒に関する悩み を抱える保護者等のカウンセリング) 問題行動等の未然防止教育：職員研修 の参加及び児童生徒の授業プログラ ムの実施	B	B	B
62		児童生徒の 読書活動の 推進	継続予定	全小学校ごとに図書購入費120,000 円以上の予算を配当し、各学校におい て図書を整備した。	B	B	B

施策番号	重点事業	事業名	目標 (令和6年度)	令和5年度実施状況	利用率	満足度	認知度
63		子ども読書推進事業	継続予定	県の事業である「みんなにすすめたい一冊の本」事業により、偶数月に読書量を確認している。 令和5年度の達成率 小学校教育長賞受賞者：91% 中学校教育長賞受賞者：60% 中学校・義務教育後期課程における読書活動の推進のため、図書館の整理やポップの作成を行っている。	B	B	B
64		夏季水泳教室の充実	継続予定	夏季水泳教室 ・1～3年生対象 日数：4日 ・4～6年生対象 日数：4日 冬季水泳教室 ・4～6年生対象 日数：4日	B	B	B
65		学校評議員制度の充実	継続予定	学校評議員制度に代わり、学校運営協議会を全校に設置。 全校の委員を対象に研修会の実施及び各学校3～4回の協議会を実施。	B	B	B
66	●	桜川市教育支援センター「さくらの広場」教育相談事業	継続予定	桜川市教育支援センター：週5日開設 通室児童生徒数：8名 来室相談や電話相談の実施。	B	B	B

施策番号	重点事業	事業名	目標 (令和6年度)	令和5年度実施状況	利用率	満足度	認知度
67	●	図書の充実	継続予定	岩瀬中央公民館：3,061 冊 年間貸出数：275 冊 （貸出は改善センターで実施） ※岩瀬中央公民館 16,230 冊中 3,061 冊のみ開架 大和中央公民館：12,236 冊 年間貸出数：932 冊 真壁伝承館真壁図書館：39,634 冊 年間貸出数：34,111 冊	B	B	B
68	●	ブックスタート事業	継続予定	実施児童：118 人 実施回数：6 回 児童図書貸出冊数：21,820 冊	B	B	B
69	●	お話の広場活動事業	継続予定	岩瀬中央公民館：月 1 回実施 （8月中止） ※改善センターで実施 大和中央公民館：月 1 回実施 （8、9月中止） 真壁伝承館真壁図書館：月 1 回実施 （7月中止）	B	B	B
70	●	教育・保育施設と小学校の連携体制の構築	継続予定	就学に向けて教職員同士が交流・連携を図り情報交換をしている。	B	B	B



⑥子どもの健全育成

施策番号	重点事業	事業名	目標 (令和6年度)	令和5年度実施状況	利用率	満足度	認知度
71		職場体験事業	継続予定	対象生徒 294 人中 293 人が職場体験を行った。 体験日数：1 日間～3 日間	B	B	B
72		ふるさと発見事業		※令和2年度をもって事業終了	B	B	B

【進捗状況】基本目標2.「子どもや保護者に寄りそう子育て支援体制の充実」

評価指標 A、B、C、D の数については以下の通りです。

	A	B	C	D
利用率	0	33	3	2
満足度	0	36	1	1
認知度	0	35	2	1



基本目標 3. 安全、安心な子育て環境の形成

① 学校・家庭・地域の連携・協働による教育力の向上

施策番号	重点事業	事業名	目標 (令和6年度)	令和5年度実施状況	利用率	満足度	認知度
73		青少年健全育成活動 (声かけ運動)	継続予定	あいさつ声かけ運動 11/1: 岩瀬高校・岩瀬日大高校正門前 11/9: 真壁地区小学校・中学校・義務教育学校正門前 11/16: 岩瀬地区小学校正門前 11/24: 大和地区小中学校正門前	B	B	B
74		子ども会育成事業	継続予定	7/16・17: サマーキャンプ (宿泊体験) 36 名参加 11/18: 陶芸教室 48 名参加 12/3: 陶芸教室 19 名参加 2/18: 社会科見学 56 名参加	B	B	B
75		青少年のための健全育成活動	継続予定	下校指導 9/29: 岩瀬東中学校、桃山学園、大和中学校各校正門等 相談員: 17 名参加 3/13: 岩瀬東中学校、桜川中学校、大和中学校各校正門等 相談員: 13 名参加 「青少年の健全育成に協力する店」協力依頼 11/2・9: 岩瀬・大和・真壁地区 : 17 名参加 3/7: 図書等自動販売機立入調査実施 設置台数: 3 台 調査員: 3 名	B	B	B

施策番号	重点事業	事業名	目標 (令和6年度)	令和5年度実施状況	利用率	満足度	認知度
76		青少年を取り巻く環境 浄化運動		実施なし ※他事業により補完できる内容である ため、平成30年度から実施してい ていない（廃止）			
77		結婚応援事 業	継続予定	出会いイベント：2回開催 婚活セミナー：1回開催 結婚相談会：2回開催	B	B	B
78		家庭教育学 級	継続予定	全校開設 (小学校・中学校・義務教育学校計14 学級) 各学級の実践状況について実践報告書 を作成	B	B	B
79		青少年健全 育成活動	継続予定	【わくわくチャレンジ】 合計397名参加 ・頭の体操教室 3回：42名参加 ・おもしろ理科教室 4回：98名参加 ・楽しいスポーツ教室 4回：75名参加 ・あそびの教室 5回：102名参加 ・歴史教室 2回：38名参加 ・藍染体験 1回：28名参加 ・石割体験 1回：14名参加 (おうちで「わくわくチャレンジ」81 名登録) 【コミュニティスクール】 市民会議と統合、単体事業は廃止（令 和4年度～）	B	B	B

②良質な住宅の確保

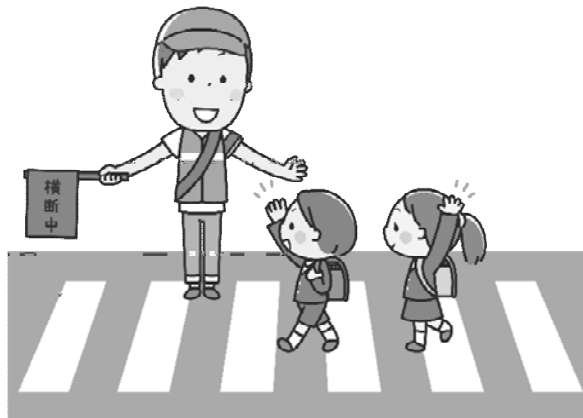
施策番号	重点事業	事業名	目標 (令和6年度)	令和5年度実施状況	利用率	満足度	認知度
80		良質な市営住宅の整備	継続予定	市営住宅 16 住宅中 15 住宅（谷貝住宅は除却予定）の 92 件の修繕を実施 東十枚住宅の屋根及び外壁改修工事の実施 谷貝住宅除却のための測量設計委託	B	B	B

③安全で安心なまちづくりの推進

施策番号	重点事業	事業名	目標 (令和6年度)	令和5年度実施状況	利用率	満足度	認知度
81		子どもに配慮した公園事業	継続予定	公園の安全管理及び遊具の修繕を行った。	B	B	B
82		公園のトイレや砂場の衛生管理	継続予定	委託業者により実施 公園内清掃：週 1 回 トイレ清掃：週 3 回	B	B	B
83		公園・駐車場・駐輪場の施設整備の推進	継続予定	駐車場、駐輪場の管理及び整備を実施 施設の破損及び不具合等については随時修繕を実施	B	B	B

④子どもの交通安全を確保するための活動の推進

施策番号	重点事業	事業名	目標 (令和6年度)	令和5年度実施状況	利用率	満足度	認知度
84	●	交通安全指導事業	継続予定	- 交通安全教室（小学校・中学校・義務教育学校）19回開催：1,688人 - 幼児交通安全教室 6回開催：615人 - 交通立哨（小学校・中学校・義務教育学校通学路） 毎月1日交通安全の日 自転車点検（小学校・中学校・義務教育学校）：755台 - 各季交通安全期間中キャンペーン実施 4回：170人 - 新入学1年生へ交通安全パンフレット配布（小学校・義務教育学校） - 新入学1年生及び義務教育学校後期課程進級生へ反射タスキ配布（中学校・義務教育学校）	B	B	B
85	●	下校時巡回パトロール	継続予定	学校単位で、各種団体や機関の協力なども得ながら実施した。	B	B	B
86		小学校・中学校・義務教育学校指定通学路の整備	継続予定	安全施設設置工事：7,500,000円、35件 安全施設修繕工事：1,385,000円、11件	B	B	B



⑤子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

施策番号	重点事業	事業名	目標 (令和6年度)	令和5年度実施状況	利用率	満足度	認知度
87		地域安全防犯啓発事業 (防犯パトロール等)	継続予定	① 防犯関係者（防犯連絡員、防犯ボランティア等）及び警察による商店街や地域のパトロール ② 駅やスーパーにおいて防犯チラシの配付による啓発活動 ③ 子どもたちの登下校時における見守り ①～③の活動を年間を通して実施。 毎月 15 日各地区において防犯連絡員によるパトロールを実施。 各季地域安全期間中キャンペーン：4 回実施、62 人	B	B	B
88		連れ去り防止対策	継続予定	各小学校の 1 年生に防犯ブザー（常陽銀行寄贈）の配布及び登下校時には身につけるよう各学校で指導した。	B	B	B
89		危機管理マニュアルに基づく条件整備等の推進	継続予定	各学校において、危機管理マニュアルに基づき不審者侵入防止対策に当たった。	B	B	B

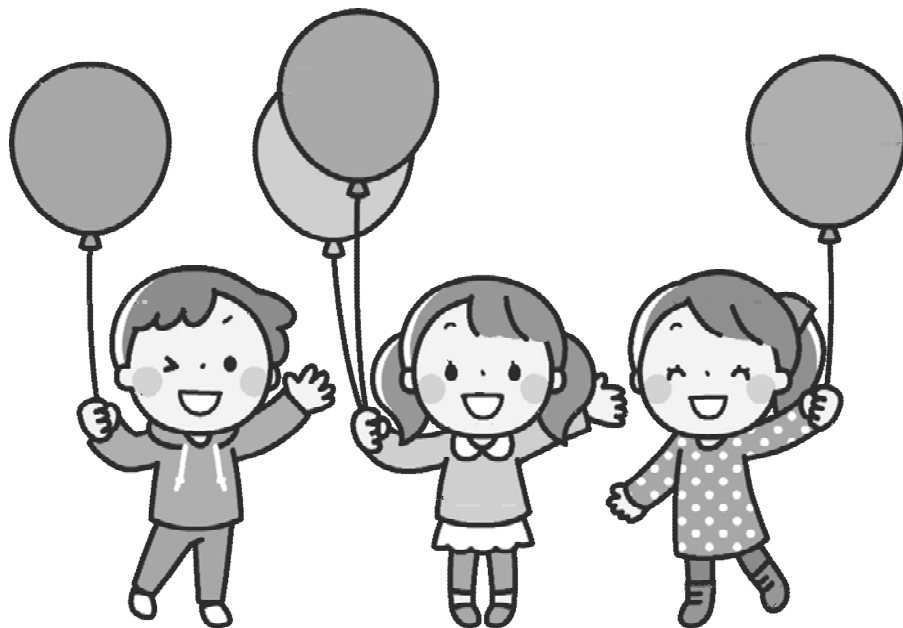
⑥仕事と子育ての両立支援

施策番号	重点事業	事業名	目標 (令和6年度)	令和5年度実施状況	利用率	満足度	認知度
90		男女共同参画の推進	継続予定	審議会の女性進出の割合：21.7% 委員会の女性進出の割合：11.8%	B	B	B

【進捗状況】基本目標3.「安全、安心な子育て環境の形成」

評価指標 A、B、C、D の数については以下の通りです。

	A	B	C	D
利用率	0	17	0	0
満足度	0	17	0	0
認知度	0	17	0	0



❖ 第2節 第3次桜川市次世代育成支援行動計画

(1) 第3次桜川市次世代育成支援行動計画の体系図

基本理念	基本目標		基本方針
子どもの元気な笑顔あふれる子育てのまち 桜川市	1	子どもたちの 幸せで健やかな 成長の実現	①妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策の充実
			②学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実
			③「食育」の推進
			④子どもの健やかな成長を見守る地域づくり
			⑤小児医療の充実
	2	子どもや保護者に 寄りそう子育て 支援体制の充実	①地域における子育て支援の充実
			②地域における人材養成
			③教育・保育の充実
			④地域における子育て支援ネットワークづくり
			⑤子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備
			⑥子どもの健全育成
	3	安全、安心な 子育て環境の形成	①次代の親の育成
			②学校・家庭・地域の連携・協働による教育力の向上
			③良質な住宅の確保
			④安全で安心なまちづくりの推進
			⑤子どもの交通安全を確保するための活動の推進
			⑥子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進
			⑦児童虐待防止対策の充実
			⑧ひとり親家庭等の自立支援の推進
			⑨配慮が必要な子どもの支援の充実
			⑩子どもの権利を守るための活動の推進
			⑪いじめ、不登校、困難に直面する子どもへの支援
			⑫仕事と子育ての両立支援

基本目標 1. 子どもたちの幸せで健やかな成長の実現

①妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策の充実

妊娠期、出産期、新生児期および乳幼児期は、子どもの人生の始まりとして重要であると同時に、母親にとっても人生における大きな変化のある時期と言えます。

初めて子を持つ夫婦の育児不安、特に主な子育ての担い手である母親の不安やストレス解消等を図るために、親子の関わり方を学ぶ場や子育て・発育に関する相談の機会を提供します。

また、妊婦・乳児の健康診査や訪問指導を通じて母子の健康を確保し、感染症対策のための定期予防接種の実施に努めます。

【施策内容】

施策番号	事業名	担当課	施策内容
1	妊産婦医療費助成事業	国保年金課	母子手帳交付月の初日から出産日の翌月末日までの妊産婦に対し医療費を助成する。
2	マタニティクラス	健康推進課	初妊婦とその夫を対象に妊娠・出産・呼吸法・沐浴・育児等の健康教育・出産体験談等の内容を年6回実施。
3	ことばの相談室	健康推進課	各種健診時、ことばの遅れや情緒面で落ち着きがない等、精神発達及び心理面で、経過観察が必要な乳幼児とその保護者を対象に集団や個別指導を通して適切な支援を図る。
4	母子健康手帳の交付・妊産婦・乳児健康診査	健康推進課	子育て包括支援センターを拠点に、妊産婦・乳幼児に切れ目のない支援を行う。妊婦・乳児の健康診査、産婦健康診査を適切な時期に実施することにより、疾病の早期発見、疾病予防のための指導支援に努める。健診委託先：茨城県医師会（県内産婦人科、小児科医療機関）及び県外医療機関。

施策 番号	事業名	担当課	施策内容
5	赤ちゃん訪問指導	健康推進課	平成20年児童福祉法の一部改正に伴い、平成21年4月より乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業として生後4か月までに全戸訪問することが市町村の努力義務となったため、保健師・看護師・助産師が全戸訪問を実施する。
6	乳幼児健康診査・保健指導等の充実	健康推進課	＜1歳児健診＞ 幼児期への移行期で、発育・発達面の異常の早期発見・幼児食・むし歯予防等の相談・指導を行う。 ＜1歳6か月児健診＞ 身体・精神面の発育・発達状況の異常の早期発見と生活習慣の自立・虫歯予防・フッ素塗布や育児不安の相談の場を設け、指導を行う。 ＜2歳児歯科健診＞ 乳歯萌出が完了し、むし歯の多発期であることから、ブラッシング指導とフッ素塗布を行う。又、ことばや発達面での育児不安や悩みも多いため、相談・指導を行う。 ＜3歳児健診＞ 身体・精神面の発育・発達状況と、視力・聴力異常の早期発見、生活習慣の自立、虫歯予防・フッ素塗布や育児不安の相談の場を設け、指導を行う。
7	予防接種の推進	健康推進課	子どもの感染症について発症予防、重症化を予防するため、定期予防接種、任意接種を適切に受けることができるよう支援を行う。

施策 番号	事業名	担当課	施策内容
8	健康相談	健康推進課	＜子育て相談＞ 月1回定例開催 ＜4～6か月児育児相談＞ 乳児の成長・発達の確認、育児不安や悩みの相談を行い、むし歯予防のために早期から歯の健康についての講話を実施する。 ＜5歳児健康相談＞ 子どもや保護者が安心して就学を迎える環境や、適切な発達支援体制の構築を図るため実施する。
9	出産・子育て応援金支給事業	健康推進課	妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援の充実を図るとともに、経済的負担の軽減を図る出産・子育て応援給付金（妊娠届出時5万円・乳児家庭全戸訪問時5万円の支給）を一体的に実施する。
10	子育て3step応援金支給事業	児童福祉課	次代を担う児童の健やかな成長を願うとともに、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、児童1人につき応援金10万円を、出生時及び小学校・中学校・義務教育学校（前期・後期）・特別支援学校（小学部・中学部）の入学・進級時に支給する。

②学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

思春期の児童生徒には、心身に様々な変化が生じることに対する適切な教育などのケアが重要です。成長過程の多感な思春期において、将来の結婚や子育てに対して必要な体験の場を提供します。

また、現在では過剰ともいえる刺激的な情報や、他者とのふれあいの機会の喪失など、少子化進行の影響を受けていることへの配慮や思春期の課題を認識し、児童生徒の心のケアのために相談体制の充実を図ります。

子どもの頃からの生活習慣病の予防と指導を促進し、健康な身体づくりを目指します。

【施策内容】

施策番号	事業名	担当課	施策内容
11	思春期教育事業	健康推進課 児童福祉課	小学校・中学校・義務教育学校から「命の大切さ」、「思春期教育」などの依頼があった場合に妊娠シミュレーターや育児人形を活用し、健康教育を実施する。
12	小児生活習慣病健診事後指導	学校教育課	小学校・義務教育学校4年生、中学校1年生、義務教育学校7年生の希望者を対象に、事後指導として個別指導を行う。 ※1次検査でチェックの入った児童に対し2次検査を実施し、親子で説明会に参加してもらう。



③「食育」の推進

子育てをしている保護者にとって、子どもの健康は大きな関心事です。朝食欠食等の食習慣の乱れや思春期痩せに見られるような心身の健康問題は、乳幼児期からの正しい食事の摂り方や望ましい食習慣が定着していないことに起因すると考えられます。

食べることは、生きる活力の源であり、人生の楽しみでもあります。乳幼児期からの発達段階に応じた正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着による、健全な心身の育成を目指し、地域ぐるみで食に関する学習や体験の機会の充実を図り、食育を推進します。

【施策内容】

施策番号	事業名	担当課	施策内容
13	親子料理教室	健康推進課	小学校・義務教育（前期）学生、幼稚園、保育所の親子を対象に調理実習を行い、食事バランスガイドや早寝・早起き・朝ご飯の習慣づくりの説明をする。（食生活改善推進員協議会に委託）

④子どもの健やかな成長を見守る地域づくり

地域、学校が協力し、通学路の巡回パトロールを実施することで地域の防犯体制の強化を図ります。保健・医療に携わる関係機関の効果的な連携を図ることにより、子どもの成長を見守る地域づくりを推進します。

【施策内容】

施策番号	事業名	担当課	施策内容
14	通学路の見回り活動	学校教育課	「巡回パトロール」のステッカーを車につけ、各学校の巡回活動を行う。ボランティア活動による巡回パトロールを実施することにより防犯体制の強化につなげる。
15	育児サークルの支援・子育て支援センターへの協力	健康推進課	社会福祉協議会で実施している子育て支援センターからの依頼により、身体測定の実施や育児相談、健康教育を実施する。
16	地区組織との連携	健康推進課	健康推進課と連携して、子どもの健康や安全に関する保健活動を行うことで、地域全体で子どもの健やかな成長を見守り、支援する体制を整える。 （健康推進員の活動：乳幼児健康診査、市民祭、子育て講座等への協力等）

⑤小児医療の充実

市民が安心して子どもを産み、健やかに育てることができるよう、小児医療の充実に努めます。医療機関との連携を図りながら、地域で支える小児医療体制の充実を図るとともに、近隣地域を含めた救急医療体制を保持します。

また、すべての子どもの健康保持のため、医療費の助成等の充実に努めます。

【施策内容】

施策番号	事業名	担当課	施策内容
17	小児医療費助成事業	国保年金課	出生の日から高校卒業相当までの小児に対し医療費を助成する。
18	小児救急医療体制の整備	健康推進課	近隣地域にある筑波メディカルセンター病院において365日24時間体制で小児科の診療を実施。 （事前に電話での申し込みが必要）また、市内の医療機関での実施について働きかけを行う。



基本目標２．子どもや保護者に寄りそう子育て支援体制の充実

①地域における子育て支援の充実

共働き家庭の増加により、子育て支援のニーズは多様化し、今後も拡大する傾向にあり、地域における様々な子育て支援の充実が必要です。

就労等により保護者が昼間家庭にいない小学校・義務教育（前期）学校児童の遊び・生活の場を確保します。

また、家庭において一時的に児童の養育が困難になった場合などに、一定期間、養育・保護する体制を整え、子どもが病気の時の保育についても確保していきます。

子どもの幸せとすべての子育て家庭への支援を行う観点に立ち、親子の交流の場や子育てに関する情報の提供に努め、子育てに関する相談や助言を行うとともに、地域、行政、関係機関による協力体制を強化していきます。

【施策内容】

施策番号	事業名	担当課	施策内容
19	放課後児童クラブ事業	児童福祉課	学童クラブにおいて、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校・義務教育（前期）学生に対し、授業の終了後に適切な遊びや生活の場を与え、児童の健全育成を図る。
20	放課後子ども教室事業	生涯学習課	放課後授業の終了後等に、小・義(前期)学生に対し、学習、体験・交流活動の場を与え、児童の健全育成を図る。
21	子育て短期支援事業	児童福祉課	保護者の疾病その他の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合、及び経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に、児童養護施設その他の保護を適切に行うことのできる施設において、一定期間、養育・保護を行う。
22	病児保育事業	児童福祉課	疾病にかかり集団保育が困難な場合について、病院等の実施施設に付設された専用スペース又は事業のための専用施設で一時的に保育する。

施策 番号	事業名	担当課	施策内容
23	保育施設における相談事業	認定こども園	保護者からの遊びやしつけなどに関する相談に随時対応する。
24	利用者支援事業	健康推進課 児童福祉課	乳幼児及びその保護者の身近な場所で、相談・助言等を行い、必要に応じて関連機関との連絡調整等を図る。また、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供を行う。
25	地域子育て支援拠点事業	児童福祉課	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行い、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援する。
26	ファミリー・サポート・センター事業	児童福祉課	子育てにおける負担感の緩和や仕事と子育ての両立支援など安心して子育てができる環境づくりを推進するために、ファミリー・サポート・センター事業を実施し、地域における援助活動への支援により住民参加の子育て支援の輪を広げる。

②地域における人材養成

多様な子育てニーズに対応し、支援を充実させていくためには、人材の確保が必要となります。地域のボランティアの育成や効果的な活用を図ります。

また、既存の健康推進員や食生活推進員との連携を深め、活動を支援します。

【施策内容】

施策 番号	事業名	担当課	施策内容
27	ボランティアの育成	社会福祉課 社会福祉協議会	ジュニアボランティアスクール、人材育成福祉体験事業など地域で活躍するボランティアを育成する。

③教育・保育の充実

多様な保育支援が望まれる背景には、現在の仕事と子育てを両立させたいと願う保護者と、現在は就労していないものの強い就労意欲を持つ保護者の存在があります。

少子化の進行により想定される児童の減少と保護者ニーズの拡大とのバランスを考慮しながら、各家庭の状況・希望に応じた適切な教育・保育を提供します。

また、保護者の仕事と子育ての両立を支援するため、保育時間の延長や一時的な預かり等の充実、地域との連携により多様な保育ニーズへの対応を図ります。

【施策内容】

施策番号	事業名	担当課	施策内容
28	通常保育事業：保育施設	児童福祉課 認定こども園	児童の保護者が就業等の理由で、保育の必要性が認められる場合、保育施設で子どもを保育する。 保育標準時間：最大11時間 保育短時間：最大8時間
29	通常保育事業：教育施設	児童福祉課 認定こども園	3歳児から小学校・義務教育学校就学までの幼児に教育の基礎を培うための幼児保育を実施し、心身の発達の助長に努める。
30	延長保育事業	児童福祉課 認定こども園	保育認定を受けた児童について、通常の利用時間帯以外に保育所及び認定こども園等で引き続き保育を実施する。
31	幼稚園の預かり保育事業	児童福祉課 認定こども園	地域の実態や保護者の要請により、教育課程に係る教育時間終了後に希望者を対象に保育を実施する。
32	地域型保育事業	児童福祉課	保育所（原則20人以上）より少人数の単位で0～2歳の子どもの保育を実施する。
33	一時預かり事業	児童福祉課 認定こども園	家庭において昼間保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児又は幼稚園の在園児を教育時間終了後に一時的に預かり必要な保護を行う。

施策 番号	事業名	担当課	施策内容
34	保育対策総合支援事業	児童福祉課	多様な保育需要への対応として、施設設置等による受け皿の確保や保育人材の確保に必要な措置を総合的に講じる。
35	保育教諭のキャリアアップ研修	認定こども園	各種キャリアアップ研修会へ参加し、職員の能力向上を図る。
36	就学前教育・保育施設整備事業	児童福祉課 認定こども園	就学前教育・保育施設等充実のための施設整備推進。
37	児童手当等給付支援事業	児童福祉課	高校生年代（18歳到達後最初の年度末まで）の子どもを養育している方に児童手当を支給し、児童の健全な育成を図る。

④地域における子育て支援ネットワークづくり

子育て家庭に対して、きめ細かな子育て支援や保育に関する情報を効果的・効率的に提供し、多くの親子が気軽に参加できる場を設けることで、地域における子育て支援ネットワーク形成を促進します。

【施策内容】

施策 番号	事業名	担当課	施策内容
38	保育施設と保護者のネットワークの構築	認定こども園	保育施設において、職員と保護者同士などの情報交換や相談の場を設ける。

⑤子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

変化の激しいこれからの社会を生きるためには、知・徳・体をバランスよく育て、子どもたちの「生きる力」を一層育むことが大切です。学校教育においては、確かな学力の向上、豊かな心や健やかな体の育成、子どもの悩みや不安に対しての相談や支援、信頼される学校づくりなど、子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境の整備に努めます。また、次代の担い手であるすべての子どもが、心身ともにすくすくと個性豊かに成長できるように、支援をしていきます。さらに、認定こども園・幼稚園・保育所（園）と小学校・義務教育学校との連携の強化、家庭や地域と連携により信頼される学校づくりを推進します。

【施策内容】

施策番号	事業名	担当課	施策内容
39	学校活性化非常勤講師配置事業	学校教育課	「生きる力」を育成するためには、生涯にわたって学び続けるための真の学力の育成が不可欠である。そのような学力をつけるために少人数加配を実施し、複数の教員の配置によって児童生徒の個に応じた指導を通して基礎学力の定着を図る。
40	児童生徒の情報教育の推進	学校教育課	児童生徒が、将来ＩＣＴ（情報通信技術）社会で活躍することを見据えた情報教育の充実を図る。
41	英語指導助手（ALT）の活用事業	教育指導課	国際社会に対応するため、英語教育の必要性が高まっていることから幼児施設・小学校・中学校・義務教育学校へALTを派遣する。
42	教員のレベルアップ	教育指導課	全職員の能力向上を図る各種研修会への参加。
43	教職員研修事業	教育指導課	教職員の資質の向上のため、県の派遣指導主事を配置して専門的事項にかかる研修を図っている。
44	教育相談事業	教育指導課	スクールカウンセラーを派遣し、児童生徒の不登校、いじめ等や問題行動に対応する。

施策番号	事業名	担当課	施策内容
45	児童生徒の読書活動の推進	学校教育課	学校図書館の充実のための図書購入費を各学校に配分している。 また、地域の人材を活用して読み聞かせなどの活動を推進し読書への意見や興味、関心を高め豊かな心の育成を図る。
46	子ども読書推進事業	教育指導課	児童生徒の読書活動を推進するため、学校図書館の環境整備を図り、学校図書館協力員を配置するとともに、児童生徒の読書活動を賞賛する。
47	夏季水泳教室の充実	スポーツ振興課	小学校・中学校・義務教育学生を対象とした水泳教室を実施し、参加者相互の親睦や技術の向上を図る。
48	学校評議員制度の充実	学校教育課	保護者や地域の方々の意見を幅広く聴き、学校が家庭や地域と連携しながら特色のある教育活動を行えるよう、小学校・中学校・義務教育学校で学校評議員制度の充実を図る。
49	図書の充実	生涯学習課	公民館図書室の蔵書冊数を住民のリクエストに応えられるよう整備する。 茨城県図書館情報ネットワークを利用し、資料を他館より借用して、利用者へ提供する相互貸借の充実を図る。
50	ブックスタート事業	生涯学習課	4～6 か月児の育児相談時に、絵本のプレゼントとボランティアによる読み聞かせを行い、絵本への親しみと親子の絆を深めてもらうことで、乳幼児図書利用者の増加を図る。
51	お話の広場活動事業	生涯学習課	読み聞かせや紙芝居等のお話やゲーム等を楽しく指導し、子どもたちの豊かな知性が向上するように活動を推進する。

施策 番号	事業名	担当課	施策内容
52	教育・保育施設と小学校 の連携体制の構築	認定こども園	幼児教育から小学校・義務教育学校教育へ子どもが円滑に移行できるよう又、速やかに学校生活になじむことができるように認定こども園と小学校・義務教育学校の間で交流・連携に取り組む。 年長の後半に、小学校・義務教育学校の教育を意識した教育活動を増やし小学校・義務教育学校に対する不安を和らげる。 教職員同士の交流・連携により理解を深め認定こども園から小学校・義務教育学校への円滑な移行を促す。

⑥子どもの健全育成

少子化の進行により、同世代はもとより異世代との交流が希薄になり、身近な仲間関係の形成や社会性の発達、さらには規範意識の形成に少なからず影響があると考えられています。

子どもたちが、地域社会の中で人とのかかわりやルールを学ぶ機会の提供や、地域社会に対する関心を高め、郷土を愛する心を培う体験活動の促進を図ります。

また、地域での遊びの場の提供や安心して過ごせる放課後の居場所の整備に努めます。

【施策内容】

施策 番号	事業名	担当課	施策内容
53	職場体験事業	学校教育課 教育指導課	中学校2年生及び義務教育学校8年生を対象に、地域の商店や事業所等の協力を得て職場体験を行なうことにより、他人とのかかわりや思いやり、社会のルールを学ぶ機会を提供する。

基本目標３．安全、安心な子育て環境の形成

①次代の親の育成

現在、共働き家庭の増加や少子高齢化が進む中で、次代の親の育成が大きな課題となっています。特に、若い世代が親となる前の必要な教育やサポートが不十分であり、家庭や地域における支援が以前よりも重要視される一方で、地域との連携が弱まりつつあるため、地域ぐるみで子どもを育てる体制が求められています。

次代の親の育成や家庭・地域の教育力の向上には、地域・行政・関係機関が連携し、次代の親を育成するための教育プログラムを拡充させ、家庭や地域の教育力を高める取り組みを推進します。

また、児童虐待防止や、いじめや不登校に対応するためのサポート体制を整え、子どもの権利を守るための活動を推進します。

そして、仕事と子育ての両立を支援するため、育児休暇やフレキシブルな働き方の普及を進め、保護者が安心して働き続けられる環境を整備します。これらの施策を通じて、子育て環境の質を高め、次世代の健全な成長を支える社会を目指します。

【施策内容】

施策番号	事業名	担当課	施策内容
54	結婚応援事業	生活環境課	地域未婚者の結婚対策を支援するため、広域での連絡調整を図りながら未婚者の交流の場や情報提供を推進し、地域の活性と振興に寄与する。また、県施策との連携を図る。

②学校・家庭・地域の連携・協働による教育力の向上

次代の地域社会を担う青少年が、家庭を築き、子どもを産み育てたいと思えるような地域環境の整備や、愛着・誇り・希望をもてる地域社会の形成を目指します。

登校時のあいさつ運動やスポーツなどのイベントを通して、地域の人々との交流の機会や子ども会の活動を支援します。

また、青少年の健全育成のため地域ぐるみの啓発活動を行い、地域環境の整備に努めます。さらに、子育ての前提となる結婚を促進する観点から、出会いの機会や情報の提供を推進します。子どもを地域社会全体で育てていくために、学校・家庭・地域の機関及び団体との連携を図りながら、全ての教育の出発点ともなる家庭での教育力の向上を図ります。

また、地域の人々や自然環境・教育資源を活用した多様な体験活動等の機会充実を図るなど、地域における教育力の向上に努めます。

【施策内容】

施策番号	事業名	担当課	施策内容
55	青少年健全育成活動（声かけ運動）	生涯学習課	青少年育成桜川市民会議が中心となり、青少年関係団体と連携して小学校・中学校・義務教育学校の登校時にあいさつ、声かけ運動を実施。
56	子ども会育成事業	生涯学習課	市内の子ども会会員（通称「桜っ子」）が市内外を問わず、文化や自然、様々な体験活動をすることにより、子どもたちの探究心を呼び覚まし、新たな知識の獲得や環境への意識の高揚、さらに活動を通して子どもたち同士の友好と親睦を図る。
57	青少年のための健全育成活動	生涯学習課	青少年相談員と連携した街頭指導（巡回活動）の実施。 青少年相談員による「青少年の健全育成に協力する店」への協力依頼。 図書等の自動販売機等立入調査の実施。

施策番号	事業名	担当課	施策内容
58	家庭教育学級	生涯学習課	もう一度家庭教育の役割を見直し、充実させるため、各学校独自に計画を立て学習する。
59	青少年健全育成活動	生涯学習課	わくわくチャレンジ事業：桜川市全地区週末の子どもの居場所づくりのため、岩瀬中央公民館・大和中央公民館・伝承館・シトラス・ラスカにおいて5つの教室（お料理・おもしろ理科・あそび・自然・歴史探検・楽しいスポーツ）を実施する。 コミュニティスクール事業：岩瀬・真壁地区 羽黒小及び真壁地区の小学校・義務教育（前期）学校2校及び義務教育学校1校において、児童生徒に学校外活動の場や機会を提供するため、各種事業を実施する。

③良質な住宅の確保

家庭は、子どもが保護者の温かい目に見守られ健やかに育つ基盤であり、住宅環境は豊かな生活の重要な要素の一つです。地域の子育て環境整備の一環として、公営住宅の改修・改善を実施し良質な住宅の整備を推進します。

【施策内容】

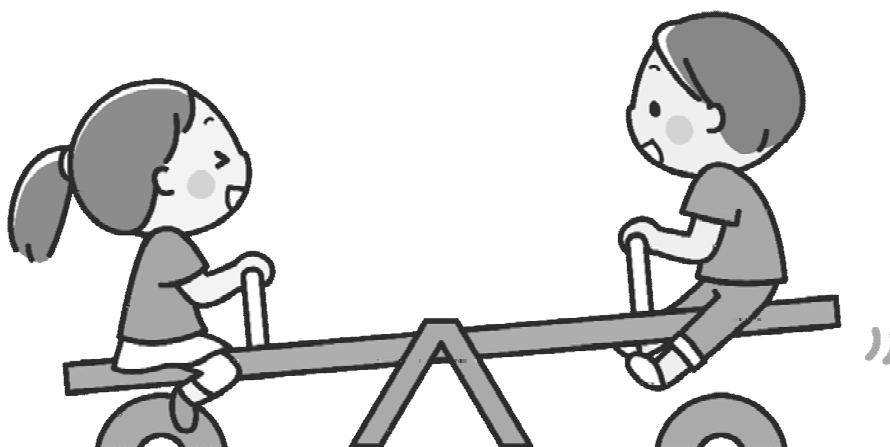
施策番号	事業名	担当課	施策内容
60	良質な市営住宅の整備	都市整備課	耐用年限を経過し老朽化により用途廃止した住宅の撤去を進めるとともに、桜川市公営住宅長寿命化計画に基づく改修・改善を順次実施し、良質な住宅環境の整備を図る。

④安全で安心なまちづくりの推進

公共の場における「子育てバリアフリー」を促進し、安全に安心して生活することができるまちづくりを推進します。子どもや親子をはじめ、だれもが安心して訪れることができる公園の安全管理に努め、トイレや砂場の衛生管理の定期的な実施、公園、駐車場・駐輪場等の整備を推進します。

【施策内容】

施策番号	事業名	担当課	施策内容
61	子どもに配慮した公園事業	都市整備課	児童公園（岩瀬地区 2 か所、真壁地区 3 か所）のほか、地区公園をはじめ街区公園などを設置しており、定期的な遊具の点検を行いながら安全管理に努める。
62	公園のトイレや砂場の衛生管理	都市整備課	公園内の清掃とトイレ・砂場の衛生管理に努める。
63	公園・駐車場・駐輪場の施設整備の推進	都市整備課	公園及びトイレ、駐車場、駐輪場の整備を推進し、環境美化に努める。



⑤子どもの交通安全を確保するための活動の推進

交通安全対策の充実に伴い、交通事故件数は減少傾向にありますが、子どもやお年寄りなど交通弱者の交通事故は、依然として少なくありません。子どもを交通事故から守るため、学校・地域・関係機関との連携を強化し、交通安全教室の開催、自転車の安全利用の促進など交通安全指導を推進します。

また、下校時の巡回パトロールによる交通安全指導を実施し、子どもの交通事故防止に努めます。

さらに、通学路周辺の交通安全施設の状況確認および修復や新たな設置により、安全な通学路の整備に努めます。

【施策内容】

施策番号	事業名	担当課	施策内容
64	交通安全指導事業	生活環境課	交通安全教室：小学校・中学校・義務教育学校での安全教室（歩行実技・自転車の乗り方等） 幼児交通安全教室：認定こども園での交通安全教室 交通安全体験事業：小学校・義務教育学校4年生を対象にした交通安全体験学習 通学時間帯街頭立哨：交通安全の日（毎月1日）を基準に通学児童への交通立哨 新入生交通安全啓発事業：小学校・中学校・義務教育学校新入生及び義務教育学校（後期）進級生へ交通安全グッズ配布 通学用自転車点検事業：自転車通学を行う児童生徒の自転車点検
65	下校時巡回パトロール	学校教育課	P T A連絡協議会と先生と一緒に下校時間に合わせて、交通安全指導に巡回パトロールを実施。
66	小学校・中学校・義務教育学校指定通学路の整備	建設課	小学校・中学校・義務教育学校指定通学路周辺の交通安全施設を確認し、その状況に応じて不具合箇所の修復及び設置について計画的に実施する。また、国県道における交通安全施設の設置要望に対しては、関係機関と協議し、整備を進めるよう要望する。

⑥子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

子どもを犯罪等の被害から守るとともに、子どもに関わる犯罪等を未然に防止するため、学校・自治会など地域の教育機関や組織と連携した活動を推進します。そのため、パトロール活動や登下校時の見守り活動の強化に努めるとともに、啓発活動による地域や子どもの防犯意識の醸成を促します。

また、児童生徒への防犯ブザーの配布や危険から身を守る指導を積極的に推進するとともに、学校の危機管理マニュアルを作成し、子どもの安全確保に努めます。

【施策内容】

施策番号	事業名	担当課	施策内容
67	地域安全防犯啓発事業 (防犯パトロール等)	生活環境課	防犯関係者(防犯連絡員、防犯ボランティア等)及び警察による商店街や地域のパトロール、駅やスーパーにおいて防犯チラシの配布による啓発活動、子どもたちの登下校時における見守り活動を、年間を通して実施する。
68	連れ去り防止対策	学校教育課	子どもの安全を確保するために、防犯ブザーを携帯(全児童生徒へ配布)し不審者や危険から身を守るとともに、危険等に遭遇したときは、子ども 110 番に駆け込むように指導する。
69	危機管理マニュアルに基づく条件整備等の推進	学校教育課	小学校・中学校・義務教育学校において危機管理マニュアルを作成して、不審者の侵入防止に必要な体制を整え、児童生徒の安全確保に努める。



⑦児童虐待防止対策の充実

家庭内での児童虐待や学校内外でのいじめは全国的な問題であり、本市においても課題となっています。多感な児童期に虐待を受けると心に大きな傷を残し、成人後の生活にも影響すると言われています。

また、乳幼児に対する虐待や育児放棄、いじめの背景は多岐にわたっていることから、すべての児童の健全な心身の成長のために、関係機関が連携し実態の把握に努め、相談体制の強化を図り、地域全体で虐待の発生予防や早期発見・早期対応、保護・支援などの対策を実施していきます。

【施策内容】

施策番号	事業名	担当課	施策内容
70	要保護児童への対応	児童福祉課	家庭相談室を窓口として、家庭における児童の養育に関すること、その他児童の福祉に関することについて相談及び指導を行う。また、桜川市要保護児童対策地域協議会を中心とした関係機関の連携のもと、児童虐待をはじめ要保護児童の早期発見、早期対応に努める。子ども家庭総合支援拠点の設置についても検討する。
71	乳幼児期の対応(赤ちゃん訪問、4～6か月育児相談)	健康推進課 児童福祉課	赤ちゃん訪問や、4～6か月育児相談等を実施し、育児不安による虐待の早期発見・予防を図る。
72	養育訪問支援事業	健康推進課 児童福祉課	赤ちゃん訪問指導で、特に支援が必要な世帯に対し訪問支援を実施する。支援を必要とする各世帯のケースに応じ関係各課と連携し、養育に関する指導・助言を行う。
73	若年層の児童虐待防止対策事業	児童福祉課 健康推進課 学校教育課	児童福祉課、健康推進課、小学校・中学校・義務教育学校養護教諭部会が連携を図り、小学校・中学校・義務教育学校において、性、妊娠、出産に関する正しい知識の習得を目的に、年齢に応じた保健教育等を実施し、命の大切さを学び、若年の妊娠・出産や児童虐待の未然防止に努める。

⑧ひとり親家庭等の自立支援の推進

母子家庭や父子家庭が安心して子育てを含む生活を営み、その子どもが他の子どもたちと変わりなく、心身ともに健全に成長できるように支援します。

また、ひとり親自身が健康で文化的な生活を送ることができるよう自立支援や生活支援の充実を図ります。

【施策内容】

施策番号	事業名	担当課	施策内容
74	母子・父子家庭医療費助成事業	国保年金課	18歳未満の児童を養育しているひとり親とその子（高校を卒業するまで）に対し医療費を助成する。
75	児童扶養手当給付支援事業	児童福祉課	児童が健やかに成長できるよう、児童を養育しているひとり親家庭等に対し手当を支給する。
76	ひとり親家庭等入学祝金事業	児童福祉課	3月1日現在において入学児童を有するひとり親家庭等の保護者に対し、中学・高校入学時及び義務教育学校（後期）進級時の経済面の支援として祝金30,000円を支給する。
77	ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等支給事業	児童福祉課	母子家庭の母及び父子家庭の父が就職する際に有利であり、かつ生活の安定に資する資格の取得を促進するため、養成機関で修業する場合、高等職業訓練促進給付金を支給する。
78	交通遺児手当支給事業	児童福祉課	義務教育終了前の交通遺児を養育する父、もしくは、母等に手当を支給し、交通遺児の養育及び就学上の不安を解消するとともに心身の健全な育成を図るために、遺児1人につき月額2,000円を支給する。

⑨配慮が必要な子どもの支援の充実

配慮が必要な子どもが安心して日常生活を送ることができ、他の子どもたちと同様に心身ともに健全に成長できるよう支援します。

また、障がい児への発達相談や福祉サービスを通じて、個々のニーズに応じた支援を充実させ、保護者が安心して子育てできる環境を整えます。

【施策内容】

施策番号	事業名	担当課	施策内容
79	障がい児への発達相談・支援	健康推進課	ことばの遅れや発達が心配される乳幼児と保護者を対象に、相談や療育を行う。
80	特別児童扶養手当支給事業	社会福祉課	身体や精神に障がいのある児童を家庭で介護している者に支給する。
81	在宅障がい児福祉手当支給事業	社会福祉課	20歳未満の心身に障がいのある児童を養育している保護者に支給する。
82	障がい者（児）の福祉サービス	社会福祉課	居宅介護・短期入所・児童発達支援・放課後等デイサービス等、障がい児の能力及び必要性に応じ適切な福祉サービスの給付を行う。
83	補装具の交付・修理	社会福祉課	身体上の障がいを補って日常生活をしやすくするため、補装具の交付、修理に伴う費用を支弁する。
84	日常生活用具の給付・貸与	社会福祉課	日常生活がより円滑に行われるために、障がいの種類及び程度を基準に必要に応じて給付・貸与する。
85	特別支援学級児童生徒事業	学校教育課 教育指導課	教室の改造や備品を整備するとともに、教育補助員を配置し、支援を必要とする児童生徒が将来的に一般社会に適應できるよう努める。

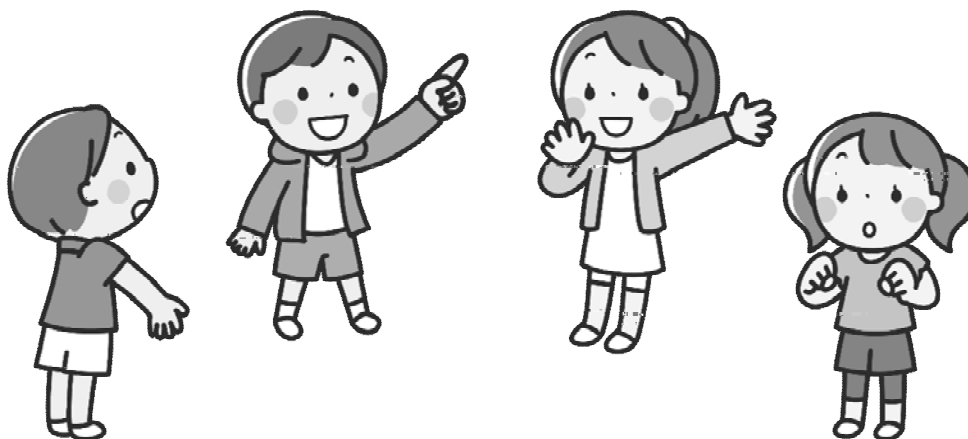
施策番号	事業名	担当課	施策内容
86	障がい児保育事業	児童福祉課 認定こども園	保育施設において、障がいのある子どもを受け入れ、障害の状況にあわせて個別的な対応に配慮しながら無理のないよう集団保育を実施する。また、民間に対しては、障がいのある子どもの受け入れをしている施設に保育教諭の配置に必要な経費を補助し、心身に障がいを有する乳幼児の保育の推進を図る。

⑩子どもの権利を守るための活動の推進

すべての子どもが安全で尊厳のある生活を送り、自己の権利を理解しながら成長できるよう支援します。学校や地域での人権教育を通じて「子どもの権利」を学ぶ機会を増やし、社会参画や意見表明の場を提供することで、子どもたちの声を社会に反映させます。

【施策内容】

施策番号	事業名	担当課	施策内容
87	人権尊重の教育	生涯学習課	市の推進体制を強化し、教職員の研修、児童生徒・地域住民へ学習機会を設け、人権意識の啓発を図る。



⑪いじめ、不登校、困難に直面する子どもへの支援

すべての子どもが安心して学び、自己の可能性を最大限に発揮できる環境を提供するため、いじめ防止基本方針の普及啓発を進めるとともに、不登校支援事業を強化し、子どもたちの学びやすい環境づくりを推進します。具体的には、不登校児童生徒のための学びの場や居場所づくりを進めるほか、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの配置を通じ、子どもや保護者への継続的な支援を行います。

また、教育相談や心の教室相談員の配置を拡充し、困難に直面する子どもたちが適切なサポートを受けられる体制を整備し、学校や地域社会と連携しながら、子ども一人ひとりに寄り添った支援を展開することで、いじめや不登校を未然に防ぎ、すべての子どもが安心して生活できる社会を目指します。

【施策内容】

施策番号	事業名	担当課	施策内容
88	教育支援センター運営事業	教育指導課	不登校児童生徒のための学びの場や居場所づくり、児童生徒の社会的自立を支援する。また、保護者への適切な個別のサポートを行う。

⑫仕事と子育ての両立支援

男女が子育てを分担して行い、その喜びと責任を分かち合えるよう仕事と子育ての両立支援を図ります。

そのため、働き続けられる雇用環境の整備と意識改革を促進するとともに、関係機関との連携を図りながら、仕事と生活の調和実現に向けた働き方の見直しを図るための広報、啓発活動、情報提供に努めます。

【施策内容】

施策番号	事業名	担当課	施策内容
89	男女共同参画の推進	生活環境課	行政や民間における男女共同参画を促進するための環境整備を推進する。そのため、相談体制の充実を図るとともに、広報活動やセミナーを通して、男女共同参画意識の普及に努める。また、政策決定過程における女性の参画を促進する。

◆ 第5章 子ども・子育て支援事業計画

❖ 第1節 年少人口の今後の推計

ニーズ量を推計するための前提となる人口推計については、コーホート変化率法等から推計した将来人口推計を基に市で算出を行いました。

年少人口はいずれも緩やかな減少傾向となっており、令和11年度には2,421人となっています。

※コーホート変化率法＝1歳刻みでの人口の変化率に加えて、出産の適正年齢にあたる女性の人口数と出生率を考慮した推計

◆ 将来人口推計

年齢	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	109	102	95	91	86
1歳	116	116	108	100	96
2歳	135	122	122	114	106
3歳	164	137	124	124	116
4歳	171	167	140	127	127
5歳	176	171	167	140	127
6歳	183	178	173	169	142
7歳	203	184	179	174	170
8歳	247	201	182	177	172
9歳	212	247	201	182	177
10歳	260	213	248	201	182
11歳	256	259	213	248	201
12歳	288	257	260	214	249
13歳	298	286	255	258	212
14歳	297	298	286	255	258
0～5歳（計）	871	815	756	696	658
6～11歳（計）	1,361	1,282	1,196	1,151	1,044
0～14歳（計）	3,115	2,938	2,753	2,574	2,421

❖ 第2節 定期的な教育・保育の量の見込みと確保の方策

(1) 3号認定（0～2歳児の利用）

■ 3号認定の量の見込みと確保の方策

年齢		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	量の見込み(A)	36	33	31	30	28
	確保方策(B)	31	31	31	31	31
	過不足(B)-(A)	▲5	▲2	0	1	3
1歳	量の見込み(A)	71	71	66	61	59
	確保方策(B)	83	83	83	83	83
	過不足(B)-(A)	12	12	17	22	24
2歳	量の見込み(A)	101	91	91	85	79
	確保方策(B)	108	108	108	108	108
	過不足(B)-(A)	7	17	17	23	29
全体	量の見込み(A)	208	195	188	176	166
	確保方策(B)	222	222	222	222	222
	過不足(B)-(A)	14	27	34	46	56

ここにいう「量の見込み」は利用することが見込まれる人の数を示します。(A)

「確保方策」は、各施設の定員の合計を示します。(B)

「過不足」は(B)から(A)を引いたものの数で、これがプラスの場合は、予想される利用者よりも定員が多い状態、マイナスの場合は、用意した定員を上回る利用が予想される場合を示します。(以下同じ)

○3号認定(0～2歳児)の量の見込みについては、これまでの利用実績の伸び率を基に、女性の就業率の上昇等による保育利用率の伸び率と推計児童数の推移に合わせて算出しました。

各年度の量の見込みに対して、確保方策が下回るものについては、保育所定員の弾力化（待機児童解消のため、定員を超えて入所できるようにすること）の人数を含めていないため、本計画の確保方策値が少なくなっています。人口の減少の影響もあり、確保方策の不足は年度を追うごとに充足に向かうようになっています。

(2) 2号認定(3～5歳の保育の利用)

■ 2号認定の量の見込みと確保の方策

年齢		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
3歳	量の見込み(A)	129	108	98	97	91
	確保方策(B)	137	137	137	137	137
	過不足(B)-(A)	8	29	39	40	46
4～5歳	量の見込み(A)	272	265	241	210	200
	確保方策(B)	309	309	309	309	309
	過不足(B)-(A)	37	44	68	99	109
全体	量の見込み(A)	401	373	339	307	291
	確保方策(B)	446	446	446	446	446
	過不足(B)-(A)	45	73	107	139	155

○2号認定(3～5歳児)の量の見込みについては、これまでの利用実績の伸び率を基に推計児童数の推移に合わせて算出しました。

確保方策については、いずれの年齢においても現在の定員で充足されています。今後は、利用定員の見直し等を図りながら、利用希望を十分に受け入れられるよう、保育士等の人材確保や利用希望者に向けた情報の提供や利用の調整等に努めます。

(3) 1号認定(3～5歳の教育の利用)

■ 1号認定の量の見込みと確保の方策

年齢		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
3歳	量の見込み(A)	35	29	26	26	25
	確保方策(B)	67	67	67	67	67
	過不足(B)-(A)	32	38	41	41	42
4～5歳	量の見込み(A)	74	72	66	57	54
	確保方策(B)	127	127	127	127	127
	過不足(B)-(A)	53	55	61	70	73
全体	量の見込み(A)	109	101	92	83	79
	確保方策(B)	194	194	194	194	194
	過不足(B)-(A)	85	93	102	111	115

○1号認定(3～5歳児)の量の見込みについては、これまでの利用実績の伸び率を基に推計児童数の推移に合わせて算出しました。

確保方策については、いずれの年齢においても現在の定員で充足されています。今後は、利用希望を十分に受け入れられるよう、幼稚園教諭等の人材確保、利用希望者に向けた情報の提供や利用の調整等に努めます。

（４）定期的な教育・保育の事業の円滑な運営に向けて

①定期的な教育・保育の事業

本市における定期的な教育・保育の基本的な考え方については、既存の各施設の運営支援に努めるとともに、国・県の動向を踏まえながら、実情に応じて取り組みを進めます。

また、私立の各園については、国・県と連携した情報提供に努めるとともに、各園からの相談や支援が十分に図られるよう体制の充実に努めます。

②質の高い教育・保育の提供

本市のこれまで実施してきた教育・保育の一体的提供について、より良い提供体制が確保できるよう、整備を推進します。

特に、教育・保育を担う幼稚園教諭、保育士については、量の確保に努めると共に、研修等を通じ、公私立ともに十分な取り組みと支援に努めます。

③教育・保育施設間の連携

市内の各施設相互の連携を図るための体制整備に努めます。

また、各施設と小学校との連携など、桜川市の子どもたちが、どの施設、事業を選択しても、質の高い教育・保育が提供され、切れ目ない支援が図られるよう、体制の充実に努めます。

④各種事業の円滑な利用に向けた考え方

令和元年 10 月より、0～2 歳児における住民税非課税世帯や、3～5 歳における幼稚園、保育所、認定こども園を利用する子ども、就学前障がい児の発達支援を利用する場合などにおいて、幼児教育・保育の利用者負担額の無償化が図られることになりました。これらの制度について、それぞれの市民が希望する形態において、利用が可能となるよう支援に努めます。

また、利用を希望する市民がそれぞれに抱える教育・保育ニーズを適切に把握し、利用につなげられるよう、各種健診や訪問、窓口等の相談機会等を通して、ニーズ把握に努め、事業利用の案内等を徹底し、必要な人にサービスが届くよう努めます。

❖ 第3節 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の方策

1. 利用者支援事業

子どもや保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用について情報収集を行うとともに、それらの利用に当たっての相談に応じ、必要な助言を行い、関係機関等との連絡調整等を実施する事業です。

■見込み量と確保量

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
確保量	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所

【確保の方策】

○桜川市の子育て支援センター（岩瀬地区・真壁地区）、こども家庭センター3か所において相談事業を実施しており、今後も継続して事業を展開していきます。また、子育て支援に関する情報提供等も行っていきます。

2. 延長保育事業（時間外保育）

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所等で引き続き保育を実施する事業です。

■見込み量と確保量

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	286人	266人	247人	227人	214人
確保量	286人	266人	247人	227人	214人
	7か所	7か所	7か所	7か所	7か所

【確保の方策】

○延長保育事業においては、保護者の就労状況により定期的な教育保育に加えて実施しており、今後も保護者のニーズに応えられるよう、私立と公立ともに必要な体制を確保し、事業を継続していきます。

3. 放課後児童健全育成事業

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校及び義務教育学校の余裕教室、児童館等を利用して支援員のもと適切な遊び及び生活の場を提供する事業です。

■見込みと確保量

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	低学年 (1～3年生)	387人	396人	398人	383人	348人
	高学年 (4～6年生)	264人	271人	272人	262人	237人
	合計	651人	667人	670人	645人	585人
確保量		651人	667人	670人	645人	585人
		14クラス	14クラス	14クラス	14クラス	14クラス

【確保の方策】

○放課後児童健全育成事業については、「放課後児童対策パッケージ」を踏まえて、放課後における児童の安心と安全を確保するだけでなく、児童及び保護者の多種多様なニーズに応じることができる居場所づくりを目指して事業を実施します。市内各小学校において様々な遊びや社交活動をおこなう放課後児童クラブ（学童クラブ）を実施するとともに、より個々人の興味や能力、さらには教育的ニーズに応じることができる放課後子ども教室の実施を検討します。



4. 子育て短期支援事業

母子家庭等が安心して子育てしながら働くことができる環境を整備するため、一定の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童を児童養護施設等で預かる短期入所生活援助（ショートステイ）事業です。

また、夜間養護等（トワイライトステイ）事業とは、保護者が仕事などの理由により平日の夜間又は休日に不在となり、家庭において児童等を養育することが困難となった場合などに、生活の指導や食事の提供等を行う事業です。

① ショートステイ

■ 見込み量と確保量

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	20人	20人	20人	20人	20人
確保量	20人	20人	20人	20人	20人

② トワイライトステイ

■ 見込み量と確保量

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	10人	10人	10人	10人	10人
確保量	10人	10人	10人	10人	10人

【確保の方策】

○子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）については、令和7年度より実施予定の事業となっており、今後、利用者数を踏まえて確保量を検討します。

5. 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

■ 見込み量と確保量

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	120人	120人	120人	120人	120人
確保体制	実施体制：4人 実施機関：健康推進課				

【確保の方策】

○今後も、現在の実施体制を維持し、乳児家庭の全戸に訪問し、養育環境の把握や相談・情報提供に努め、子育てを支援していきます。

6. 養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業などにより把握した、保護者の養育を支援することが特に必要と判断される家庭に対して、保健師・助産師・保育士等が居宅を訪問し、養育に関する相談支援を行う事業です。

■見込み量と確保量

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	20回	20回	20回	20回	20回
確保体制	実施体制：4人 実施機関：児童福祉課・健康推進課				

【確保の方策】

○現在の実施体制を維持し、児童福祉課・健康推進課を中心に関係課と連携し、支援を必要とする各世帯のケースに応じ、養育に関する指導・助言を行います。

7. 地域子育て支援拠点事業

家庭や地域における子育て機能の低下や、子育て中の親の孤独感や負担感の増大等に対応するため、地域の子育て中の親子の交流促進や育児相談等を行う事業です。

■見込み量と確保量（延べ人数）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	11,484人	10,746人	9,968人	9,177人	8,676人
確保量	11,484人	10,746人	9,968人	9,177人	8,676人
	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所

【確保の方策】

○今後も、公立・私立が協力して子育て支援センターのPRに努め、利用促進を図ります。

8. 一時預かり事業

家庭において一時的に保育を受けることが困難になった乳幼児について、保育所、幼稚園その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

①幼稚園在園児（1号認定児）を対象とする一時預かり

■見込み量と確保量（延べ人数）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	1,691人	1,567人	1,427人	1,288人	1,226人
確保量	1,691人	1,567人	1,427人	1,228人	1,226人

【確保の方策】

○今後も体制の強化を考慮し、事業を継続していきます。

②幼稚園在園児を対象とする一時預かり以外

■見込み量と確保量（延べ人数）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	1,022人	956人	887人	817人	772人
確保量	1,022人	956人	887人	817人	772人

【確保の方策】

○今後も体制の強化を考慮し、事業を継続していきます。

9. 病児保育事業

病気の児童について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。

■見込み量と確保量（延べ人数）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	70人	70人	70人	70人	70人
確保量	160人	160人	160人	160人	160人

【確保の方策】

○今後も筑西市との委託契約のもと、茨城県西部メディカルセンターで事業を実施していきます。

10. 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

■見込み量と確保量

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	40人	40人	40人	40人	40人
確保量	40人	40人	40人	40人	40人
提供会員数	22人	22人	22人	22人	22人

【確保の方策】

○今後も子育て家庭が必要に応じ、制度を有効に活用できるよう、社会福祉協議会との連携を深め、広報・ホームページ等で広く市民へ周知するなど利用促進に努めます。

11. 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

■見込み量と確保量

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	186人	186人	186人	186人	186人
確保体制	委託先：茨城県医師会（県内産婦人科、小児科医療機関）及び県外医療機関				
	検査項目：①基本的な健康診査 ②血液検査 ③子宮頸ガン検査 ④超音波検査 ⑤HTLV-1抗体検査 ⑥クラミジア検査 ⑦B群溶血性レンサ球菌検査				

【確保の方策】

○今後も、妊婦の経済的な負担を軽減するとともに、定期的な受診の勧奨を実施します。

12. 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき給食費や日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

【確保の方策】

○実費徴収に係る補足給付を行う事業については、今後必要に応じ適切な案内を行い、事業を実施します。

13. 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

新規参入事業者に対する相談・助言等の巡回支援や健康・発達面の特別な支援が必要な子どもへの職員加配の促進、未就学児童を対象とした多様な集団活動事業の利用者支援を行う事業です。

■見込み量と確保量

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	1事業	1事業	1事業	1事業	1事業
確保量	1事業	1事業	1事業	1事業	1事業

【確保の方策】

○令和5年度より1事業を実施しており、今後も民間事業者の参入による多様な能力活用を目指しながらも、市の実情や需給体制を把握した上で実施します。

14.【新規】子育て世帯訪問支援事業

家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭等に対し、訪問支援員が訪問し、家事支援や養育支援を行う事業です。

Point 2

子育て世帯訪問支援事業の提供体制の整備

対象法令	法改正による支援の強化内容
子ども・若者育成支援推進法	ヤングケアラー※ ¹ に対する支援の強化として、国・地方公共団体等が支援に努めるべき対象として子ども・若者育成支援推進法に明記

※¹ヤングケアラー

→家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者。

15.【新規】児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、居場所となる場を開設し、多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、適切な関係機関へつなぐ等、児童の状況に応じた支援を包括的に提供する事業です。

16.【新規】親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設け親子間における適切な関係性の構築を図る事業です。

○新規3事業（14. 子育て世帯訪問支援事業、15. 児童育成支援拠点事業、16. 親子関係形成支援事業）については、計画期間においての実施は未定ですが、今後、人材の育成や確保、支援体制の整備等を検討して行きます。

17.【新規】妊婦等包括相談支援事業

妊娠期から出産後にかけて、妊婦やその家族が安心して過ごせるよう、必要な支援や情報を包括的に提供する事業です。妊婦専用の相談窓口の設置や個別相談と支援プランの作成、産前・産後ケアサービスの提供等を地域ネットワークと連携して推進します。

■見込み量と確保量

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	妊娠届出数 120 件	妊娠届出数 120 件	妊娠届出数 120 件	妊娠届出数 120 件	妊娠届出数 120 件
	1組当たり面談回数 3 回	1組当たり面談回数 3 回	1組当たり面談回数 3 回	1組当たり面談回数 3 回	1組当たり面談回数 3 回
	面談実施合計回数 360 回	面談実施合計回数 360 回	面談実施合計回数 360 回	面談実施合計回数 360 回	面談実施合計回数 360 回
確保量	360 回	360 回	360 回	360 回	360 回

○妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や母子健康手帳アプリ等による継続的な情報発信等を行います。また、関係機関と情報共有しながら必要な支援につなぐ伴走型相談支援の推進を図ります。

Point 3

妊婦のための支援給付の創設、妊婦等包括相談支援事業の創設

対象法令	法改正による支援の強化内容
子ども・子育て支援法・児童福祉法	① 妊婦のための支援給付の創設 ② ①の給付と妊婦等包括相談支援事業を効果的に組み合わせることを規定 ③ 出産・子育て応援交付金として妊娠届出時に金5万円相当と出生届出（乳児家庭全戸訪問等）時に妊娠している子どもの数×5万円相当の支給

18.【新規】乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、0歳6か月～2歳の未就園児を対象にし、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で利用できる新たな通園給付です。

■見込み量（必要定員数）

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳児	見込み量		1人	1人	1人	1人
1歳児	見込み量		2人	2人	2人	2人
2歳児	見込み量		1人	1人	1人	1人

〇令和8年度から実施の事業です。市内の認定こども園と利用調整を図り、利用者に向けた情報の提供や利用意向に沿えるよう整備に努めます。

Point 4

乳児等のための支援給付（こども誰でも通園制度）の創設

対象法令	法改正による支援の強化内容
子ども・子育て支援法・児童福祉法・社会福祉法等	① 保育所等に通っていないこどもへの支援を強化する観点から、現行の「子どものための教育・保育給付」とは別に、新たに「乳児等のための支援給付」として、こども誰でも通園制度を創設 ② 利用対象者は、満3歳未満で保育所等に通っていないこども※¹とし、月一定時間までの利用可能枠の中で利用が可能 ※¹：0歳6か月までは制度として伴走型相談支援事業等があることや、多くの事業所で0歳6か月以前から通園の対象とするということはこどもの安全を確保できるのか十分留意が必要になるなどの課題があり、0歳6か月から満3歳未満を基本的に想定

19.【新規】産後ケア事業（令和7年4月より施行）

出産後1年以内の母子に対して、助産師等の専門職が心身のケアや育児サポート等の支援を行う事業です。病院・助産所・診療所等へ数日宿泊する宿泊型、病院・助産所・診療所等へ通う通所型、助産師等が家庭訪問する居宅訪問型があります。

■見込み量と確保量（延べ人数）

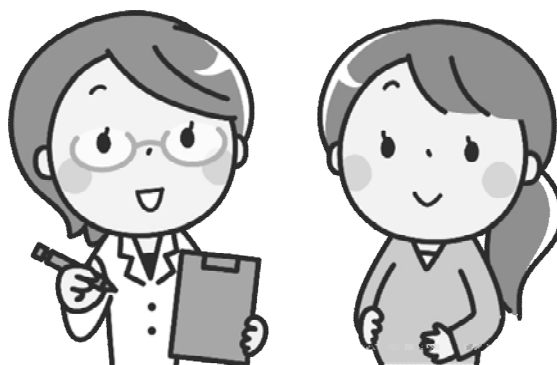
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	24人	24人	24人	24人	24人
確保量	24人	24人	24人	24人	24人

○産後の心身の負担を軽減するため、希望する全ての方が産後ケア事業を利用できるよう、産後ケアの体制の充実を図ります。また、産後ケア事業を利用しやすい環境を整える観点から、利用者負担の軽減を図り、地域で安心して子育てができるよう支援していきます。

Point 5

産後ケア事業の提供体制の整備

対象法令	法改正による支援の強化内容
子ども・子育て支援法	① 産後ケア事業※¹について国・都道府県・市町村の役割を明確化することにより、計画的な提供体制の整備を進める。 ※¹：出産後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行う事業。



◆ 第6章 計画の推進に向けて

❖ 第1節 計画の推進体制

計画の実現を目指し、福祉、教育、産業等の庁内の関係部局により連携を図り、事業の進捗状況を管理するとともに、総合的な取組みを推進します。

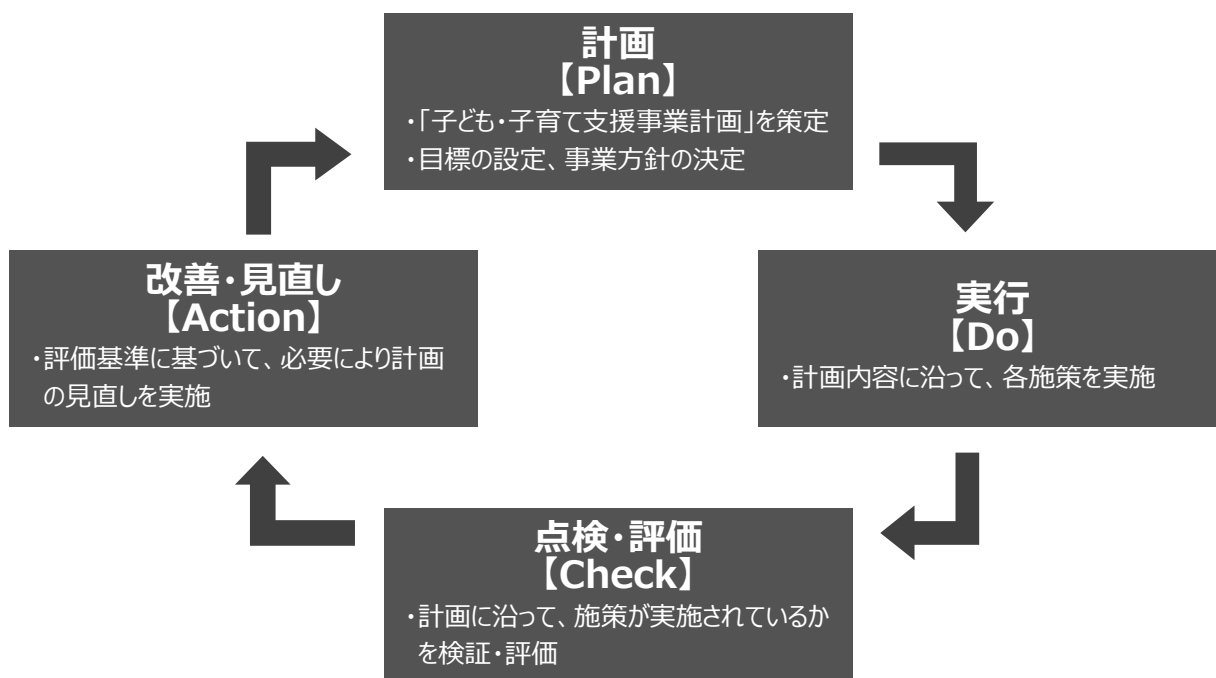
また、学識経験者や子育て支援関係者、市民などの参画による「桜川市子ども・子育て会議」において、年度ごとに計画の進捗状況についての点検・評価とその後の取組みの検討を行い、必要がある場合には見直しを行い、計画を推進します。

❖ 第2節 計画の点検・評価

計画の進捗状況や評価については、地域の現状や課題の解消に役立ったかなど、子育て支援事業の利用者の視点に立った点検・評価を実施し、必要に応じて変更等の措置を講ずるよう努め、PDCAサイクルによる計画の進行管理を行います。

また、点検・評価の結果、実施状況に係る情報をホームページ等で公表し、市民に周知を図ります。

【計画の点検・評価に向けて（PDCAサイクル）】



❖ 第3節 地域・市民との連携

本計画の推進のためには、市役所だけでなく、児童相談所などの行政組織や、子育てに関係する民間団体・市民ネットワーク、及び各地域の住民の協力が不可欠です。そのため、市民に対して積極的に情報を提供していくとともに、市行政と各種団体、地域住民との連携を強化します。

市は子育てに対する多様化するニーズに対応していくため、保育士、教員、保健師などの子育てに関わる専門職員だけでなく、ボランティアなど、子育て支援を担う幅広い人材の確保・育成に努め、幅広い連携を図りながら、地域資源を活かした子育て支援の充実を図ります。

❖ 第4節 国・県との連携

計画に掲げる取り組みについては、市が単独で実施できるもののほかに、制度や法律に基づく事業もあるため、国や県、近隣市町村との連携を深め、必要に応じて協力要請を行い、計画を推進します。



第3期 桜川市 子ども・子育て支援事業計画
ーさくらがわスマイル子どもプランー

発 行／令和7年3月

編 集／桜川市役所 児童福祉課

〒309-1292 茨城県桜川市岩瀬64番地2

TEL：0296-75-3111（代） FAX：0296-75-4690
